

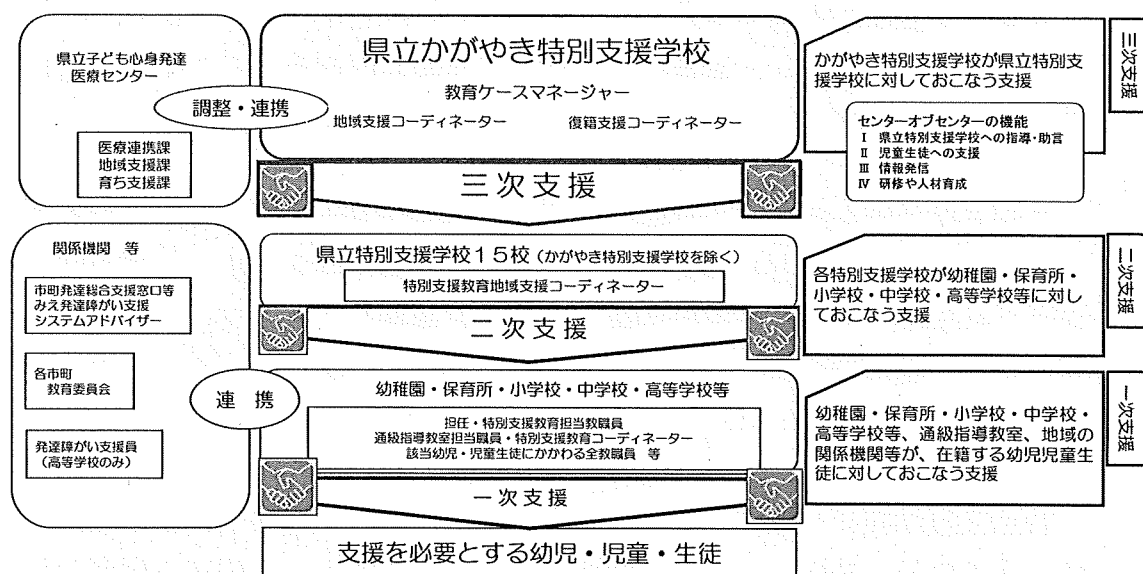
【今後の取組】

特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの発達障がいに係る専門性の向上を図るため、引き続き、かがやき特別支援学校あすなろ校における実地研修を実施します。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成に取り組みます。

【資料 32】県立かがやき特別支援学校を中核とした段階的な支援



第Ⅴ章 教員の専門性の向上

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、全ての教員や保育士の特別支援教育に関する知識・技能を高めるために、全ての学校等において、特別支援教育に関する校内研修等を実施することが必要です。

小中学校の通常の学級や高等学校の教員は、特別な支援を必要とする子どもたちの特性や基本的な支援方法を理解するとともに、日常の学校生活や授業等の様子から支援の必要性に気づく力が求められます。また、通常の学級においては、周りの子どもの適切なかかわりや理解が不可欠なことから、特別な支援の必要性について周りの子どもに説明できる力が必要です。

通級による指導を担当する教員は、子どもの実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行う力が求められます。また、通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐ力が求められます。

特別支援学級を担当する教員は、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、子どもの実態をふまえた各教科や自立活動の指導を行う力が求められます。また、通常の学級等の教員と連携し、特別支援学級における学習内容と、通常の学級における学習内容を整理し、適切に評価する力が求められます。

特別支援学校に在籍する子どもの障がい、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。(再掲 27 頁)

【今後の取組】

小中学校および高等学校においては、校内委員会や研修会を開催するなど、子どもに関する情報の共有や障がいの特性、支援の方法に対する共通理解を深められるよう、特別支援学校のセンター的機能として校内委員会での助言などの取組を進めます。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。

通級による指導を担当する教員を対象とした研修を引き続き開催するとともに、地域ごとに通級による担当者育成するための仕組み作りについて検討します。

特別支援学級の多様な実態の子ども一人ひとりに、適切な授業を実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や研修会への参加等を促すなど、市町等教育委員会と連携した取組を進めます。

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。(再掲 30 頁)

発達障がいに関する専門性の向上のため、県立かがやき特別支援学校あすなろ校と小中学校の教員との人事交流について検討します。

特別支援学校において教育実習生を積極的に受け入れるとともに、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討等に参加できるよう、大学等との連携を深めます。

大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。(平成 30 年度 三重県 80.1% 全国 79.7%)

第Ⅵ章 特別支援学校の整備

1 これまでの整備の経緯

東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備し、平成 29 年 4 月から新校舎で学習をしています。

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）を平成 29 年 4 月（新校舎での学習は平成 29 年 6 月から開始）に再編整備しました。

玉城わかば学園の児童生徒数の増加による施設の狭隘化に対応するため、松阪あゆみ特別支援学校を新設し、平成 30 年 4 月に開校しました。

西日野にじ学園の児童生徒数の増加による狭隘化に対応するため、四日市市のあけぼの学園跡地を利活用し、令和元年 9 月から使用しています。

一部の特別支援学校においては施設の狭隘化、老朽化や教室不足が解消されていない状況です。

特別支援学校に通学する子どもの増加や、スクールバスの老朽化に伴い、車両の増車や更新を計画的に進めました。現在、48 台のスクールバスを運行しています。

県内の各地域における特別支援学校の整備とスクールバスの配置の充実によって通学が困難な子どもが減少し、寄宿舎に入舎する子どもの数は減少しています。寄宿舎整備協議会を開催し、今後の寄宿舎のあり方について、寄宿舎設置校と協議を重ねてきました。

寄宿舎を利用する子どもの減少に伴い、平成 30 年度末に度会特別支援学校の寄宿舎を閉舎しました。

【資料 33】寄宿舎利用者の人数の推移（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
人数	33	41	43	38	32

（県教育委員会調べ）

2 今後の対応

特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対しては、市町等教育委員会や各特別支援学校との情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討を重ねています。引き続き、各特別支援学校への聞き取りや市町等教育委員会との情報共有をていねいに行い、在籍者数や障がい種別、地域等をふまえ、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めます。施設の老朽化については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月予定）」に基づき、計画的に対策を進めます。

スクールバスについては、子どもが安全で安心に通学できるよう計画的な配備を行い、運行します。また、導入後長年月を経過している車両については、必要な修繕を行うとともに、引き続き計画的に更新を進めます。

寄宿舍については、寄宿舍整備協議会において今後のあり方の検討を進めています。保護者等の関係者も含め、障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、寄宿舍のあり方について検討を進めます。

各章における目標指標

みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの主指標

項 目	現状値	R5
(☆) 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (H30 年度)	100%

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

項 目	現状値	R5
高等学校へ支援情報を引き継いだ中学校の割合（保護者の同意が得られた場合に限る）	—	100%

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の充実

項 目	現状値	R5
(☆) 小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小：86.0% 中：70.2% 指導計画 小：91.5% 中：85.1% (H30 年度)	100%

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の充実

項 目	現状値	R5
通級による指導を実施している高等学校数	1 校	3 校

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

項 目	現状値	R5
(☆) 特別支援学校において、交流及び共同学習を実施した回数	845 回 (H30 年度)	950 回

第Ⅴ章 教員の専門性の向上

項 目	現状値	R5
幼稚園・小中学校・高等学校において、特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（4 年間の累計）	82.2% (H30 年度)	100%

(☆) は、みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの活動指標

報告 9

三重県文化財保存活用大綱の中間案について

三重県文化財保存活用大綱の中間案について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長

三重県文化財保存活用大綱の中間案について

1 策定の経緯・必要性

我が国では、過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財を取り巻く環境が悪化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。また、未指定を含めた文化財を、まちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要となっています。

本県でも、過疎化・少子高齢化の進行等により、伝統的な民俗行事の継承や文化財の維持管理が困難になるとともに、自然環境の悪化による貴重な動植物の絶滅等が懸念される状況が見られます。

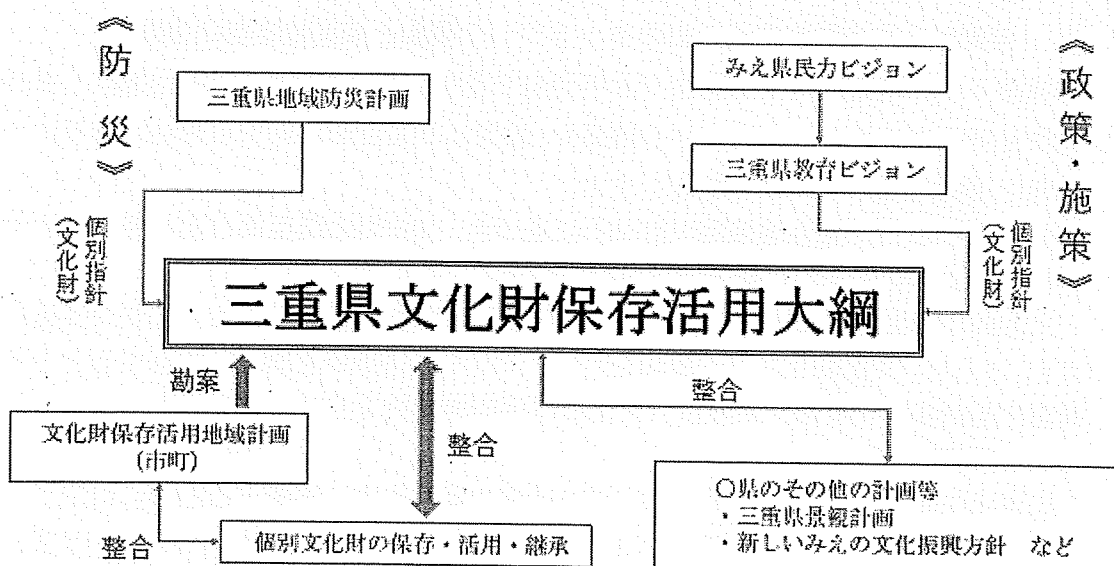
平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法では、都道府県の教育委員会が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を示し（法第183条の2第1項）、市町村の教育委員会が域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成する（法第183条の3第1項）ことで、地域における文化財の計画的な保存・活用が推進できるよう、制度が整えられました。

県教育委員会では、本県における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確化することで、市町による文化財保存活用計画策定への取り組みが進むよう、「三重県文化財保存活用大綱」を策定することとし、県文化財保護審議会に策定部会を設置して検討を進めています。

2 概要

（1）本大綱の位置づけ

本大綱を図のように位置づけ、関連施策との整合を図ります。



(2) 大綱策定の目的

- ・三重県における文化財の保存・活用と、それを継承していくための基本的な方向性を明確化すること
- ・県内で保存・活用・継承の取組を進めていくうえでの共通の基盤を示すこと

(3) 本県における文化財保護の基本的な方針

本県の文化財保護の基本的な方針は、次のとおりです。

【目標】

- 全ての人が本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送ること
- 文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受すること

【課題】

- ・特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が将来に引き継がれ、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されていくこと

【方針】

- ① 適切な保存
- ② 有効な活用
- ③ 確実な継承
- ④ 災害から守る

三重県が重視する
文化財保護の4つの柱

本大綱では、この4つの柱を重視して検討を進めています。

(4) 本県の大綱の特徴

本県の文化財保存活用大綱は、次の2点に特徴があります。

① 県内の大小さまざまな地域の特徴を生かした文化財の保存と活用の推進

県内は、北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・東紀州という大きな地域と、今の小学校区や大字単位の小さな地域が、それぞれに特色を持ちながら重層的に形作られています。こうした大小さまざまな地域で育まれた文化財について、地域の個性が大切にされ、人びとが誇りを感じながら守り伝えられるよう方針を示します。

② 災害から文化財を守るためのネットワーク構築と被災時体制の整備

南海トラフ地震に対する懸念や近年全国で多発している自然災害を念頭に、県内の文化財を守るためのネットワークの構築や、被災した文化財に対する対処方針等について、市町と連携しながら体制を整備します。

本大綱では、『三重県地域防災計画』に基づき、文化財の防災及び災害発生時の対応について、より具体的かつ細部の内容を定めます。

文化財の防災設備に対しては、国、市町及び所有者と協議のうえ、必要な支援を行います。さらに、文化財リストの整理を行い、市町や関係部局と情報を共有するとともに、緊急時連絡体制の整備、県職員（文化財保護指導委員を含む）を対象とした文化財レスキュー研修を実施します。

災害発生時には、次ページに示す図の体制で臨みます。実施する内容には以下のようなものがあり、いずれも市町からの要請に基づき、県と市町が連携して行います。

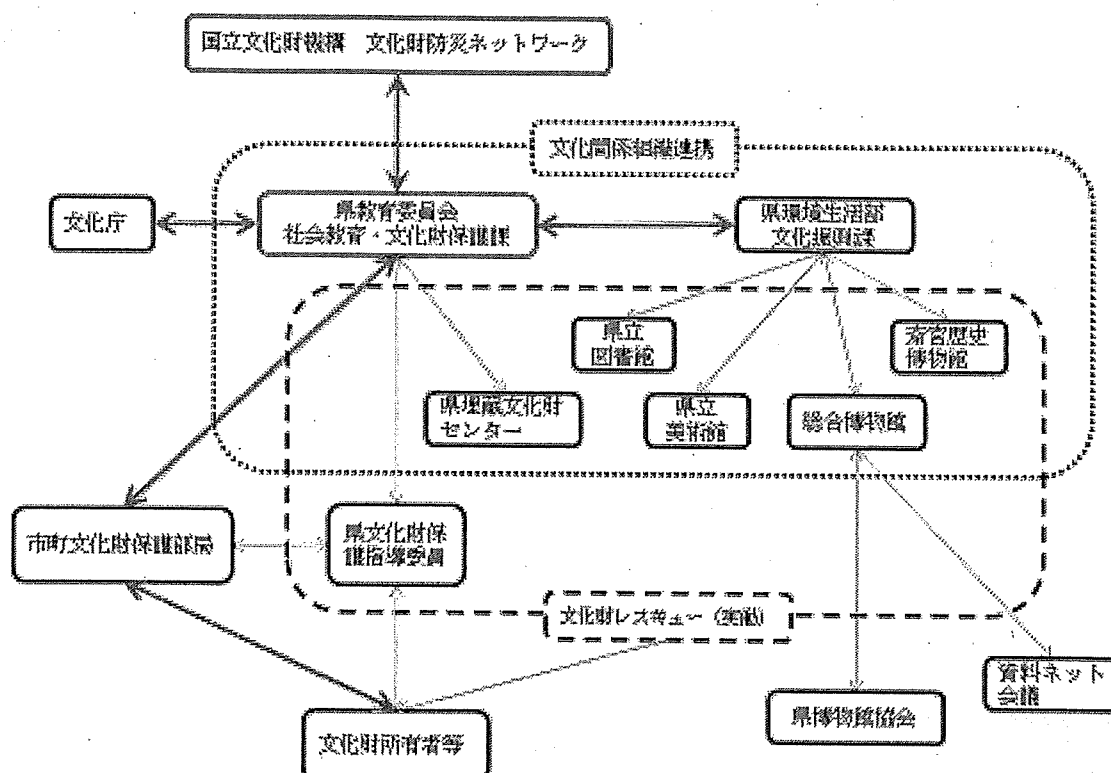
- ・県文化財等担当職員（県文化財保護指導委員を含む）による被災文化財の状況確認

の実施

- ・被災文化財の緊急避難及び一時保管
- ・被災文化財の応急処置

なお、広域に及ぶ大規模災害や、県のみでは対応できない多くの被災案件が発生した場合、県は国と連絡調整のうえ、国及び関係機関に必要な応援を要請し、連携して取り組みます。

【文化財防災・レスキュー関係図】



(5) 文化財の保存・活用・継承への県民力の結集に向けて

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むため、県民力を結集し、多様な主体それぞれが当事者としての役割を担っていくことを目指します。

① 文化財所有者の役割

文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行い、可能な限り公開するなどの活用を行う。

② 「地域」の役割と期待

地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動を推進する。

③ 行政の役割

文化財の保存・活用・継承に必要な支援と情報発信を強化する。また、災害に備えたネットワークの構築と緊急時のレスキュー活動を行う。

④ 高等教育機関、企業等への期待

<高等教育機関>専門性を活かした研究の進展、学術的指導や助言、人材を育成する。

＜企業等＞文化財と共存する環境づくりや必要に応じた支援をする。

3 策定に向けたスケジュール

令和2年度上半期の策定を目指しています。今後のスケジュールは以下の予定です。

令和2年3～4月	パブリックコメント
5月	県文化財保護審議会及び同策定部会による検討
6月	常任委員会で最終案を報告、策定

三重県文化財保存活用大綱

(中間案)

令和 2 (2020) 年 3 月

三重県教育委員会

三重県文化財保存活用大綱(原案)目次

はじめに.....	(1)
-----------	-----

第1章 大綱策定の目的と位置づけ.....	(2)
-----------------------	-----

第1節 大綱策定の背景と目的

- (1) 人口減少、少子高齢化社会の進行と文化財
- (2) 自然災害への対応
- (3) 文化財保護法改正と国の動き
- (4) 大綱の策定

第2節 大綱の位置づけ

- (1) 三重県民力ビジョン
- (2) 三重県教育ビジョン

第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針.....	(6)
----------------------------------	-----

第1節 文化財

- (1) 文化財保護の意味
- (2) 文化財保護の重要性の高まり
- (3) 三重県の文化財保護推進の課題
- (4) 文化財保護の基本方針

第2節 文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて

- (1) 文化財所有者の役割
- (2) 地域の役割と期待
- (3) 行政の役割
- (4) 県と市町の役割分担
- (5) 高等教育機関、企業等への期待

第3章 文化財の定義と対象.....	(9)
--------------------	-----

第1節 文化財の定義

第2節 文化財の種類

- (1) 国指定文化財等
- (2) 県指定文化財等
- (3) 市町指定文化財等
- (4) 埋蔵文化財
- (5) 国登録文化財

(6) 無指定の文化財

第3節 県内の状況

第4章 三重県の風土的特徴……………(13)

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

(1) 自然環境の概要

ア 地形

イ 地質

ウ 水系

エ 気候

オ 動植物の生育

(2) 歴史的環境概要

ア 原始(旧石器～古墳時代)

イ 古代(奈良・平安時代)

ウ 中世(平安時代末期～室町・戦国時代)

エ 近世(江戸時代)

オ 近代・現代(明治～昭和時代)

(3) 生活文化概要

(4) 三重県域の地域的特色

第2節 三重県域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

(2) 県域の地域区分(ステージ4)について

(3) 市町の地域区分(ステージ3)について

(4) 地域区分の柔軟性について

第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置……………(28)

第1節 保存

(1) 文化財の把握調査

(2) 指定等による保護

(3) 文化財の記録作成

(4) 埋蔵文化財の保護と調査

(5) 無指定の文化財の保護

第2節 活用

(1) 情報発信

(2) 文化財の公開

(3) まちづくりと観光誘客

第3節 継承

- (1) 市町による文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 個別文化財の保存活用計画
- (3) 所有者や市町等が行う文化財修理・整備等への支援方針
- (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

第4節 専門的人材の確保と育成

- (1) 県の取組
- (2) 市町の取組

第6章 防災及び災害発生時の対応.....(41)

第1節 対応方針

- (1) 方針の位置づけ
- (2) 災害規模による対応

第2節 事前の備え

- (1) 想定される被害と防災対策
- (2) 「三重県地域防災計画」での位置づけ
- (3) 文化財リストの作成

第3節 災害発生時の対応

- (1) 「三重県地域防災計画」での位置づけ
- (2) 被災文化財等への対応
- (3) 国及び関係機関との連携

第4節 災害後の対応

<付表>.....(49)

■県及び関係機関

資料

- 別表1 三重県作成の文化財関係資料
- 別表2 三重県文化財保護審議会委員名簿

はじめに

日本列島のほぼ中央に位置する三重県は、南部に紀伊山地、北部に鈴鹿山脈を擁し、東に伊勢湾・熊野灘を臨み、個性豊かな自然環境に恵まれています。伊勢湾をとりまく河川にはネコギギ、大阪湾へと注ぐ河川にはオオサンショウウオ、山間部にはカモシカといった特徴的な生物の生息が見られます。また、本県は近畿地方の東部であるとともに東海地方の一角でもあり、交通の要衝として日本列島東西の文化が交わっています。そのため、歴史的には江戸時代の「お伊勢詣り」で盛行を極めた伊勢神宮をめぐる様々な文化や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」といった特色ある有形・無形の歴史・文化遺産が本県に数多く残されています。これらの文化財は、県民の貴重な財産として今後も守り伝えられ、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが大切です。

しかし一方で、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な行事の継承が困難となってきています。また、気候変動や開発等に伴う自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等も危惧されており、文化財の確実な保護が求められています。

平成31(2019)年4月に施行された改正文化財保護法では、文化財を取り巻く諸環境の変化に対応し、地域社会総がかりでその保存と活用に取り組む必要があることが示されました。そこで本県では、改正文化財保護法に都道府県が策定することができるとして位置づけられた、「三重県文化財保存活用大綱」を策定しました。これは、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえでの共通の基盤を示すものです。県民の皆さんによってこの大綱が有効に活用され、文化財の保護が一層効果的に進むことを願います。

第1章 大綱策定の目的と位置づけ

第1節 大綱策定の背景と目的

(1) 人口減少、少子高齢化社会の進行と文化財

本県の人口は2008年をピークに減少局面に入り、2040年には2010年と比べて約35万人少ない150万人にまで減少すると推計されています。中でも県南部地域の人口は1955年をピークに減少し続けており、2040年にはピーク時の約半分となる22万人前後まで減少するとされています。また、年少人口（0～14歳）は1980年代頃にわずかな上昇傾向を示した後には減少し続けており、このままでは2040年には1990年頃の半分となる20万人を割り込むという推計もなされています¹。

二木島祭（熊野市）やゲーター祭（鳥羽市）等、県を代表する民俗行事の休止が示しているように、これまで文化財を守り伝えてきた集落や地域コミュニティの存続が難しくなっています。人口減少や少子高齢化の影響と考えられ、文化財の担い手を確保するための対策が求められています。

(2) 自然災害への対応

平成23(2011)年9月に発生した台風第12号による紀伊半島大水害では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に大きな被害がありました。近年の気候変動は、想定外の集中豪雨や洪水を日本列島各地に引き起こしています。また、将来の発生が危惧されている太平洋南海トラフ地震により、本県に大災害が発生すると想定されています。これらの自然災害は、人命を脅かすだけでなく、文化財にも甚大な被害を及ぼします。一方で、被災地が復興するにあたり、守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことが、東日本大震災等の経験を経て改めて認識されました。

文化財を自然災害からどのように守っていくのが、大きな課題となっています。

(3) 文化財保護法改正と国の動き

平成31(2019)年4月1日に文化財保護法（以下「法」という。）が改正・施行されました。この法改正は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であること、指定文化財だけでなく無指定文化財も含めた保護対策が必要であること、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承への取組が必要であること、等が趣旨となっています。

また、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するため、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱が策定できること（法第183条の2第1項）、市町村は域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を、都道府県の大綱を勘案して作成できること（法第183条の3第1項）とされています。

¹ 県の人口については、三重県『三重県人口ビジョン』（平成27(2015)年10月）を典拠としました。

(4) 大綱の策定

以上の背景により、法第 183 条の 2 第 1 項ⁱに基づき、三重県における文化財の保存・活用と、それを継承ⁱⁱしていくための基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえで共通の基盤を示すため、「三重県文化財保存活用大綱」を策定します。

なお、本大綱は上記を目的とするため、特定の期間を設定しないこととします。ただし、改正の必要が生じた場合には、速やかに対応するものとします。

第2節 大綱の位置づけ

三重県の総合的な計画として「三重県民力ビジョン第三次行動計画」（令和 2 (2020) 年度策定予定）があり、そのうちの教育分野に関する計画に「三重県教育ビジョン」（令和 2 (2020) 年度策定予定）があります。本大綱は、このうちの文化財に関する個別指針として位置づけられます。

また、防災や災害対応に関する関連計画としては「三重県危機管理計画」、「三重県地域防災計画」があり、本大綱はこのうちの文化財に関する方針を具体的に示したものと位置づけられます。

また、関連する計画として「三重県景観計画」、「新しいみえの文化振興方針」等がありま

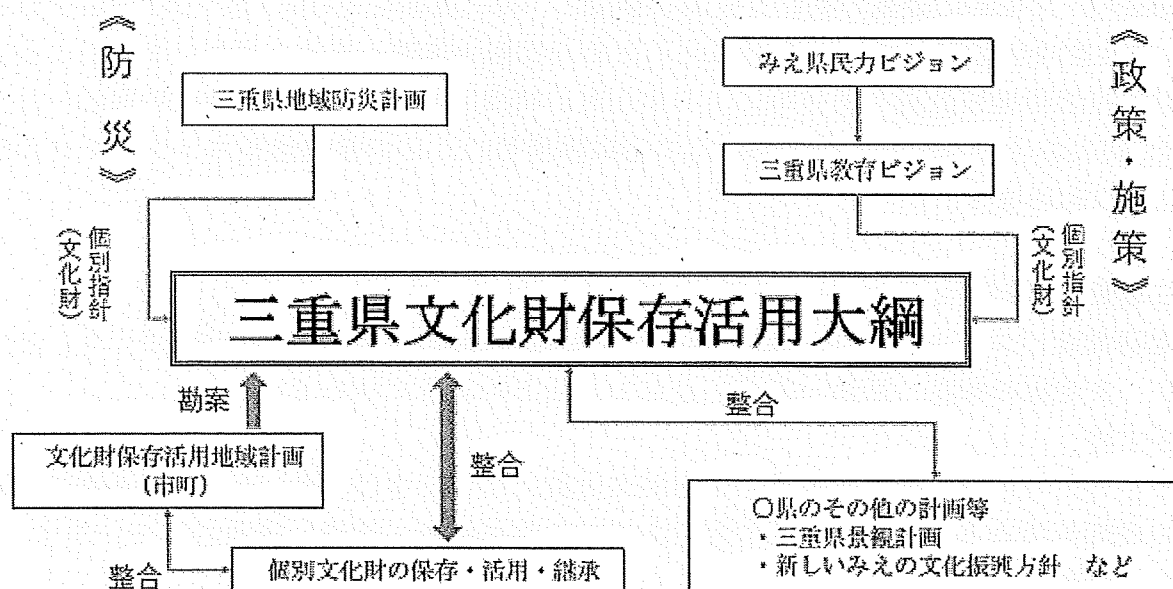


図 1 県文化財保存活用大綱と関係計画等

ⁱ 文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項には、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。」とあります。

ⁱⁱ 「継承」は、文化財の種類に関わらず後世へと守り伝えることを指します。

す。本大綱は、これら各種計画と整合性を図っています。

市町が策定する文化財保存活用地域計画は、「文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案」（法第 183 条の 3）して作成することとされています。また、個別文化財の保存・活用・継承についても、本大綱と整合した取組が求められます。

（１）みえ県民力ビジョン

『みえ県民力ビジョン』では、「施策 227 文化と生涯学習の振興」に、以下のように示しています。

■県民の皆さんとめざす姿（令和 5 年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

■現状と課題（文化財に関する課題）

過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。

■取組方向（基本事業 2 文化財の保存・活用・継承）

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町による文化財保存活用地域計画の策定等による文化財の積極定名保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

（２）三重県教育ビジョン

『三重県教育ビジョン』では、「基本施策 5 地域の協働と信頼される学校づくり」の中に「7 文化財の保存・活用・継承」として、以下のように示しています。

■めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

■現状と課題

① 三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史的風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに文化財としての価値が認められた場合、指定等の手続きを的確に進め、保存・活用・継承を図っていく必要があります。

② 文化財は、適切に保存し、次世代へ引き継ぐことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっていま

す。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

■主な取組内容

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、国にとって重要とされる文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

② 文化財の修復と継承

国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整のうえ、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に行います。

民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。

貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

③ 文化財の保存・活用の推進

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、文化財の新たな価値を発見し、それを保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。

県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。

市町による文化財保存活用地域計画の策定を積極的に支援し、国・県指定等文化財をはじめとした文化財が適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進めます。

学校教育での文化財を活用した学習や、子どもたちによる文化財体験イベント等を実施し、子どもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化財を受け継ぎ郷土を愛する意識を育みます。

県民の皆さんが文化財への理解を深め、また、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財への理解を深めることができるよう、県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強化します。

第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針

第1節 文化財

(1) 文化財保護ⁱの意味

文化財は「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（法第3条）とともに、「貴重な国民的財産」（法第4条第2項）です。また、三重県文化財保護条例（昭和32年条例第72号、以下、「条例」という。）では、法に基づき「県にとって重要なもの」を保存するとともに、「活用のため必要な措置を講じ」ることで、「県民の文化的向上に資する」としています（条例第1条）。

文化財の重要性を正しく理解し、活用していくことは、県民の皆さんの生活や文化の豊かさに直接つながります。県民の皆さんによるそういった活動を支援する仕組づくりは、県の重要な責務といえます。

(2) 文化財保護の重要性の高まり

文化財を取りまく環境は、少子高齢化、過疎化の進行等により、年々厳しさを増しています。この一方で、地域コミュニティを持続し、地域づくりの核となる文化財の重要性はより一層高まっています。

また、県では今後の時代を展望し、生活空間の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい「新しい豊かさ」ⁱⁱの実現に取り組んでいます。文化財の保存・活用・継承は、人々のつながりとともに心の豊かさを育むものであり、この取組に直結するといえます。

(3) 三重県の文化財保護推進の課題

古来より東西文化が交わり、交通の結節点として栄えてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、特色ある歴史的風土に育まれた有形・無形の文化財が数多く残されています。指定文化財だけでなく、様々な文化財についてもその価値付けを進め、総合的に保存・活用・継承を図っていく必要があります。

文化財には、経年劣化や少子高齢化、過疎化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発等、保存・継承に向けた課題が多く、行政による的確な対応が求められています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、

ⁱ 「文化財保護」とは、保存だけでなく、活用・継承を含む総合的な意味として用いています。

ⁱⁱ 「新しい豊かさ」は、『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』（令和2年4月*予定）で定義されたことばで、「経済的な豊かさ」、「社会システムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさのことです。

その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心とした多様な主体の参画によって、文化財を守り、活かしていく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

（４）文化財保護の基本方針

県民の皆さんや、本県を訪れる人びとが、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送ることが大切です。そして、文化財の価値が未永く守り伝えられ、将来の県民の皆さんも、その価値を享受できることが求められます。

そのためには、特色ある歴史的風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財は、適切に保存されているとともに、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されている必要があります。

このことから文化財は、①適切に保存し、②有効に活用し、③確実に継承していくことが求められます。また、これら全体に通じる課題として、④災害から文化財を守ることが求められます。本県の文化財保護は、この４つの柱を重視して進めていきます。

① 適切に保存する

本県にある文化財は、特色ある歴史的風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきました。これら貴重な財産の価値を明らかにし、将来に向けて適切に保存します。

② 有効に活用する

文化財の魅力を広く発信するとともに、文化財個々の性質に応じた適切な活用を進めることで、文化財を学び、これに親しむ環境づくりと地域づくりにつなげます。

③ 確実に継承する

文化財は、それを守り伝えてきた所有者や地域の財産であるとともに、国民的財産（法第４条）です。そのため、それを守り伝える主役は文化財の所有者の皆さん、文化財を守り伝えてきた地域の皆さん、そして私たち全員です。文化財を後世へと確実に継承するため、県と市町は緊密に連携し、主役である県民の皆さんによる文化財を守り伝える取組を支援します。

④ 災害から守る

文化財を災害から守るため、災害が発生することを念頭に置き、その対応場面を平時、被災時、被災後の３つの時点に区分し、それぞれの場面ごとの対応について、県、市町、所有者等が連携し、ネットワークを構築します。

第２節 文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むためには、県民力^１を結集し、多様な主体それぞれが当事者として、期待される役割を担っていくことが大切です。

^１ 『みえ県民力ビジョン第３次行動計画』（令和２（２０２０）年４月＊予定）では、「自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくこと」を「自立し、行動する県民」と位置づけています。県民力とはそれらが結集されたものといえます。

（１）文化財所有者の役割

文化財所有者は、文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行います。また、所有する文化財については、可能な限り公開するなどの活用を行うことが望まれます。

（２）「地域」の役割と期待

地域で守られてきた文化財について、これからも地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動を推進することが望まれます。

（３）行政の役割

県民力を結集し、文化財の保存・活用・継承がなされるよう、文化財の素晴らしさを伝えるための情報発信を強化するとともに、地域ぐるみで行う文化財の保護活動に対する必要な支援を行います。

文化財が適切に保存され、有効に活用されるよう、所有者に対し必要な財政的、技術的支援を行います。

災害に備えた平時からのネットワークを構築し、被害情報の収集、緊急時のレスキュー活動を実施するための環境整備を行います。

（４）県と市町の役割分担

広域行政を担う県は、県内全体の文化財に関する情報を集約し、県全域に及ぶ文化財の総合的な調査を実施し、その価値の情報発信を行うとともに、災害が発生した際には文化財レスキューのための拠点的な役割を担います。また、個別文化財に関する課題や市町が作成する文化財保存活用地域計画等について、市町や地域に則した指導・助言を行うとともに、広域にわたる文化財の保護については市町間の調整を行います。

行政の基礎単位である市町は、管内の文化財について、所有者や地域住民との十分な協議のもと、本県と各市町の特色をふまえ、文化財を総合的に保存し活用するための方策を講じます。

（５）高等教育機関、企業等への期待

高等教育機関は、専門性を活かした文化財の調査研究を進めるほか、県や市町の文化財保護審議会等を通じた学術的指導や助言、学生への講義を通じた人材育成、県民の皆さんを対象とした講演会等による文化財の魅力発信等が望まれます。

企業は、地域とともに発展する観点から、文化財と共存する環境づくりとともに、必要に応じた支援が望まれます。

第3章 文化財の定義と対象

第1節 文化財の定義

法第2条に、文化財の定義がなされています。また、法第92条から第108条には埋蔵文化財、第147条から第152条には文化財の保存技術に関する記載があります。これらをまとめると、文化財の区分は以下のようになります（図2）。

- ・有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、その他）
- ・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術、その他）
- ・民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、これらに用いられる衣服・器具・家屋・その他）
- ・記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の保存技術

これらについて、法第2条では、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」並びに「学術上価値の高い歴史資料」（有形文化財）、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」（無形文化財）、「生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（民俗文化財）、「歴史上又は学術上価値の高いもの」（遺跡）、「芸術上又は観賞上価値の高いもの」（名勝地）、「学術上価値の高いもの」（動物、植物、地質鉱物）だとしています。「価値が高いもの」「欠くことのできないもの」としていることが共通し、文化財の要件としてそこに重点が置かれています。

第2節 文化財の種類

（1）国指定等文化財

文化財のうち、国や地方自治体が重要と認めたものが指定文化財です。

国では「有形文化財のうち重要なものを重要文化財に」（法第27条）、「無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に」（法第71条）、「有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に」（法第78条）、「記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に」（法第109条）それぞれ指定しています。また、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区については、市町村の条例等に基づき保護されているもののうち、その価値が特に高いものや重要なものを選定しています（法第134条、同第144条）。

（２）県指定等文化財

三重県は、法第 182 条に基づき、条例を制定しています。そして、「県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ」ています（条例第 1 条）。文化財の区分については、法第 2 条に準拠しています。

（３）市町指定等文化財

県内の市町では、法第 182 条に基づき各市町の文化財保護条例を制定し、市町ごとの指定文化財を指定し保護しています。また、亀山市では亀山市関宿伝統的建造物群保存条例が制定されており、国選定の同伝統的建造物群保存地区の保護にあたっています。

（４）埋蔵文化財

埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」（法第 92 条）であり、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘する場合には、文化庁に届出等が必要とされています。埋蔵文化財は指定文化財としての潜在的価値があり、価値付けが明確になれば、土地は史跡・名勝等に指定され、出土品は有形文化財考古資料として指定されます。また、県教育委員会教育長に届出のあった出土品は、確認のうえ、文化財として認定されます（法第 101・102 条）。

（５）国登録文化財

法第 57 条及び第 132 条に基づき、国が「文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置がとくに必要とされるもの」として、文化財登録原簿に登録した文化財のことです。登録文化財には、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物があります。

登録文化財は法・条例に基づき指定された文化財と比べ、規制が比較的緩やかです。

（６）無指定の文化財

法第 2 条で規定する文化財のうち、法や条例によって指定・登録等がされている文化財以外の文化財が無指定文化財ⁱです。埋蔵文化財もこれに含めることができます。

無指定文化財はとくに法的規制はありませんが、平成 31(2019)年 4 月 1 日に改正された文化財保護法に伴い、「未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承のための担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくり」が必要であるとされていますⁱⁱ。

ⁱ 法第 2 条で示されている「文化財」は、法や条例で指定されている文化財（指定等文化財）だけでなく、それ以外のものも含んだ広義のものです。これらには、「未指定文化財」や「非指定文化財」という用語を充てられることがあります。指定を前提とせず大切に守られていく文化財もあるという意味を込め、本大綱では「無指定文化財」という用語で示していきます。

ⁱⁱ 平成 30(2018)年 6 月 8 日付け文化庁次長通知「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について」

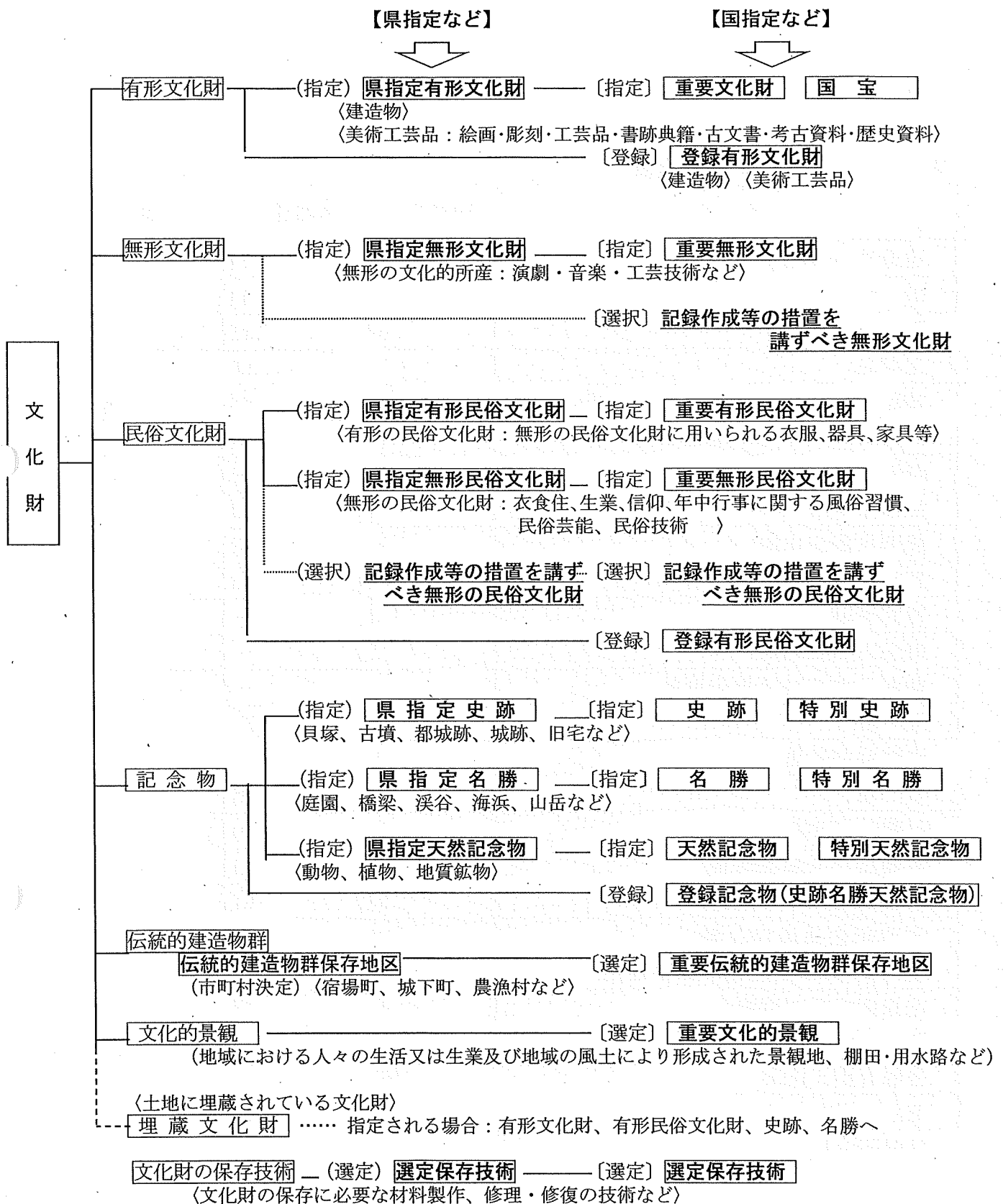


図 2 文化財の種類と体系

第3節 県内の状況

三重県内における指定文化財は、表1のとおりです。

表1 文化財の指定等の状況

種 別	国指定等	県指定等	計
建造物（うち、国宝2）	25	44	69
絵 画	20	44	64
彫 刻	67	112	179
工芸品	18	60	78
書跡・典籍・古文書（うち、国宝3）	44	58	102
考古資料（うち、国宝1）	10	31	41
歴史資料	4	10	14
無形文化財	1	2	3
無形民俗文化財	10	38	48
有形民俗文化財	1	25	26
特別史跡	1	—	1
特別天然記念物	2	—	2
特別名勝及び天然記念物	1	—	1
史 跡	36	71	107
史跡及び名勝	0	3	3
名 勝	6	8	14
名勝及び史跡	1	0	1
名勝及び天然記念物	0	1	1
天然記念物	36	82	118
天然記念物及び名勝	1	1	2
重要伝統的建造物群保存地区	1	—	1
記録作成等の措置を 講ずべき無形民俗文化財	15	11	26
登録有形文化財	263	—	263
登録有形民俗文化財	1	—	1
登録記念物	1	—	1
合 計	565	601	1166

※ 令和2年2月3日現在

(単位:件)

第4章 三重県の風土的特徴

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

自然環境やその地で展開した歴史は、地域の風土を形成する基盤となるものです。県内の市町が文化財保存活用地域計画を策定する場合にも包括的な基礎となります。そのため、これらをふまえた計画の策定は、実態に則するとともに、隣接市町との連携といった広域的な対応を行う場合にも有効です。

(1) 自然環境の概要

ア 地形

三重県は、日本列島本州のほぼ中央、太平洋側に位置しています。県域は東西約 80 km、南北約 170 km で南北に長い県土となっています。行政的には、県の南部から北部にかけて、和歌山県・奈良県・京都府・滋賀県・岐阜県・愛知県と県境を接しています。本県は近畿地方の東部にあたるとともに、東海地方の一角にあたります。

県の東部は海に面し、西部は山地となって隣りあう府県と接しています。海に面した東部のうち、北部は伊勢湾、南部は熊野灘に面しています。北部では、岐阜県・滋賀県境に養老山地・鈴鹿山脈があり、鈴鹿山脈の南には布引山地・高見山地が続いています。これらの山々から東にかけて低い丘陵が続き、伊勢平野へと至っています。布引山地の西側には、信楽山地・笠置山地、室生山地で囲まれた上野盆地・名張盆地があります。

県の南部は大台ヶ原を含む紀伊山地に標高 1,000m 級の山々が連なり、そのまま熊野灘へと至り、リアス海岸を形成しています。

伊勢平野南端の二見浦（伊勢市）、熊野灘沿岸南部の七里御浜（熊野市・御浜町・紀宝町）などは海浜地形の典型であり、道方の浮島（南伊勢町）や須賀利大池（尾鷲市）などの海跡湖も形成されました。

イ 地質

本県の地質構造の大きな特徴は、志摩半島北部から櫛田川沿いに県域を東西に横断する大断層、中央構造線の存在です。中央構造線は日本列島を構成する主要 4 島（北海道・本州・四国・九州）のうち、本州・四国・九州を貫く大断層です。本県では松阪市飯高町月出で露頭が見られ、国指定天然記念物に指定されています。中央構造線を境に、南側には古生代・中生代の層が広がり、北側には新生代の層群や室生火山岩などが見られます。新生代新第三紀中新世層群のうち、およそ 1800 万年前から 1500 万年前とされる一志層群と呼ばれる層には多くの貝化石が包含されており、柳谷の貝石山（津市美里町）や榊原の貝石山（同市榊原町）などが県指定天然記念物となっています。同じ頃の東紀州地域では活発な火山活動があり、熊野酸性岩類が形成されました。県指定天然記念物となっている楯ヶ崎（熊野市）の見事な柱状節理がそれを示しています。

また、伊賀市域北東部では、およそ 400 万年前から 30 万年前に形成された古琵琶湖層群が見られます。古琵琶湖層群は、現在滋賀県にある琵琶湖がかつては伊賀市域に存在してい

たことを示しています。伊賀市大山田地区には、古琵琶湖層群の最下部にあたる新第三紀鮮新世地層が見られ、ゾウやワニの足跡化石等が確認されています。

ウ 水系

県内を流れる河川は、伊勢湾に注ぐ河川、熊野灘に注ぐ河川、大阪湾に注ぐ河川の3つに大きく分けることができます。

伊勢湾に注ぐ河川については、県外に水源を持つ河川、県内の山地に水源を持つ河川の2つに区分できます。県域北端の木曽三川（揖斐川・長良川・木曽川）は岐阜県・長野県に水源を有して伊勢湾に注いでいます。県内の山地に水源を持つ員弁川・鈴鹿川・安濃川・雲出川・櫛田川・宮川といった一級・二級河川は、伊勢平野を形成しています。大台ヶ原を水源とする宮川の上流部には大杉谷（大台町）が形成されています。

熊野灘に注ぐ河川はリアス海岸地帯を流れる川で、熊野川を除き流域規模は小さいですが、銚子川・船津川をはじめとした清流があります。県の南端を流れる熊野川は、紀伊山地に広大な水系を有しており、支流の北山川等で深い溪谷を形成して瀬八丁（熊野市）などの峻険な峡谷を形成するとともに、熊野川本流は「川の道」として世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産となっています。

大阪湾に注ぐ河川は、中流から河口にかけては淀川の名で知られていますが、その上流域をなす支流として、上野盆地を流れる木津川があります。また、木津川の支流として、名張盆地を流れる名張川があります。木津川・名張川の上流部は赤目の峡谷（名張市）が形成されています。

エ 気候

当県の気候は全体に温暖ですが、南北に長いことや地形の影響による特徴があります。伊勢湾沿岸部では冬期に「鈴鹿おろし」や「布引おろし」と呼ばれる北西の季節風が吹きます。また、鈴鹿山脈やそれに近い場所では、冬期に厳しい降雪が見られます。

熊野灘沿岸部は、南方太平洋を北上する黒潮の影響もあり、県内では尤も温暖な気候となっています。風伝峠（熊野市・御浜町）では冬期の寒暖差により、「風伝おろし」と呼ばれる雲が山を伝って流れ落ちるような現象が観察されます。また、大台ヶ原を含む宮川上流部から尾鷲市・熊野市にかけては日本有数の多雨地帯で、年間降水量が4,000mmを超えることもあります。尾鷲市にある観測地点の年間降水量は、平成27年には全国1位の値となっています。

上野盆地・名張盆地は内陸部の盆地気候を示し、県内でも年間の寒暖差が激しい地域となっています。また、霧の発生が多いのも上野盆地・名張盆地の特徴です。

オ 動植物の生育

地形・水系・気候等が互いに影響することで、当県には多彩な自然環境が形成され、特徴的な動植物の生育環境が見られます。

鈴鹿山脈や紀伊山地を中心とした山岳部では、特別天然記念物のカモシカが生息しています。また、櫛田川上流部の急峻な山地には、ムシトリスミレ（松阪市）の群落が見られます。

伊勢湾沿岸部の北部には、日本国内では東海地方だけに見られるバラ科ナシ属のイヌナシが見られます。桑名市・四日市市には自生地があり、国の天然記念物となっています。

日本国内でも淡水生物の豊かな河川として、淀川及び伊勢湾に注ぐ河川が挙げられていますが、当県はこのいずれもが該当しています。伊勢湾に注ぐ河川では、全国でもこの地域でしか見られないナマズ目ギギ科の淡水魚である天然記念物のネコギギが生息しています。また、宮川上流部の大杉谷付近では、固有種であるオオダイガハラサンショウウオの生息が見られます。淀川の上流部にあたる木津川や、その支流である名張川では、特別天然記念物のオオサンショウウオが数多く生息しています。

(2) 歴史的環境概要

ア 原始（旧石器～古墳時代）

日本列島の歴史は、本州・四国・九州の3島地域と、北海道地域、沖縄列島地域の3地域に大きく区分できます。そして、本県が含まれる日本列島の主要部を占める本州・四国・九州の地域については、近畿地方から九州南部にかけての地域（以下、「西日本」と呼称。）、中部地方から東北地方にかけての地域（以下、「東日本」と呼称。）に分けて見ることができます。東日本と西日本は地続きですが、時には対峙し、時には融合しながらそれぞれの文化を展開していることが考古学の成果として分かってきています。本県は、ちょうどその境界地域と位置づけられます。

天白遺跡（松阪市）や森添遺跡（度会町）などの縄文時代の遺跡では、西日本に多い簡素な土器と、東日本に多いダイナミックな文様を施した土器が共存している状況を確認することができます。中国大陸方面から九州へと伝播し、弥生時代を形作ったとされる稲作とそれにまつわる文化は、本県を境に東西日本で様相を変えています。納所遺跡（津市）では、稲作文化に関わる農耕具や土器といった出土遺物が数多く見つかり、西日本から伝来した土器（遠賀川式土器）と、県内で独自に改変された土器とが見られます。

古墳時代になると、当時の「ヤマト王権」が位置していた奈良県・大阪府に近い伊賀地域で、いち早く古墳の造営がはじまります。県内最大規模を誇る前方後円墳（御墓山古墳、伊賀市、全長190m）や、県内随一の前方後円墳群である美旗古墳群（名張市）などは、いずれも伊賀地域にあります。伊勢平野部での古墳造営は伊賀地域よりはやや遅れますが、船形埴輪が配された宝塚1号墳（松阪市）をはじめとした古墳が各地で造営されています。また、雲出川河口部（津市・松阪市）では、東日本と西日本とを結びつけている、本県独自の遺跡の発達が見られます。

イ 古代（飛鳥・奈良・平安時代）

朝鮮半島から仏教文化が到来したことにより、地方豪族による権力の表現方法は古墳造営から、次第に古代寺院の建立へと変化していきました。県内では、夏見廃寺（名張市）、縄生廃寺（朝日町）、天花寺廃寺（松阪市）などがこの典型例です。

また、奈良時代には中国の律令制を導入した国家体制が確立しました。そして、「五畿七道制」に基づいた地域区分（行政単位）として「国」が置かれ、当時の都である平城京（奈良県）に至る交通網（道）と、そこに含まれる国が定められました。県域には、伊勢平野部を中心とした伊勢国、伊賀盆地を中心とした伊賀国、志摩半島から熊野灘沿岸北部にかけての志摩国・紀伊国に含まれる熊野灘沿岸南部があり、伊勢・伊賀・志摩は東海道、紀伊は南

海道となりました。古代に設定されたこの仕組み（国郡制）は、少しずつ形を変えながらもその後の時代まで引き継がれ、県内でも市町村区域（とくに平成の大合併以前）や、小中学校区域に大きな影響を与えています。

表2 三重県域の古代国郡

五畿七道	旧国	旧郡	現在の市町	県域の地域区分
東海道	伊勢	くわな 桑名	木曽岬町・桑名市	北勢地域
		いなべ 員弁	いなべ市・東員町	
		あさけ 朝明	朝日町・四日市市	
		みえ 三重	菰野町・川越町・朝日町・四日市市	
		かわわ 河曲	鈴鹿市	
		すずか 鈴鹿	鈴鹿市・亀山市	
		あんき 菟芸	鈴鹿市・津市	北勢地域・中勢地域
		あのう 安濃	津市	中勢地域
		いちし 一志	津市・松阪市	
		いいたか 飯高	松阪市	
		いいの 飯野	松阪市	
		たき 多気	松阪市・多気町・明和町・大台町	
		わたらい 度会	玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・伊勢市	南勢志摩地域
	伊賀	あへ 阿閉	伊賀市	伊賀地域
		やまだ 山田	伊賀市	
		いが 伊賀	伊賀市	

		なばり 名張	名張市	
	志摩	とうし 答志	鳥羽市	南勢志摩地域
		あご 英虞	志摩市・南伊勢町・紀北町・尾鷲市	南勢志摩地域・東紀州地域
南海道	紀伊	むら 牟婁	尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町	東紀州地域

* 古代の郡境は不明確な箇所もあり、現在の市町と完全に一致しません

郡の中には、さらに小さい行政単位として郷（里）がありました。郷（里）は複数の集落がまとまった単位で、現代に置き換えると小学校区程度のまとまりに近いものです。また、平安時代後期頃からは荘園制が進み、地域のまとまりにも影響を及ぼしました。

古代にはじまった「国一郡一郷（里）」は地域区分の原点となり、多少の変動はありますが、中世・近世・近代を経て現代につながっています。

当時の行政府として、国には国衙こくが、郡には郡衙ぐんが（郡家ぐんけ）が置かれ、政治的・経済的な支配が行われていました。国衙の政庁域を国庁といい、伊勢国庁は鈴鹿市、伊賀国庁は伊賀市、志摩国庁は志摩市にありました。また、古代国家によって最も重要な神社とされた伊勢神宮（伊勢市）には、代々の天皇ごとに未婚の女性皇族（斎王さいおう）が派遣され、その宮殿としての斎宮と、政務機関としての斎宮寮が設置されていました。斎宮跡（明和町）や離宮院跡（伊勢市）はその遺跡です。

伊勢神宮は、平安時代前期から後期にかけて、員弁いなべ・朝明あさけ・三重みえ・安濃あのう・飯野いいの・飯高いいたか・多気たき・度会わたらいの8郡が伊勢神宮直轄の領地である「神郡」として編成され、国家的な保護がなされていました。今の鳥羽市・志摩市・南伊勢町等の沿岸域で採集された良質の海産物が神宮へ納められる仕組みが整ったのもこの時期です。

ウ 中世（平安時代末期～室町・戦国時代）

平安時代末期頃には、伊勢神宮とその神官（神主）によって御園みその・御厨みくりやと呼ばれる所領が数多く形成されました。御園・御厨は、神宮膝下の本県域にはとくに集中していますが、東日本を中心に本州・四国・九州の各地に点在しています。遠方の御園・御厨からの収益を伊勢神宮へと搬送するためもあって、現在の伊勢市から志摩半島にかけては多くの港町がありましたが、そこが担う海運に大きな影響力を持っていたのも伊勢神宮でした。

また、熊野三山（熊野新宮・熊野本宮・熊野那智、和歌山県新宮市・田辺市・東牟婁郡那智勝浦町）は本県に強い影響を及ぼしていた宗教勢力です。とくに県南部の熊野市・御浜町・紀宝町は、熊野三山との関わりが深い地域です。熊野三山もまた海上交通に強い影響力を持っており、交易とともに、熊野水軍として各地での活動が見られます。

伊勢神宮と熊野三山には、室町時代頃から参詣者が多数訪れるようになりました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、それを示す遺産といえます。

これら宗教勢力とともに、室町・戦国時代には武力によって地域支配を行う勢力が各地に登場しました。県域の代表的な勢力が北畠氏で、多気（津市）を拠点に現在の津市域から志摩市・度会町・大台町域あたりまでの広い範囲をその影響下に置きました。また、伊勢平野中部では、安濃川流域の長野氏や鈴鹿川上流域の関氏が独自の勢力を持っていました。これとは別に、伊勢平野北部や伊賀盆地・東紀州地域では中小規模の在地土豪が群在していました。伊勢平野北部では「北方一揆」や「十ヶ所人数」、伊賀地域では「伊賀惣国一揆」と呼ばれる地縁に基づく集団が地域支配を行っていたと考えられています。伊賀盆地の土豪は、「忍者」の原型とも考えられる小規模領主で、伊賀盆地には彼らが拠った小ぶりで方形の城館が多数見られ、独特の景観を形作っています。

エ 近世（江戸時代）

江戸時代は、中世に育まれた武家による支配が完成した時代で、各地に置かれた藩が行政単位となり、藩は城郭を中心とした城下町をその中心に据えました県内で営まれた代表的な近世城郭と城下町には、長島（桑名市）・桑名・菰野・神戸（鈴鹿市）・亀山・津・松坂（松阪市）・田丸（玉城町）・鳥羽・伊賀上野（伊賀市）などがあります。江戸時代の藩は時期によって拡張がありますが、四日市市・鈴鹿市域付近には小規模な藩が多数あることが本県の特徴となっています。この中でも、本県に大きな支配地を持っていたのが津藩（藤堂家）と紀州藩（紀伊徳川家）です。津藩は津城を本拠とし、支城の伊賀上野城、支藩の久居藩（津市）、一門の名張陣屋（名張市）がありました。紀州藩は和歌山城（和歌山県）と本拠とし、和歌山県全域から本県南半部に広がる広大な藩領を有していました。本県内では、松坂城・田丸城が支城で、白子（鈴鹿市）・奥熊野（熊野市）には代官所を設置していました。津藩と紀州藩は、本県域の近世地域社会にとって大きな存在だったと考えられます。また、幕府の直轄領もあり、四日市には代官所（陣屋）が、伊勢神宮に対しては山田奉行所（伊勢市）が置かれていました。

この時代は、全国各地で街道の整備がされました。徳川将軍家が居住する江戸（東京都）を発着地とする「五街道」のひとつである東海道は、県内では桑名市・朝日町・四日市市・鈴鹿市・亀山市を通っています。また、伊勢神宮へと通じる伊勢街道・伊勢別街道・伊勢本街道や、初瀬街道・和歌山街道・伊賀街道・熊野街道などの重要な道があります。これらの街道整備によって人びとの往来が盛んとなり、室町時代頃からはじまった伊勢神宮への参詣（伊勢参宮）は、江戸時代に最盛期を迎えました。江戸時代後期には、年間500万人もの人びとが参宮に訪れたという研究もあります。外宮の前に形成された山田・宇治（伊勢市）は参宮客で賑わい、「観光都市」の先駆けとして全国屈指の大都市へと成長しました。参宮客が往来する県内の街道沿線もよく賑わい、東海道の関宿（亀山市）で見られる、間口の狭い民家が街道沿いに立ち並ぶ景観は往時の姿を今に伝えています。また、伊勢別街道の沿線でもあり、巨大建築物が立ち並ぶ伽藍のある高田本山専修寺（津市）も江戸時代に整備され、御影堂・如来堂という国宝建造物が建立されました。

交通路は、沿線地域の活性化だけでなく、文化を育む動脈ともなりました。「俳聖」と呼ばれる松尾芭蕉（伊賀市）、国学を大成した本居宣長（松阪市）、本草学の権威であった野呂元丈（多気町）、北海道の探検に大きな足跡を残した松浦武四郎（松阪市）などの登場は、

交通路の整備によって育まれた文化の醸成と深く関わっています。

当時の経済界では、「伊勢商人」の存在が極めて大きいものでした。伊勢商人とは、伊勢国出身で江戸（東京都）に出店した人びとの総称です。江戸は当時、世界的にも屈指の大都市でしたが、そこに伊勢商人の店棚が林立していました。彼らは、県内で生産された良質の木綿等を扱い、白子（鈴鹿市）・松坂・津などに本拠を持ち、江戸へと搬送し売買することで莫大な利益を得ていました。旧長谷川邸（松阪市）や旧小津邸（同）等は松坂を拠点とした伊勢商人の豪邸で、往時が偲ばれます。

伊勢商人の活躍を支えたのが海運です。伊勢湾内の海運は中世からの伝統に改良を加えたものです。また、南伊勢町出身の河村瑞賢らによって太平洋側の航路整備もなされました。

オ 近代・現代（明治～昭和時代）

明治維新を経て、日本は近代国家への道を歩み始めました。明治政府が進めた、廃藩置県・版籍奉還を経て安濃津県・度会県が設定され、明治9（1876）年には現在の三重県が成立しました。また、明治22（1889）年には市制・町村制が施行されました。これによって、県内に成立した1,817の町村は、複数の集落（大字）がまとまった行政区です。これらは、江戸時代以前に育まれた一定の地縁や地域関係を念頭に置いた区割りであったため、結果的に中世の荘園や郷の範囲と同じようになった市町村が多くなりました。とくに明治時代に成立した村は、現在の小学校区に引き継がれていることが多く、基礎的な地域単位となっています。

明治時代には、国による富国強兵・殖産興業政策、そして文明開化・近代化の名の下に押し進められた欧風化志向により、江戸時代とは一線を画する様々な文化が広がりました。四日市港旧港湾施設（四日市市）や末広橋梁（同市）は、日本の近代化を進めた遺産として貴重です。建造物では、伝統的な和風建築に洋風の要素が取り入れられました。豪商の邸宅である諸戸家住宅（桑名市）や、明治期の学校建築である県立上野高等学校明治校舎（旧三重県第三尋常中学校、伊賀市）、旧小田小学校校舎（伊賀市）等は、その風情を今に伝えています。また、綿糸紡績業は県内の近代化を推進した重要産業として、四日市・津・松阪・伊勢などに工場や倉庫が立ち並んでいました。

（３） 生活文化概要

伊勢平野・伊賀盆地では、古代以来稲作を中心とした農業が営まれています。また畑作では、現在全国3位の生産高を誇る茶葉をはじめ、伊勢沢庵（ダイコン）、キンコ（サツマイモ）、蓮台寺柿、伊勢イモなどの特産品が生産されてきました。こういった農業の営みの中から、磯部の御神田（志摩市）や虫送り行事・山神行事（尾鷲市・明和町ほか県内各地）をはじめ、県内各地で行われている農業に関連する行事が育まれました。

豊かな農業生産物を背景に、酒造業や醸造業なども盛んで、酒、味噌、醤油が各地で製造されています。また、良質な陶土が確保できる北勢や伊賀では窯業が盛んに行われ、萬古焼や伊賀焼はその代表的なものです。こうした醸造家や窯業家の建物の中には、今日も工場や店舗として使用されながら守り伝えられてきたものがあります。

伊勢湾沿岸では、近世の「その手はクワナの焼き蛤」の洒落句で知られたハマグリ漁や、明治時代以降盛んになったウナギの養殖など、地域に即した漁業が盛んに行われてきました。

また、鳥羽・志摩のリアス海岸では、海女によるアワビやサザエ、イセエビなどの素潜り漁や真珠などの養殖が行われています。さらに、熊野灘沿岸では、鯨漁や地引網漁が近世以降盛んに行われてきました。水産加工品の生産も盛んで、サンマの丸干しのほか、サメノタレ、カラスミ、ナマリブシなどの干物もよく知られています。これら漁業に関わる祭礼行事として、県内各地で行われている鯨船行事があります。

三重県の文化の中で、伊勢参宮に代表される「旅」は大きな位置を占めています。主に旅行者向けに作られた「餅菓子」は広く街道沿いに分布し、本県に特徴的な菓子文化を形づくっています。伊勢神宮や二見浦（伊勢市）などの観光地では多くの旅館が営まれ、中には今なお近世・近代以来の建物で営業を続ける旅館もあります。さらに、明治時代から敷設された鉄道は、今日では文化遺産としても親しまれ、近鉄宇治山田駅（伊勢市）のように国登録有形文化財となっているものもあります。

人々の暮らしの中、正月や盆など季節の節目で行われる行事は、四季の変化を教え、気分を刷新し、新たな生活への希望を与えています。各地で行われるお頭神事（獅子舞）、羯鼓踊り（かんこ踊り・かつこ踊り）、祇園祭、念仏会などは、その地に根ざした年中行事として今も大切に伝承されています。

（４）三重県域の地域的特色

以上のことから、三重県域の特徴はつぎのようにまとめることができます。

- ① 日本列島本州のほぼ中央に位置する本県は、海岸地形・山地・地質などに多彩な景観が見られ、特徴的な動植物を育みました。
- ② 県域の多彩な自然環境は、相互に関連を持ちつつも個性的な地域文化が県域の各所に展開する基礎となり、人びとの多彩な生業を生み出しました。
- ③ 近畿地方の東部に位置し、本州東部（東日本）との接点に位置することから、陸上・海上交通の結節点として、日本列島の中で重要な歴史的役割を果たしました。
- ④ 伊勢参宮による日本列島規模での往来が本県で展開したことにより、人が行き交う場所であることに根ざした特徴的な文化を育んできました。

第２節 三重県域の地域区分

（１）地域区分の考え方

以上で見たように、三重県域では様々な文化が育まれ、その結果、素晴らしい文化財が各地に残されています。これらは、全体として三重県が誇る文化・文化財ですが、それを育んできたのは、それぞれの文化・文化財が存在する地域であり、過去も含めてその地域で生まれ育った人びとです。つまり文化財は、それが所在する地域が持つ特性によってかたち作られてきたのであり、三重県域の文化や文化財は、個々の地域の集合体として考えることができるのです。そのため、文化財を保存・活用し、後世へと継承する取組を進めるためには、個々の地域の特性をふまえることが求められます。

それでは、三重県域における個々の地域とはどのようなものでしょうか。第１節で見た古

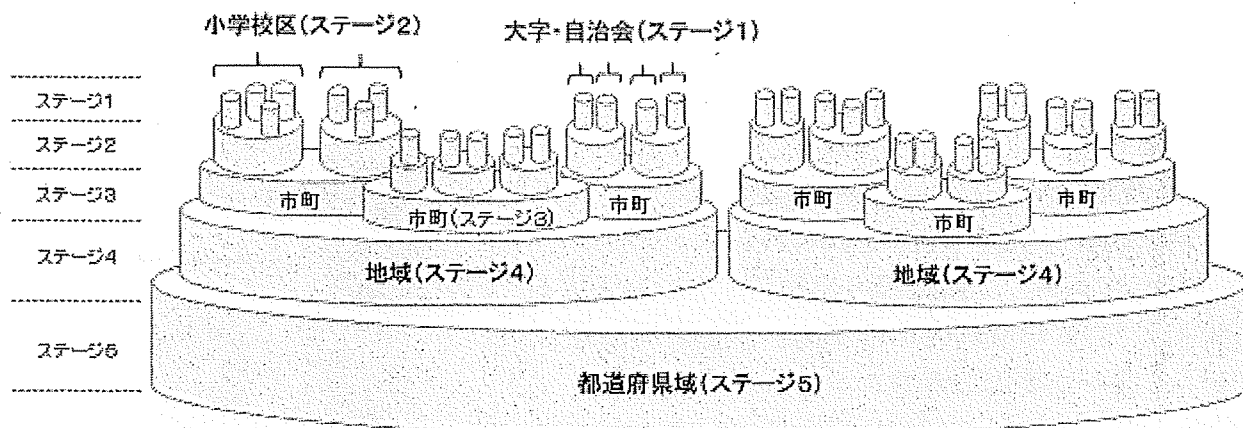


図 3 地域区分 (ステージ) 概念図

代の日本で整えられた「国一郡一郷 (里)」の区分は、国家の支配体制であるとともに重層的に示された地域区分でもあります。これを現代に置き換えてみると、「国」に相当するのが現在の都道府県、「郡」に相当するのが平成の大合併ⁱ後の市町村、「郷 (里)」にあたるのが小学校区ⁱⁱと見ることができます。もちろん、市町村には大小があるので、古代の「国」に近い面積の市や、古代の「郷 (里)」に近い市町もあります。

文化財には、古代の「国」という範囲で共通性を見ることができるものもあれば、もう少し小さい「郡」や「郷 (里)」の範囲でまとまるものもあります。また、現在の市町域を前提とした場合でも、その範囲では完結せず、隣接する別の市町や小学校区と強いつながりを持つ文化財や、ひとつの市町域に、単純な一括りができない特色を持つ複数地域がある場合もあります。文化財、あるいは文化と言ってもよいでしょうが、適切な文化財の保存・活用・継承を行うためには、様々なまとまり (重層性) をふまえることが大切です。

地域の重層性を、本大綱では「ステージ」と表現し、1～5のステージに区分します。これらを模式的に示したのが図3です。

■ステージ1

現在の大字にあたる地域で、自治会の単位となっている区域も多くあります。盆行事や祭礼行事等が営まれる単位でもあります。

■ステージ2

昭和50年代頃までの小学校区程度のまとまりにあたります。自治会では連合自治会が営まれる単位、あるいは、ステージ2は、明治22 (1889) 年施行の市制・町村制のうち、町・村に相当するものです。さらに遡れば、中世・近世の郷に相当する場合もあります。

■ステージ3

ⁱ 平成7 (1995) 年に公布された合併特例法をきっかけに、平成18年までに進んだ市町村合併のことです。これ以前、三重県内には69の市町村がありました。

ⁱⁱ 少子化が進行した現在は小学校の統廃合が進んでいます。ここでいう小学校区は、統廃合が進む前の、およそ昭和50年代頃までのものを前提としています。

現在の中学校区、平成の大合併前の市町村域に概ね相当します。平成大合併によって区域の広がった市町は、ステージ3の中でも大きなものといえます。

■ステージ4

複数市町を単位とする、大きな県内区分にあたります。『三重県景観計画』（平成19(2007)年12月公表、最終変更平成29年1月）では地勢・地形、水系、植生、古代の国分け、江戸時代後期の藩領等、文化財の観点とも共通する様々な要因の考慮のもと、県内を北勢・中勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州に区分しています。本大綱では『三重県景観計画』の5地域区分を援用し、「伊勢志摩」を「南勢志摩」と読み替えます（第4図）。

■ステージ5

三重県域全体をステージ5とします。

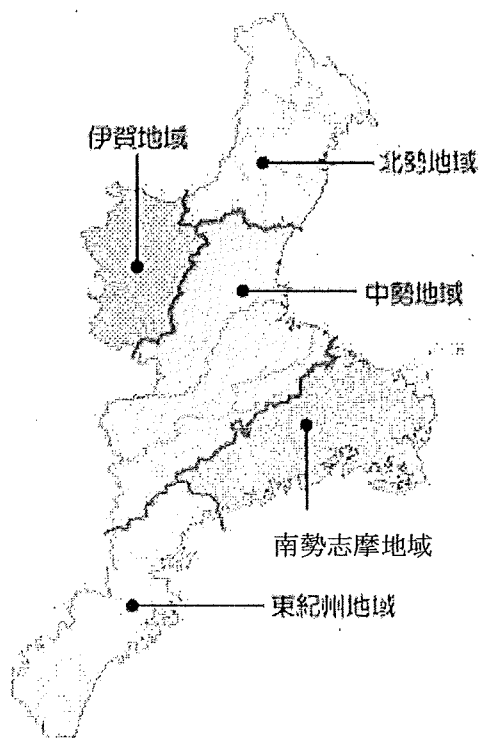


図4 三重県域の地域区分

(2) 県域の地域区分（ステージ4）について

ステージ4とした県域の5地域区分は、つぎのような特徴があります。

■北勢地域

旧伊勢国のうち、北部にあたる地域です。これに該当するのは、木曽岬町・桑名市・いなべ市・東員町・朝日町・川越町・菰野町・四日市市・鈴鹿市・亀山市です。旧郡では、桑名郡・員弁郡・三重郡・朝明郡・河曲郡・鈴鹿郡にあたります。鈴鹿市・亀山市を北勢南部、他を北勢北部と細分することもできます。

北勢地域は木曽三川（揖斐川・長良川・木曽川）河口部があり、旧近江国（滋賀県）・旧美濃国（岐阜県）・旧尾張国（愛知県）に隣接しています。地形は、西に鈴鹿山脈が南北に連なり、その東麓から伊勢湾沿岸部にかけて集落が広がっています。鈴鹿山脈には国指定特別天然記念物であるカモシカが生息しています。また、伊勢湾に注ぐ河川の固有種である国指定天然記念物のネコギギが生息しており、北勢地域ではとくに員弁川と鈴鹿川が特筆できます。また、同じく伊勢湾沿岸部に生息する特徴的な植物としてシデコブシがあり、菰野町や桑名市に良好な自生地が見られます。

この地域は、江戸時代には、旧尾張国方面から七里の渡しに至り、鈴鹿峠を越えて旧滋賀国へと通じる東海道のほか、同じく鈴鹿山脈を越える八風峠道・千草峠道が通じていました。養老山地の東西を通り、旧美濃国方面へと通じる美濃道や巡見道と呼ばれる街道もあります。このように、北勢地域は陸上交通を中心とした東西交通の要衝であるとともに、隣接する近江・美濃・尾張地域との関係が深いという特色を持っています。

■中勢地域

旧伊勢国のうち、中部にあたる地域です。これに該当するのは、津市・松阪市・明和町・多気町・大台町です。旧郡では、奄芸郡・安濃郡・一志郡・飯高郡・飯野郡・多気郡が該当

します。津市を中勢北部、他を中勢南部と細分することもできます。

中勢地域は、伊勢湾西岸部の主要部を占めています。西部は布引山地・堀坂山系・高見山地を通じ、旧伊賀国・旧大和国（奈良県）に接しています。安濃川・雲出川・櫛田川などの河川が伊勢湾に注いでおり、広大な平野を形成しています。また、西部では上記河川その他、宮川上流域が含まれます。雲出川の流域は、ネコギギの生息が確認されています。また、櫛田川の流域を、地質学的に日本列島を東西に縦断する中央構造線が通っており、河川流域に独特の景観を形成しています。宮川上流域では、大杉谷・大台ヶ原といった紀伊山地の一角があります。

この地域は、伊勢本街道（松阪市内）や初瀬街道（津市・松阪市）などによって旧大和国や、伊賀を経由して旧山城国（京都府）と通じています。また、北勢地域や伊賀地域から、伊勢神宮へと通じる街道が当地で交差しています。このため、歴史的には京都・奈良方面とのつながりが深い地域です。

■南勢志摩地域

旧伊勢国南部（旧度会郡）と旧志摩国にあたる地域です。これに該当するのは伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・鳥羽市・志摩市です。大紀町の一部と南伊勢町は熊野灘に面しており、室町時代以前は旧志摩国に属していました¹。大紀町の南西部は旧紀伊国（江戸時代以降、紀北町）に接しています。自然環境や文化財の状況は、後に触れる東紀州地域とともに、熊野灘沿岸部としてまとめることも可能です。

南勢志摩地域には、伊勢湾に注ぐ一級河川の宮川があり、その河口部には伊勢神宮があります。江戸時代に伊勢参宮客で大いに賑わったのもこの地域です。また、宮川河口部の大湊（伊勢市）や鳥羽などは、海運の要となる港町として栄えました。リアス海岸に象徴される海の地域では、海女をはじめとした海の生業が特徴的です。このように、伊勢志摩地域は伊勢神宮を核とした独自の文化を形成しつつ、海を通じて東日本とも深いつながりを持っていました。

■伊賀地域

旧伊賀国にあたる地域です。これに該当するのは、伊賀市・名張市です。北部は旧近江国（滋賀県）と旧山城国（京都府）、西部は旧大和国（奈良県）、東部は旧伊勢国と接しており、それぞれの地域とは街道が通じています。京都府・奈良県といった近畿地方中心部に隣接しているため、伊賀地域はとくに近畿地方中心部との文化的共通性が高い地域として、県内の他地域と異なった独自性があります。

伊賀地域は、伊賀盆地を中心とした海の無い地域です。域内を流れる木津川水系の河川は、淀川を通じて大阪湾へと注いでおり、県内ではこの地域のみの特徴です。

■東紀州地域

旧紀伊国のうち、明治時代に三重県に編入された北牟婁郡・南牟婁郡に相当する地域です。これに該当するのは、紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町です。西側は旧大和国に接しています。江戸時代以前には、紀北町と尾鷲市は旧志摩国に、熊野市・御浜町・紀宝町は紀伊国に属していました。このため、前者を東紀州北部、後者を東紀州南部に細分すること

¹ 三重県『三重県史』通史編中世(2020年)

もできます。

東紀州地域は伊勢志摩地域から続くリアス海岸が見られるとともに、七里御浜に象徴される州浜の景観も見られます。また、この地には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である熊野参詣道（伊勢路）が通っています。熊野三山（和歌山県）とは至近距離であり、三重県その他地域では見られない独自の文化を形成しています。

（３）市町の地域区分（ステージ３）について

文化財の保存・活用・継承の核となる現在の市町（ステージ３）は、地域区分から見ると中間の位置にあたります。しかしその対象は、市町の面積や、平成の大合併で多くの自治体が合併した場合（津市・松阪市・志摩市・大紀町など）と、そうでない場合（鈴鹿市・名張市・朝日町・明和町など）によって大きく異なります。また、平成の大合併前であっても、明治 22(1889)年町村制施行時の町村（ステージ２にあたる）が数多くあった市町があります（表３）。

ステージ１の数が多いほど地域の個性は豊富となります。しかし、それらはいくつかのまとまりとして把握できる場合もあります。文化財を守り伝えるためには、明確なストーリーを構想しながら地域を見ていくことも大切です。

（４）地域区分の柔軟性について

地域とは人によってつくられるものです。これまで見てきた地域区分は主な行政上の区分を中心に見てきましたが、この枠組には収まらない場合も多くあります。とくに、隣り合う地域との境目はそれほど明確ではない場合も多く見られます。この場合、隣り合う市町や、場合によっては都道府県が連携し、文化財の保存・活用を行っていくことが適切です。

ここでは、それぞれのステージ毎にいくつかの事例を掲げておきます。

■ステージ５

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等を構成する範囲（三重・奈良・和歌山）
- ・日本の海女漁の技術（三重・石川等）
- ・東海道（三重・愛知・滋賀）
- ・木曾三川河口部（三重・岐阜・愛知）
- ・淀川支流木津川水系（三重・奈良・京都）

■ステージ４

- ・東海道（北勢・中勢）＊古代東海道の場合は伊賀も含む
- ・斎宮と伊勢神宮（中勢・南勢志摩）
- ・室町時代の北畠氏（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州・伊賀）
- ・江戸時代の紀州藩（中勢・南勢志摩・東紀州）
- ・江戸時代の津藩（中勢・伊賀）
- ・リアス海岸、古代志摩国（南勢志摩・東紀州）
- ・カモシカ（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州）

■ステージ３

- ・ 古代から近世にかけての郡域（四日市市と朝日町、津市と松阪市、伊賀市と名張市等）
- ・ 伊勢街道、伊勢本街道、熊野参詣道等の街道や峠越えの道（県内各地）
- ・ 亀山藩（亀山市・鈴鹿市）、鳥羽藩（鳥羽市・志摩市）などの藩領
- ・ 羯鼓踊、盆行事などの民俗行事（伊賀市・亀山市・伊勢市等）
- ・ オオサンショウウオ（名張市・伊賀市）
- ・ ネコギギ（いなべ市・亀山市・松阪市等）

表3 三重県の地域区分一覧（ステージ2～4）

ステージ4	ステージ4 (細分)	ステージ3	ステージ3 細分 (旧市町村)	ステージ2 明治22年段階の町村数 (*は一部を含む)
北勢	北勢北部	木曽岬町	木曽岬町	1
		桑名市	長島町	3
			多度町	5
			桑名市	11
		いなべ市	員弁町	3
			大安町	5
			北勢町	4
			藤原町	5
		東員町	東員町	4
		菰野町	菰野町	5
		朝日町	朝日町	1
		川越町	川越町	1
	北勢南部	四日市市	四日市市	24*
			楠町	1
		鈴鹿市	鈴鹿市	22*
		亀山市	亀山市	10*
			関町	6*
中勢	中勢北部	津市	河芸町	3
			芸濃町	5*
			美里村	3
			安濃町	4
			津市	16
			久居市	8*
			香良洲町	1
			白山町	6
			一志町	4*

	中勢南部	松阪市	美杉村	7
			嬉野町	6 *
			三雲町	4
			松阪市	2 2 *
			飯南町	2
			飯高町	4
		多気町	多気町	4
			勢和村	3 *
		明和町	明和町	5
		大台町	大台町	2
			宮川村	3
南勢志摩	南勢	伊勢市	御菌村	1
			二見町	2
			小俣町	1
			伊勢市	1 1 *
		玉城町	玉城町	4 *
		度会町	度会町	4
		大紀町	大宮町	2
			大内山村	1
			紀勢町	2
	志摩	南伊勢町	南勢町	5 *
			南島町	4
		鳥羽市	鳥羽市	7
		志摩市	磯部町	3
			阿児町	6 *
			大王町	3 *
			志摩町	5
			浜島町	1
伊賀	伊賀	伊賀市	阿山町	4 *
			伊賀町	4 *
			上野市	1 6 *
			大山田村	3
			島ヶ原村	1
			青山町	4
		名張市	名張市	1 0 *
東紀州	東紀州北部	紀北町	紀伊長島町	4
			海山町	3

		尾鷲市	尾鷲市	5
	東紀州南部	熊野市	熊野市	8 *
			紀和町	3
		御浜町	御浜町	4 *
		紀宝町	紀宝町	3 *
			鵜殿村	1 *

第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置

第1節 保存

(1) 文化財の把握調査

法や条例の趣旨に則り、国民的財産として文化財を総合的に保存し且つ活用していくには、域内の調査を行い、どこにどんな文化財があるのかを把握することが必要です。なお、調査にあたっては、文化財が所有者の財産であることを前提とした対応が求められます。

■県の取組

県は、全県的・広域的な状況を把握するための調査をします。地域を定めない文化財や、広域に及ぶ文化財のうち、県が実施する必要があると考えられるものについては、関係市町との連携のもと、県が調査を実施し、必要な情報を関係市町と共有します。

三重県では、別表1に示した全県的（一部、地域的なものを含む）な悉皆調査を行っていますが、調査から十数年を経ているものもあります。これらのうち、広域的な状況把握のために必要があると考えられるものについては、県は関係市町等と協議のうえ、追加・補足調査を行うとともに、市町が実施する県の調査に基づく詳細調査への支援をします。

■市町の取組

市町は、前章で見た県域の特徴や地域区分をふまえ、管内にある文化財を対象とした調査を行います。また、具体的な保存の方針を見極めるため、必要に応じ、個々の文化財に対する詳細調査を実施します。また、県が実施する広域調査に連携して取り組みます。

■所有者等への期待

文化財の所有者は、文化財が持つ公共性について理解を示すとともに、県や市町が実施する調査については、個々の財産権を侵害しない範囲での協力を行うことが望まれます。

■高等教育機関等への期待

大学等の高等教育機関においては、専門的知識を活かした文化財の調査・研究を推進し、本質的価値の深化や、新たな価値の発見を進めることが望まれます。

(2) 指定等による保護

■県による指定文化財の指定と保護

指定文化財は、法や条例に基づき保護されています。そのため、改変（現状変更）に対しては一定の規制がある一方、修理や記録作成など保存のために必要な措置を講ずるにあたっては、指定文化財の区分（国・県・市町）によって、予算の範囲内で補助金の交付等による支援があります。

指定文化財は、法によって貴重な国民的財産と位置づけられています。そのため、県は現在指定されている文化財について、所有者と協力しながらその保護を進めるとともに、今後調査を進め、守るべき文化財については新たに指定を行う努力が必要です。

県は、条例に基づき指定されている文化財について、その保存のために必要な財政的技術的支援を行います。また、県にとって重要と考えられる文化財について、市町の意見を聞き

ながら、県文化財保護審議会による審議のもと、指定を行い保護します。三重県では、県指定候補文化財の推薦については市町を通じ実施しています。市町からは、県教育委員会からの照会（依頼）に基づき、「三重県指定文化財推薦の目安」（平成 27(2015)年 9 月）を参考として推薦がなされています。

これにあたっては、県が実施した県内全域に及ぶ下記の調査に基づき、市町で改めて詳細調査を行い、市町指定文化財としたうえで市町から県指定文化財候補として推薦する方法があります。

- ・『三重県近代和風建築総合調査』の成果に基づく、近代和風建築の指定・登録の推進
- ・『三重の近世社寺建築』等に掲載された建造物の指定等に向けた詳細調査の推進
- ・『三重県石造物調査』Ⅰ・Ⅱに基づく、石造物の指定等の推進
- ・民俗行事の調査に基づく指定等の推進
- ・埋蔵文化財（重要遺跡）の発掘調査に基づく出土遺物や史跡への指定等の推進

■国指定文化財に向けての取組

その価値が県の範囲を超えると考えられる文化財については、県は国や県文化財保護審議会委員、該当市町と協議しながら国指定文化財への取組を行います。

■市町による文化財の指定と保護

市町は、市町文化財保護条例に基づき、域内の文化財のうち該当市町にとって重要と考えられる文化財について、市町指定文化財として保護しています。また、新たな価値が発見された文化財については、市町文化財保護審議会等による審議のもと、指定を行い保護しています。さらに、その価値が市町の域を超える文化財については、県と協議のうえ、県指定文化財候補として推薦しています。

■登録文化財の保護

指定文化財が強い法的規制を受けるのに対し、国の登録文化財制度の法規制は緩やかです。また、登録することによって所有者への税制優遇措置もあります。国の登録制度を活用し、国が設ける各種補助金を有効に利用することが町並みや集落を保護していくために効果的です。

市町は、国の照会に基づき、所有者の意向を確認したうえで登録を推薦します。県はその推薦に基づき、国へ申請を行います。

■所有者による保護

文化財所有者は、指定文化財の価値を認識するとともに、それを守り伝えるため日常的な維持管理を行うこととします。また、経年劣化の進行や、毀損や破損が生じた場合には、関係する市町や県と協議のうえ、修理を実施することとします。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が持つ公共的性格をふまえ、指定文化財の価値を守り伝えるための所有者等による取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限りの支援を行うことが望まれます。

（３）文化財の記録作成

文化財保護のため、記録作成は有効な手段です。記録作成には、文字・図面・写真等による記録（報告書）と映像・音声による記録があります。作成した記録は学術的な調査研究の基礎資料となるだけでなく、万一、文化財が滅失・休止した際に、復元や再現の重要な根拠にもなります。さらに、文化財の価値を広く伝える際にも役立つものです。こうしたことから、個別の文化財において、記録を作成しておくことが望まれます。特に、無形の文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の記録作成は極めて重要で、優先的に取り組むことが必要です。

■県の取組

県は、市町に対し、個別の文化財について記録を作成するよう働きかけます。特に、無形の文化財については、『無形民俗文化財記録作成の指針』（三重県教育委員会、2017年）に沿った作成を呼びかけるとともに、必要な助言と支援を行います。

■市町の取組

市町は、域内の個別文化財について、修理事業や整備事業に合わせて報告書を作成するなど、個別の文化財の記録を蓄積していきます。また、無形の文化財については、保持団体等と協力して文化財の現状把握を行うとともに、記録作成を進めます。さらに、こうした文化財の記録は、図書館やインターネット等で広く公開する等、文化財の価値を広く伝えていきます。

■所有者、管理団体、保持団体等の取組

所有者、管理団体や保持団体等は、文化財の記録作成に主体的に取り組むとともに、文化財の存続に向けた取組を行います。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、居住地の近隣で調査や、所有者や保持団体等が行う取組が行われた場合は、所有者等による取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限り協力を行うことが望まれます。

（４）埋蔵文化財の保護と調査

国土開発に伴う滅失の危機から遺跡を保護するために設けられたのが埋蔵文化財の保護制度ですⁱ。

埋蔵文化財行政が実施する発掘調査は、①記録保存のための発掘調査、②保存・活用のための発掘調査、③試掘・確認調査、に分けられますⁱⁱ。埋蔵文化財は地中に埋もれているため、その所在を把握する詳細分布調査が必要です。また、現在は周知の埋蔵文化財包蔵地になっていない土地であっても、掘削により遺跡が発見される場合があります。

記録保存のための発掘調査については、事前に保護のための協議を行い、どうしても保存が不可能な箇所についてのみの調査とします。開発にかかる埋蔵文化財の発掘調査等については、原則として市町が実施することとなっていますが、広域性や公共性、調査の規模及び

ⁱ 開発に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関しては、昭和29(1954)年の文化財保護法改正で明確に位置づけられました。

ⁱⁱ 文化庁『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』（平成16(2004)年）の区分に基づきます。

調査体制等を勘案し、状況に応じた対応を行っています。

埋蔵文化財は潜在的な価値を内包している文化財であり、地中に埋もれていることから通常はその価値は不鮮明ですが、発掘調査の実施によって価値が鮮明化するという性格があります。一方で、発掘調査は不可逆的であり、調査した箇所は二度と調査前の状態に戻すことはできません。そのため、上記①～③の区分に関係なく、慎重かつ正確に実施される必要があります。

発掘調査現場で現地説明会等を開催し、広く一般に公開することは、文化財の重要性を発信するのに効果的です。また、出土遺物の展示や公開講座等を開催することで、発掘調査した遺跡の価値を広く公開することも重要です。

■県の取組

県は、埋蔵文化財保護の基礎となる詳細遺跡分布地図が未作成な市町に対し、その整備を呼びかけるとともに、必要な支援を行います。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施します。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元をします。

市町が実施する発掘調査等について課題が生じた場合、県は相談に応じるとともに、必要に応じた技術的支援を行います。

■市町の取組

市町は、埋蔵文化財保護の基礎となる管内の詳細遺跡分布地図の作成及び更新に努めることとします。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施することとします。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元をすることとします。

■事業者への役割と期待

開発行為に際しては、埋蔵文化財包蔵地を極力避けるよう努め、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地での工事を行う場合には、法令に則した手続きを行うこととします。また、発掘調査の実施にあたっては、それが文化財であることをふまえ、調査の実施及び調査途中や終了段階に県や市町が実施する現地説明会の実施や講演会、展示会等に対し、可能な限りの協力を行うこととします。

■県民の皆さんへの期待

居住地の近隣で発掘調査が実施された際には、貴重な文化財の調査であることをふまえ、円滑な調査の進展のため、必要に応じ可能な限りの協力を行うことが望まれます。

(5) 無指定の文化財の保護

平成31年4月1日の法の改正趣旨として、「未指定文化財も含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくこと」¹の必要性がうたわれています。無指定の文化財は、法や条例によって指定・登録等がされてはいませんが、地域にとって欠かせない文化資産となっているものがあります。

本大綱では、無指定も含めた文化財を保護するための基礎資料として、文化財の所在や内容等を記載したリスト（以下、「文化財リスト」という。）を市町が作成し、それに基づいて保護を行うものとします。

■県の取組

県は、価値の高い無指定の文化財を認識した場合には、県文化財保護審議会委員の意見等に基づき、その保護について市町や所有者と連携して検討し、適切な保護に努めます。また、文化財リストに基づき、災害発生時の対応（第6章）を行います。

■市町の取組

市町は、既存の自治体史や調査を参考に、文化財保存活用地域計画を策定した場合にはその内容をふまえ、文化財リストを作成するとともに、その情報を県と共有することとします。なお、文化財リストは必要に応じ加除が可能なものとし、文化財所有者の意向をふまえて作成するものとします。

市町は、価値の高い無指定文化財を認識した場合には、指定文化財や登録文化財として、法や条例に基づいて保存することも含めた保護方法を柔軟に検討していくことが重要です。この場合、県と情報共有するとともに、所有者や地域の意向をふまえた協議を進めることが大切です。

■所有者等の取組

所有者等は、文化財の価値をふまえ、可能な限り保存・活用していくことが望めます。また、新たな価値が発見された場合には、登録や指定等について、市町や県との話し合いを持つことが望めます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、所有者等と連携し、地域文化の財産として守り伝えられるよう可能な限りの支援を行うことが望めます。

（6）文化財リストの更新

文化財は、その所有者が変更したり、所在場所を変更することがあります。また、年月を経る中で状態の変化や劣化等の発生が考えられます。そのため、文化財リストは常に最新の状態にしておくことが求められます。

■県の取組

県は、市町から提出された文化財リストを最新の状態に保つため、市町に対し定期的な所在確認調査を呼びかけるとともに、それを集約します。

■市町の取組

¹ 文化庁作成「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」（平成31(2019)年4月1日付）による。

市町は、文化財リストを最新の状態に保つため、文化財所有者と適宜連絡をとり、その情報を県と共有します。

■所有者等の取組

所有者等は、県及び市町からの定期的な状況調査に応じるとともに、所有者や所在場所の変更があった場合には速やかに市町等に連絡することが求められます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、文化財の毀損や劣化等と思われる状況を確認した場合には、所有者等や県及び関係市町文化財保護部局へ連絡することを望みます。

第2節 活用

(1) 情報発信

文化財を守り伝えるため、有効に活用することが大切です。文化財の本質的価値が維持されることを大前提としつつも、県民の皆さんの文化環境向上に資することを意識した積極的な活用が望まれます。

■県の取組

県は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、市町と連携した情報発信を行います。また、県埋蔵文化財センター、県総合博物館、斎宮歴史博物館、県立美術館等では、文化財の魅力発信のために次のような事業を適宜実施します。

- ・県が管理する遺跡出土品の定期的な展示及びその解説
- ・文化財の展示等の普及公開
- ・学校教育と連携した教材作成や文化財の活用
- ・文化財の魅力を分かりやすく伝えるための解説、講演会等の開催
- ・文化財の体験型イベントの開催

■市町の取組

市町は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、県と連携した情報発信を行うこととします。市町はそれぞれの個性を活かし、展示や公開講座等を開催することが望まれます。

■所有者及び県民の皆さんへの期待

文化財の所有者や県民の皆さんには、県や市町が実施する文化財の情報発信について、可能な限り協力することが望まれます。

(2) 文化財の公開

文化財の公開は、本物を目にする絶好の機会であるため、可能な限り実施することが望まれます。その際には、所有者の意向を尊重するとともに、文化財の本質的価値が損なわれないよう、その取扱には細心の注意が求められます。

■県の取組

県は、展示等による文化財の公開について、市町や文化財所有者等と連携し、十分な協議

を経たうえで積極的に取り組みます。

また、市町や所有者等が公開を行う場合には、文化財の展示環境の状況確認や展示の方法等について、必要に応じた技術支援を行います。

■市町の取組

市町は、県及び所有者と連携し、十分な協議を経たうえで文化財の積極的な公開に取り組むことが望まれます。また、所有者等が公開を行う場合には、県と情報共有のうえ、必要に応じた技術支援を行うこととします。

■所有者等の取組

文化財は所有者の個人財産であり、所有者は、その価値が損なわれない範囲で、積極的な公開に取り組むことが期待されます。建造物や記念物の場合は、文化財の本質的価値を維持したうえで、その特性を活かした催し物等を実施することも可能です。また、無形文化財や無形民俗文化財では、価値ある芸能や行事等を披露する場を利用し、広く発信することが可能なので、文化財の性質に応じ、柔軟に対応することが望まれます。

(3) まちづくりと観光誘客

文化財を活かしたまちづくりは、その地域に住まう人々が心豊かに暮らすことへとつながるだけでなく、その地域の魅力を発信する手法としても有効です。この場合も文化財の本質的価値を損なうことなく進めていくことが求められます。また、個々の文化財をまとめ、地域にある複数の文化財を「関連文化財群」ⁱとして活用することが効果的です。

文化財は個々に性格が異なるため、それぞれの性質に応じた活用を行うことを念頭に置きつつ、多様な方法を考えることが大切です。

■県の取組

県は、まちづくりに活用できる文化財について、個別文化財の価値や関連文化財群としての価値に関する情報発信を市町と連携して取り組みます。その活用にあたっては、市町に対する技術的支援を行います。なお、文化財を核とした観光誘客については県観光局、まちづくりに関しては県土整備部が県の主管部局として、教育委員会と連携して取り組みます。

■市町の取組

市町は、文化財保存活用地域計画の策定等により、個々の文化財が持つ性質を加味し、まちづくりや観光誘客への積極的な取組を進めることが重要です。必要に応じ県と情報共有を行い、文化財所有者等への技術的支援を行うとともに、関係部局や関連団体との綿密な協議が求められます。

文化財をまちづくりに活かす方法として、文化財保存活用地域計画のほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、市町が歴史的風致維持向上計画を策定し、ソフト・ハードの整備を進める方法があります。市町の状況に

ⁱ 「関連文化財群」とは、域内にある様々な文化財を、有形・無形、指定・未指定に関わらず歴史的・地域的関連性に基づいて一定のまとまりとしてとらえたもので、文化庁が歴史文化基本構想の中で位置づけ、法改正に伴う文化財保存活用地域計画でも重視されている考え方です。

応じ、これら国が定める制度を活用するのが効果的です。表4には、現在県内で事業展開している歴史的風致維持向上計画を示しました。

表4 三重県内の歴史的風致維持向上計画策定状況

策定市町	計画の名称	認定日	計画期間
亀山市	亀山市歴史的風致維持向上計画	平成21年1月19日	平成20～令和2年度
明和町	明和町歴史的風致維持向上計画	平成24年6月6日	平成24～令和2年度
伊賀市	伊賀市歴史的風致維持向上計画	平成28年5月19日	平成28～令和7年度

これら以外の取組として、平成27年度から文化庁が実施している日本遺産魅力発信事業があります。県内では現在、表5の取組がなされています。

表5 三重県内の日本遺産認定の状況

実施市町	名 称	認定年度
明和町	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮	平成27年度
伊賀市（代表は甲賀市）	忍びの里 伊賀・甲賀一リアル忍者を求めてー	平成29年度
鳥羽市・志摩市（代表は鳥羽市）	海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち	令和元年度

■所有者等の取組

文化財の所有者等は、文化財が貴重な国民的財産であることをふまえ、個人財産としての権利等が侵害されない範囲で、市町等が行う文化財をまちづくりに活かすための取組に協力することが望まれます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が所有者の個人財産であることを最大限に尊重したうえで、文化財がまちづくりに活かされることについて、可能な限りの協力を行うことを望みます。

第3節 継承

（1）市町による文化財保存活用地域計画の策定

平成31(2019)年4月1日に施行された改正文化財保護法には、文化財保存活用地域計画の策定が示されています。これは法定計画として、市町が中心となり、域内の文化財について総合的に保護し活用するための計画として位置づけられています。

■県の取組

県は本大綱に基づき、市町の地域計画策定に対し、県内全体の文化財保存活用をふまえた支援を行います。また、文化財担当の専門職員が配置されておらず、策定が困難な小規模市町に対しては、県は技術的支援を積極的に行います。

県は、県埋蔵文化財センターが埋蔵文化財にかかる調査や研究の技術的支援を、社会教育・文化財保護課が埋蔵文化財以外の文化財に関する技術的支援を主に行います。支援の具体的な内容については、市町と県が協議するとともに、県はその内容に応じて県他部局の協力と支援について調整します。

■市町の取組

市町は、域内の文化財に対する総合的な取組を進めるため、文化財保存活用地域計画の策定について積極的に検討し、条件が整えば実施することが求められます。

地域計画をまとめるにあたっては、第4章で見た県域全体や個々の地域が持つ特徴とともに、個々の文化財が持つ特質に応じた保存・活用を図る必要があります。それとともに、所有者や地域住民の意向を把握し、地域社会総がかりで積極的な保存・活用・継承が行われるよう、文化財所有者等が行う様々な取組や、地域が行う活動への支援が求められます。

市町による文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財の種類に応じ、表6の対応が考えられます。

表6 文化財保存活用計画における文化財の対応

文化財の種類	対応方針	備 考
指定文化財(国・県・市町)	原則対象とする	
登録文化財(国)	必要に応じ対象とする	
無指定文化財	必要に応じ対象とする	必要に応じ指定・登録等を目指す

■文化財の保存・活用と地域区分

文化財を地域の中で保存・活用するためには、その文化財が経てきた地域の特性をふまえることが効果的です。県内は、第4章で示した地域(ステージ)があります。それぞれのステージに即し、個々の文化財に関係性を見いだすことで、保護・活用の意義を一層向上させることができます。

(2) 個別文化財の保存活用計画

改正文化財保護法では、個別の国指定文化財に関し、所有者による保存活用計画の策定が法的に位置づけられました。また、令和2(2020)年4月1日施行(予定)の改正三重県文化財保護条例において、三重県指定文化財についても所有者による保存活用計画の策定を位置づけました。

■県の取組

県は法及び条例に基づき、国・県指定文化財の保存活用計画の策定について、市町を通じ所有者等に積極的に呼びかけるとともに、必要に応じた支援を行います。

■市町の取組

市町は、県と連携し、管内にある国・県指定文化財の保存活用計画について、所有者等へ積極的に呼びかけを行うとともに、必要に応じた支援を行うこととします。また、必要に応じ、市町指定文化財の保存活用計画を策定することとします。

■所有者等の取組

所有者等は、県や市町からの呼びかけに応じ、国・県指定文化財の保存活用計画の策定を行うことが望まれます。また、策定の際には県及び市町と協議のうえ支援を要請することとします。

(3) 所有者や市町等が行う文化財修理・整備等の取組への支援方針

■県の財政的支援

三重県では、条例第 12・24・30・40・46・51 条及び以下の規則・要綱・要領に基づき、市町・所有者等が行う文化財の記録・修理・整備について、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象となるのは国・県指定文化財に関する記録・修理・整備等です。

- ・三重県補助金等交付規則（昭和 37 年 4 月 1 日三重県規則第 34 号）
- ・教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年 1 月 28 日三重県告示第 52 号）
- ・文化財関係事業補助金交付要領（昭和 58 年 4 月 1 日教育長制定）
- ・地域文化財総合活性化事業補助要項（平成 30 年 2 月 1 日制定）

文化財の修理・整備事業を実施する際には、以下の流れで実施します。

- | | | | | |
|---|-----------|--------|-----------|---------------------|
| ① | 文化財所有者 | →（協議）→ | 市町文化財保護部局 | * 事業内容確認 |
| ② | 市町文化財保護部局 | →（協議）→ | 県教育委員会 | * 必要に応じ県は文化財所有者とも協議 |
| ③ | 県教育委員会 | →（協議）→ | 文化庁 | * 国指定文化財等の場合 |
| ④ | 事業化 | | | |

なお、実際に事業化するにあたっては、必要経費の準備や諸手続きにより、④の事業化は①の協議がはじまってから 1 年ほどの時間を要することがあります。そのため、修理・整備には十分な計画を立てることが必要です。

■技術的支援

文化財の修理・整備にかかる技術的支援については、国・県指定文化財等に限定することなく、県教育委員会が中心となり、必要に応じて実施します。

■その他

県内に所在する世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産に関しては、『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道保存管理計画』に基づき、関係市町と県が協力してその保全を行っています。

（４）県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産については、資産の所在地である大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町を中心に、県教育委員会、県地域連携部、県土整備部、県農林水産部が連携して積極的な保存と活用を行います。また、関連する新たな資産の確認や調査を行い、価値が明らかになったものは保護の措置を図ります。

■鳥羽・志摩の海女漁の技術

国指定無形民俗文化財の「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた国内環境整備のための情報発信を行います。

■斎宮跡

三重県を代表する遺跡である国史跡斎宮跡については、管理団体である明和町と県が連携

して積極的な保存・活用に取り組んでいます。斎宮跡を解明するために必要な計画調査は、明和町の協力のもと斎宮歴史博物館が実施しており、平成 28 年度に「史跡斎宮跡発掘調査基本方針」を策定し重点的調査地域を定めて進めています。また、重要な遺構・遺物等が確認された場合には、史跡の評価を高めるため重点的に取組を進めます。今後も、明和町との綿密な連携のもと、実態解明のための調査を計画的に進める必要があります。

史跡整備については、県が史跡中央部の「さいくう平安の杜」を整備し、平成 27 年 10 月に完成しました。今後の方針については、史跡全体を見据え、県と町が綿密に協議しながら進める必要があります。また、出土遺物の一部は「三重県斎宮跡出土品」として国指定重要文化財となっており、史跡ともあわせ、有効な公開展示を行っていきます。

■天然記念物

特別天然記念物カモシカ、国天然記念物ネコギギ・オオサンショウウオ、県天然記念物オオダイガハラサンショウウオなどの生息する地域を定めずに指定されている天然記念物については、生息域に関する調査を継続的に進めています。関係市町との連携のうえ、引き続き県が全県的な調査を行い、保護のための指針を作成します。

■旧第三尋常中学校校舎（県立上野高等学校）

県指定有形文化財（建造物）である旧第三尋常中学校校舎（県立上野高等学校）については、県教育委員会（学校経理・施設課）による耐震工事と修理を、令和 2 年度から 2 ヶ年で実施する予定です。これによって、生徒が安心して学べる空間を確保するとともに、文化財の適切な保存を図ります。

■発掘調査出土資料

県が実施する発掘調査によって出土した文化財（出土品）を有効に活用するため、学校教材としての利用を進めるとともに、施設公開のほか、公開講座などの開催を通じた情報発信を積極的に推進します。

また、出土品には金属や植物類を素材とした脆弱品も含まれます。県の文化財として大切に保存するための処理を行うとともに、年々増加する出土品を適切に保管するため、施設の確保を進めます。

第 4 節 専門的人材の確保と育成

文化財を適切に保存・活用し、未来へと継承するためには、専門職員の確保と人材育成が重要です。改正文化財保護法成立の際の衆議院・参議院文部科学委員会において、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと」が附帯決議されています¹ので、県及び市町には、それをふまえた対応が求められます。

（１） 県の取組

¹ 平成 30(2018)年 5 月 18 日衆議院文部科学委員会、同年 5 月 31 日参議院文部科学委員会

■人材の養成と確保

県では、付録の表1に示した文化財関係機関があり、それぞれの機関に応じた専門性を有しています。県はその機能を維持するため、必要な研修等を通じたスキルアップとともに、定期的な人材確保を今後も継続して実施します。

■埋蔵文化財発掘技術者研修（教員研修）

県では、県内の学校教員を対象として、埋蔵文化財の発掘調査等についての専門的知識と技術を習得し、教育現場へと還元する目的で研修事業を実施しています（参考資料1）。教育現場との連携のため、今後も継続して実施します。

■埋蔵文化財発掘調査市町職員研修

県埋蔵文化財センターでは、「埋蔵文化財発掘調査市町職員研修」を実施しています（参考資料2）。文化財専門職員が配置されていない市町に対しては、この研修を有効に活用するよう促すとともに、状況に応じた専門職員の配置を市町に対して呼びかけます。

■その他の研修

県及び市町の専門職員を含む文化財担当職員に対しては、表7の会議や研修・講習等を開催し、情報共有とともに能力の開発を進めます。

なお人材育成については、国が令和元年度から実施する「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修」などがあり、国が進める研修への参加についても対象者や市町に対し、積極的に呼びかけを行います。

表7 県教育委員会が実施する会議・研修など

会議・研修名	主 催	開催日時	対 象	内 容
三重県文化財保護連絡会議	県教育委員会	年2回	文化財行政担当者	文化財保護と活用に関する情報共有及び意見交換
三重県埋蔵文化財専門担当者会議	県埋蔵文化財センター	年2回程度	文化財行政担当者・関係者	埋蔵文化財の保護にかかる情報共有及び意見交換
三重県文化財保護指導委員会	県教育委員会	年1回	県文化財保護指導委員	文化財パトロール事業の実施方法
市町埋蔵文化財担当職員研修	県埋蔵文化財センター	半期～通年	専門経験の無い文化財行政担当者	埋蔵文化財の事務手順、発掘調査実地研修他
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	世界遺産の保存・活用にかかる担当者の育成
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	世界遺産にかかる課題の共有、専門的な知識の向上
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」行政担当者会議	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	文化財以外の行政担当者も含めた情報共有世界遺産の保存・活用にか

				かる担当者の育成
文化財講習会	県教育委員会、三重 県文化財所有者等 連絡協議会	年1回	文化財所有者、文化財行政担当者、県民	文化財の保存活用に関する基礎知識の向上
世界遺産講演会	県教育委員会	年1回	文化財行政担当者、県民	世界遺産に関する知識の向上

(2) 市町の取組

専門職員が配置されている市町については、定期的な人材確保と育成が求められます。専門職員が配置されていない市町については、県等が開催する研修・講習等へ文化財担当職員が積極的に参加するとともに、総合的な判断を行いながら専門職員の配置に努めることが望まれます。

人材育成については、域内の文化財に関する研修会や講演会を定期的の実施するとともに、近隣市町と連携した取組や県内外からの有識者招聘によってスキルアップを図るよう努めることとします。

第6章 防災及び災害発生時の対応

第1節 対応方針

(1) 方針の位置づけ

三重県では、三重県防災会議により『三重県地域防災計画』が作成されています。これは、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県内の風水害等への災害対策を関係機関が総合的・計画的に推進し、県民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を目的としています。文化財の防災及び災害発生時の対応は、『三重県地域防災計画』を上位計画と位置づけ、本大綱では具体的かつ細部の内容について方針を定めます。

(2) 災害規模による対応

文化財防災ネットワークが作成した「文化遺産防災ネットワーク推進会議活動ガイドラインについて」（令和2年■月）では、文化遺産にかかる防災及び災害時の連携体制について表8の区分をしていますⁱ。本大綱の記載は、「1 都道府県内連携体制」を念頭置いたものとしています。

表8 文化遺産防災ネットワークによるネットワーク

区分	内 容
1	都道府県内連携体制
2	都道府県間連携体制（広域連携）
3	文化遺産に係る専門的全国組織等によるネットワーク

また、時系列としての災害対応には、①事前に行う準備、②発生した際の対応、③発生後の対応、の大きく分けて3段階があり、それぞれの段階に応じた対応が求められます。

第2節 事前の備え

(1) 想定される被害と防災対策

「三重県危機管理計画」では、「地域防災計画等に基づき対応する危機事例」の区分として「自然災害」と「事故」を示していますⁱⁱ。「自然災害」は「地震、津波」と、「台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪」に区分しています。また、「事故」には「大規模なビル火災、工場火災」や「大規模な山林火災」などを想定しています。文化財の災害対策は、これらが複合的に発生することも想定しておくことが必要です。

各種の災害に備えるためには、有形文化財・有形民俗文化財等の動産は所在場所の確認を、

ⁱ 国立文化財機構が進める文化財防災ネットワークは、文化庁と国立文化財機構による検討により、今後発生が予想される大小の自然災害に対する備えを作るため、文化庁の補助事業として開始された文化財防災ネットワーク推進事業に基づいています。

ⁱⁱ 「三重県危機管理計画」別表3の「(参考)」による。

建造物や史蹟名勝天然記念物等の不動産は、現況確認を行っておく必要があります。
災害に備えるための事前対応としては、表9のようなことがあります。

表9 災害の内容と事前対応

災害の内容	事前対応
地震・津波	・地形条件の確認と対策（津波等ハザードマップの確認等） ・避難経路の確認 ・耐震補強（建造物、美術工芸品収蔵施設の場合） ・可能な限り高所での保管（美術工芸品等）
台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪	・地形条件の確認と対策（ハザードマップの確認等） ・避難経路の確認
火災	・火災報知器、消火設備の設置と点検 ・避難経路の確認

（２）「三重県地域防災計画」での位置づけ

「三重県地域防災計画」（令和２年３月修正版）では、文化財の保護に関して以下のように位置づけています（＊改正予定内容を記載）。

『地域防災計画』風水害等対策編（令和２年３月）

第２部 災害予防・減災対策

第１章 自助・共助を育む対策の推進

第６節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防６）

第２項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

第３項

■県が実施する対策

２ 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■市町が実施する対策

４ 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3)文化財の防災対策の推進

『地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

第3項

■県が実施する対策

2 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■市町が実施する対策

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3)文化財の防災対策の推進

■県の役割

県は、「三重県地域防災計画」風水害対策編、同地震・津波対策編に基づき、文化財防火デー等を活用した地域の防災意識向上に努めます。

国・県指定文化財の防災について、県教育委員会は『三重県文化財防災マニュアル』（2017年）を作成し、市町と共有するとともに、市町を通じ、文化財所有者への周知を図っています。県は、市町を通じ当該マニュアルの周知徹底を行い、所有者に対し災害への備えを行うよう呼びかけます。

また、文化財の防災のために必要な設備に対しては、国、市町及び所有者と協議のうえ、必要な支援を行います。さらに、文化財リストの整理を行い、市町や関係部局との情報共有をするとともに、緊急時連絡体制の整備、県職員（文化財保護指導委員を含む）を対象とし

た文化財レスキュー研修を実施します。

■市町の役割

市町は、防災部局と協力し、域内にある文化財の防災状況を把握するとともに、文化財所有者に対する防災対策の実施を周知することが求められます。文化財の防災のために必要な設備については、国、県及び文化財所有者と協議のうえ、必要な支援を行うことが求められます。

また、県及び文化財所有者と協議のうえ、文化財リストの作成を行うとともに、災害時に文化財を避難させる場所（一時避難場所を含む）の検討と確保も重要です。

■所有者等の役割

文化財所有者は、市町が作成する文化財リストの作成に協力するとともに、『三重県文化財防災マニュアル』等を参考に文化財防災のための日常管理を行い、平時において防災訓練等を実施し、市町及び県と協議のうえ、必要な防災設備の設置を進めることが求められます。なお、災害時にどのような対応が可能かを、市町や地域の関係者と共有しておくことも大切です。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財防災の必要性を認識するとともに、平時における文化財の防災訓練等に対し、可能な限りの協力を行うことを望みます。

（３）文化財リストの作成

県及び市町は、守るべき文化財について、文化財リストを作成します。作成したリストは関係機関で共有しますが、個人情報が含まれる場合については、法や県条例に基づき適切な管理を行うこととします。

文化財リストには、名称、員数、所在地、所有者、指定の有無等の情報を記載します。また、極力個別に写真を撮影し、複数機関が保存することで、緊急時の対応に備えるようにします。

文化財リストの作成は、文化財所有者による協力と県との協議のうえ、市町が主に行うこととします。作成する文化財リストは以下の対象及び取り扱いとします。

表１０ 文化財リストの対象と取り扱い方法

区分	対 象	取り扱い方法
１	国指定等文化財	必ず作成する
２	県指定等文化財	必ず作成する
３	市町指定等文化財	必ず作成する
４	国登録文化財	必ず作成する
５	無指定文化財	市町が必要と認めたものを掲載する

無指定文化財には、県や市町が自治体史を編纂する際に収集した資料や、地域にとって大切にされている文化財を含めることができると考えられます。

文化財リストは、市町の調査等により必要に応じ適宜追加できるものとします。

第3節 災害発生時の対応

(1)「三重県地域防災計画」での位置づけ

「三重県地域防災計画」(令和2年3月修正版)では、被災時の文化財対応を、以下のよう
に位置づけています(*改正予定内容を記載)。

『地域防災計画』風水害等対策編(令和2年3月)

第5部 発災後の応急・復旧対策

第4章 復旧に向けた対策

第3節 文教等対策(復旧17)

第2項 主要対策項目

<共通>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

第3項 対策

■県が実施する対策

6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1)被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

(2)応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

7 文化財の保護

(1)被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡のうえ、県との協議を行う。

(2)応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等

をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(4) 文化財の保護

『地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

第3節 文教等対策（発災29）

第2項 主要対策項目

＜共通＞

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

第3項 対策

■県が実施する対策

6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

7 文化財・歴史的公文書等の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡のうえ、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(4) 文化財の保護

文化財への対応は、人命や生活にかかる対応が一定程度落ち着いた後に実施することとして位置づけられていますが、速やかな対応を行うため、可能な限りの情報収集を行っておく必要があります。

(2) 被災文化財等への対応

■ 県の役割

災害発生時には、教育委員会と県環境生活部文化振興課が連携し対応します。文化振興課では、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱（仮称）」及び「三重県文化資産防災ネットワーク活動要項（仮称）」の策定（令和2年度下半期以降）に向け検討を進めているところです。策定後はそれに基づいて対応します。本大綱では、その策定骨子をあらかじめふまえたものとしします。

被災時における県全体の体制は図5に、被災時の具体的な動きは図6に示します。

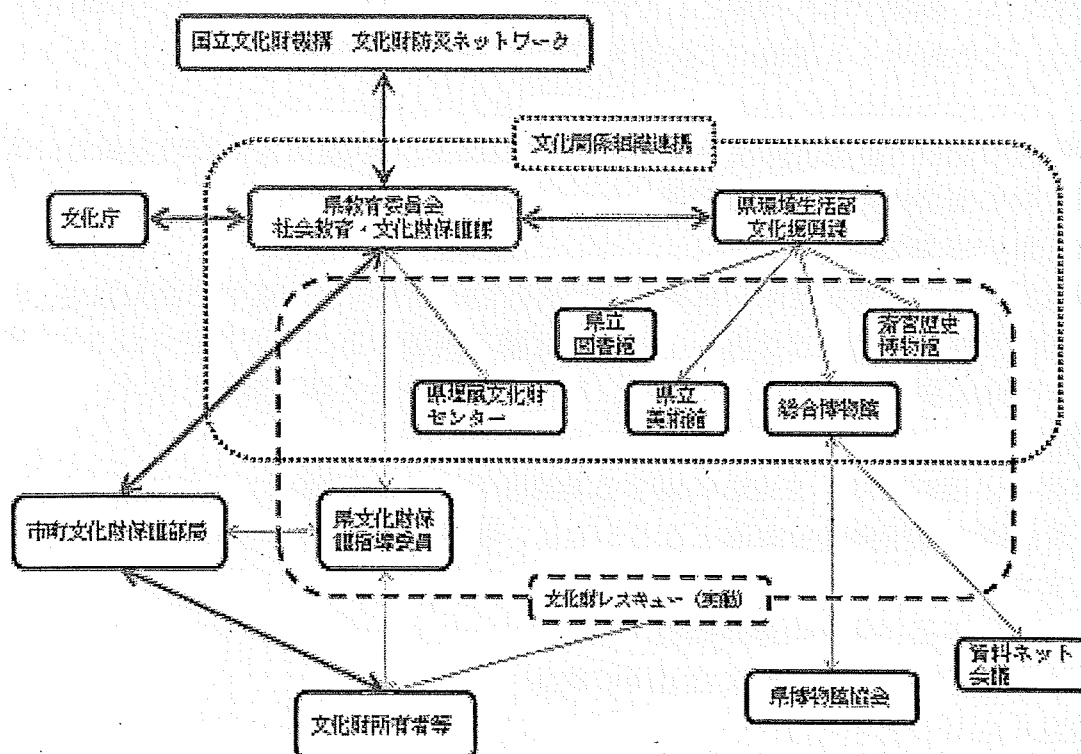


図5 文化財防災・レスキュー関係図

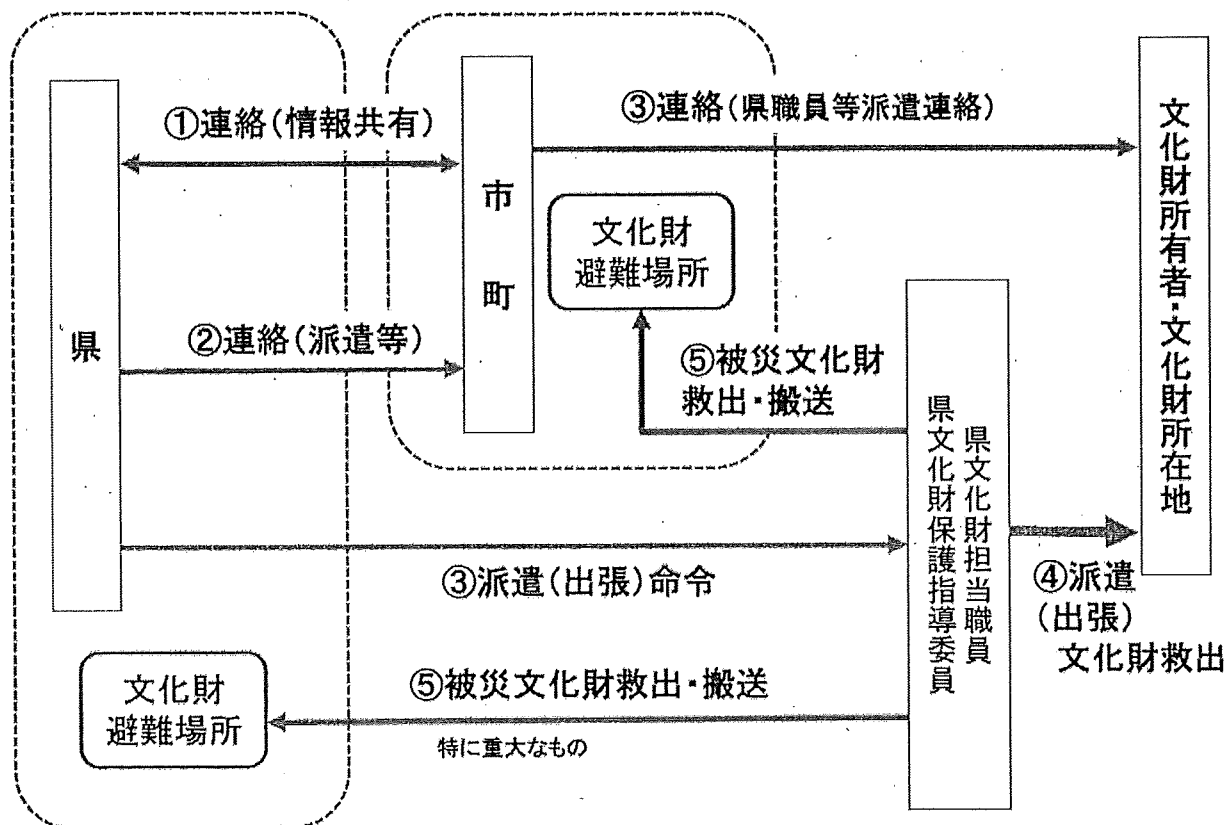


図6 文化財災害対応チャート図

被災時において、実際に行う内容としては以下のものがあります。いずれも市町からの要請に基づき、文化財リスト記載の文化財を対象に、県と市町が連携して行うこととします。

- ・ 県文化財担当職員（県文化財保護指導委員を含む）による被災文化財状況確認の実施
- ・ 被災文化財の緊急避難及び一時保管
- ・ 被災文化財の応急処置

また、規模が大きな災害が発生した場合、行政的対応以外に、三重県博物館協会、みえ歴史ネット等の団体が独自に文化財レスキュー活動を実施することも想定されます。複数のレスキュー活動に関する調整についても、市町と連携のもと県が実施します。

■市町の役割

実際に被災した市町では、文化財に関する業務を行うのは困難なことが予想されます。そのため、最低限の連絡調整を実施するとともに、県と協議のうえ、以下の対応を実施することとします。

- ・ 文化財所有者等及び県との連絡調整
- ・ 文化財を緊急避難させる施設又は場所の確保
- ・ 応急措置文化財の引き受け
- ・ 被災文化財の修理に関する協議等

■所有者等の役割

文化財所有者は、人命優先での行動のうえ、文化財の被災を避けるとともに、被災した場

合には速やかに関係市町等への連絡を行うことが求められます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、被災時には、人命優先での行動を心がけたうえで、被災した文化財を確認した際には、地元市町の教育委員会等文化財保護部局へ連絡する等、時宜に即した対応をすることを望みます。

(3) 国及び関係機関との連携

広域に及ぶ大規模災害や、県のみでは対応できない多くの被災案件が発生した場合、県は国と連絡調整のうえ、国及び関係機関に必要な応援を要請します。また、県内博物館の連携組織である三重県博物館協会とも相互に情報を共有します。県は、「三重県危機管理計画」等に基づきその事務を総括し、適切な連携が行われるよう調整をします。

名 称	連 絡 先	機関の性格
三重県博物館協会	津市一身田上津部田 3060 (事務局：三重県総合博物館) Tel059(228)2283	県内の博物館ネットワーク
国立文化財機構 文化財 防災ネットワーク	奈良県奈良市登大路町 50 (事務局：奈良国立博物館) Tel0742(22)7008	国立文化財機構が主催する 文化財防災ネットワークの 窓口

第4節 災害後の対応

初期対応にあたる第3節(3)の対応がほぼ終息した段階から「災害後」となります。ここでは災害後における文化財の対応をまとめます。

文化財を含めた災害復旧は、可能な限り早期に進めることが求められますが、大規模災害の場合はそれが困難なこともあります。そのため、広範囲な災害が発生した場合には、文化財関係者は相互の情報共有を平時以上に行うことが大切です。

■県の役割

県は、県域の文化財被害について全容を把握します。そのうえで、被災文化財の修理等にかかる協議について、国、市町及び所有者と協議のうえ進めるとともに、修理にかかる支援を進めます。

また、被災文化財の応急処置及び仮保管について、市町及び文化財所有者と協議をしながら継続して進めます。

大規模災害により、被災地域で埋蔵文化財発掘調査の必要が生じた際には、国及び市町との協議を進めます。

■市町の役割

市町は、その被害地域の規模によって対応が異なるので、状況に応じた対応を行います。
<被害範囲が広い場合>

県と協議し、県からの支援等必要な対策を講じます。

＜被害範囲が狭い場合＞

管内の文化財被害について全容を把握します。そのうえで、被災文化財の修理等にかかる協議について、国、県及び文化財所有者と協議のうえ進めるとともに、修理にかかる支援を進めます。

また、被災文化財の応急処置及び仮保管について、県及び文化財所有者と協議をしながら継続して進めます。

■所有者等の役割

所有する文化財に被害が生じている場合、被災状況の確認と関係市町、県等への報告を行います。また、被害の状況に応じ、修理のための手続きについて関係市町と協議します。

＜付表＞

■ 県及び関係機関

表 1 県の関係機関と業務

三重県
■ 文化財保護 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 ・業務内容 文化財保護に関する総括 有形文化財に関すること（有形文化財班） 無形文化財、民俗文化財、記念物に関すること（記念物・民俗文化財班） 埋蔵文化財センターに関すること（同） 災害時の文化財等レスキュー（総括） ・職員 20名（うち、文化財保護総括2名、建造物担当1名、美術工芸品担当1名、民俗文化財・無形文化財担当1名、史跡担当1名、名勝担当1名、天然記念物担当1名、埋蔵文化財担当2名、） ■ 文化政策・博物館等 環境生活部 文化振興課 ・業務内容 文化政策に関する総括 県立図書館に関すること（拠点連携班） 三重県総合博物館に関すること（同） 県立美術館に関すること（同） 斎宮歴史博物館に関すること（同） 災害時の文化財等レスキュー（総括） ・職員 16名 ■ 熊野参詣道（熊野古道）活用 地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課 ・業務内容 熊野古道伊勢路の活用に関すること（事業推進班） 東紀州地域振興公社に関すること（地域振興班） ・職員 8名 ■ 観光 雇用経済部 観光局 観光政策課 ・業務内容 観光振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること ・職員 7名 雇用経済部 観光局 観光魅力創造課 ・業務内容 国内からの誘客に関すること（国内誘客班） みえ観光の産業化推進委員会に関すること（観光魅力創造班）

- ・職員 9名

雇用経済部 観光局 海外誘客課

- ・業務内容 海外からの誘客に関する事
- ・職員 8名

■希少生物等

農林水産部 みどり共生推進課

- ・業務内容 生物多様性の確保に関する事（野生生物班）
鳥獣の保護及び各種調査に関する事（同）
自然公園施設等の整備・管理に関する事（自然公園班）
- ・職員 13名

■海女漁業振興

農林水産部 水産資源・経営課

- ・業務内容 海女漁業の振興に関する事（水産増殖班）
- ・職員 15名

■都市計画、まちづくり

県土整備部 都市政策課

- ・業務内容 都市計画決定に関する事（都市計画班）
都市再生整備計画事業に関する事（市街地整備班）
景観政策に関する事（景観・屋外広告班）
- ・職員 23名

関係機関

■埋蔵文化財

【教育委員会】

三重県埋蔵文化財センター

- ・業務内容 県内の埋蔵文化財保護
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員 40名

■博物館、美術館、図書館

【県（環境生活部）】

三重県総合博物館

- ・業務内容 県の文化に関する総合的な情報発信及び研究
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員 22名（うち、学芸員 15名）

三重県立美術館

・業務内容 県の文化（美術）に関する総合的な情報発信及び研究 災害時の文化財等レスキュー（主に美術品） ・職員 11 名（うち、学芸員 6 名）
斎宮歴史博物館 ・業務内容 史跡斎宮跡に関する文化財保護および普及公開 災害時の文化財等レスキュー ・職員 12 名（うち、学芸員 3 名）
三重県立図書館 ・業務内容 県の文化（図書）に関する総合的な情報発信 災害時の文化財等レスキュー（主に図書） ・職員 20 名（うち、司書 3 名）
三重県文化財保護審議会（教育委員会所管） ・審議事項 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議 ・委員構成 20 名（名簿は別添）
三重県文化財保護指導委員（教育委員会所管） ・業務内容 国・県指定文化財を中心とした状況調査（パトロール） 市町や所有者等に対する文化財保護の助言指導 ・構成 54 名（令和元年度）
市町との連携（教育委員会所管） ・三重県文化財保護連絡会議

別表 1 三重県作成の文化財関係資料（広域のものを対象）

番号	分野	調査期間	成果品	刊行者	刊行年
1	総合		『国宝重要美術品及史蹟名勝天然記念物一覧』	三重県	1950
2	総合		『三重県文化財要覧』	三重県教育委員会	1955
3	総合		『三重県文化財要覧』 2	三重県教育委員会	1964
4	総合		『三重県文化財要覧』 3	三重県教育委員会	1971
5	総合		『三重県の文化財』	三重県教育委員会	1996. 3
6	建造物他		『伊賀東西部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1970. 3
7	建造物他		『伊賀西部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1972. 3
8	建造物	1984・85	『三重の近世社寺建築』	三重県教育委員会	1985. 3
9	建造物	1994～96	『三重県の近代化遺産』	三重県教育委員会	1996. 3
10	建造物	2004～09	『三重県近代和風建築総合調査報告』	三重県教育委員会	2008. 10
11	建造物		『三重県史』別編 建築	三重県	2003. 3
12	美術工芸		『三重県国寶調査書』	三重県	1937
13	美術工芸		『三重県国寶調査報告書』	三重県	1938
14	美術工芸	～2008	『三重県史』別編 美術工芸	三重県	2014. 3
15	歴史資料	2007～09	『三重県石造物調査報告Ⅰ東紀州地域』	三重県教育委員会	2009. 3
16	歴史資料	2009～13	『三重県石造物調査報告Ⅱ南伊勢地域』	三重県教育委員会	2013. 3
17	民俗全般	1974・75	『三重県民俗資料分布緊急調査報告書漁事海運編』	三重県教育委員会	1976. 3
18	民俗全般	1974・75	『三重県民俗地図 昭和 49・50 年度民俗文化財緊急分布調査報告書』	三重県教育委員会	1976. 3
19	民俗全般		『三重県史』別編 民俗	三重県	2012. 3
20	無形民俗	1987～89	『三重県の諸職』	三重県教育委員会	1989. 3
21	無形民俗	1988・90	『三重県の民謡』	三重県教育委員会	1990. 3
22	無形民俗	1992～94	『三重県の民俗芸能』	三重県教育委員会	1994. 3
23	無形民俗	1994～96	『三重県の祭り・行事』	三重県教育委員会	1997. 3
24	無形民俗		無形民俗文化財記録作成の指針	三重県教育委員会	2018. 3
25	史跡名勝天		『三重県における主務大臣指定史	三重県	1936

	然記念物		跡名勝天然記念物』第1冊 史蹟		
26	史跡名勝天然記念物		『三重県における主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第2冊 名勝並天然記念物	三重県	1936
27	史跡名勝天然記念物		『大臣指定知事指定史蹟・名勝・天然記念物』	三重県	1938
28	史跡名勝天然記念物		『国宝と史蹟名勝天然記念物』	三重県	1939
29	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定史蹟名勝天然記念物』	三重県	1940
30	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定三重県史蹟名勝天然記念物調査書』	三重県	1940
31	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古1	三重県	2005.9
32	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古2	三重県	2008.3
33	埋蔵文化財	1974～76	『三重の中世城館』	三重県教育委員会	1976.3
34	埋蔵文化財	1983・84	『三重の近世城郭』	三重県教育委員会	1984.3
35	埋蔵文化財	1975～81	『三重の中世城館補遺』	三重県教育委員会	1981.3
36	歴史の道	1980・81	『歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道』	三重県教育委員会	1981.3
37	歴史の道	1981・82	『歴史の道調査報告書 初瀬街道・伊勢本街道・和歌山街道』	三重県教育委員会	1982.3
38	歴史の道	1982・83	『歴史の道調査報告書 大和街道・伊勢別街道・伊賀街道』	三重県教育委員会	1983.3
39	歴史の道	1983・84	『歴史の道調査報告書Ⅵ美濃街道・濃州道・八風道・菰野道・巡見道・巡礼道・鈴鹿の峠道』	三重県教育委員会	1984.3
40	歴史の道	1985・86	『歴史の道調査報告書 伊勢街道・朝熊岳道・二見道・磯部道・青峰道・鳥羽道』	三重県教育委員会	1986.3
41	歴史の道	1986・87	『歴史の道調査報告書Ⅵ 東海道』	三重県教育委員会	1987.3
42	天然記念物	1985	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会 (財)日本野生生物研究センター	1986.3
43	天然記念物	1986～87	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 昭和61・62年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会	1988.3

				和歌山県教育委員会	
44	天然記念物	1990	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成2年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	1991.3
45	天然記念物	1992～93	紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成4・5年度	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	1994.3
46	天然記念物	1998～99	鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成10・11年度	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2000.3
47	天然記念物	2000～02	特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針	三重県教育委員会	2002.3
48	天然記念物	2000～01	紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成12・13年度	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2002.3
49	天然記念物	2003～05	天然記念物ネコギギ保護管理指針	三重県	2005.3
50	天然記念物	2006～07	平成18・19年度鈴鹿山地カモシカ保護地域第4回特別調査報告書	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2008.3
51	天然記念物	2007～09	三重県天然記念物オオダイガハラサンショウウオ保護管理指針	三重県教育委員会	2009.3
52	天然記念物	2008～09	紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査報告書 平成20・21年度	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2010.3
53	天然記念物	2010～12	特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針2012	三重県教育委員会 奈良県教育委員会	2012.3
54	天然記念物	2014～15	鈴鹿山地カモシカ保護地域 第5回特別調査報告書 平成26・27年度	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2016.3
55	天然記念物	2016～17	紀伊山地カモシカ保護地域 第5回特別調査報告書 平成28・29年度	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2018.3

* 遺跡地図は除外した。

* 「美術工芸」には、彫刻・工芸・古文書・典籍を含む。

三重県文化財保護審議会委員名簿

(任期 平成30年9月24日～令和2年9月23日)

氏 名	担 当 分 野	所 属
林 良彦	建 造 物	奈良文化財研究所客員研究員
黒田 龍二	建 造 物	神戸大学大学院教授
永島 明子	絵 画 ・ 工 芸	京都国立博物館
梶谷 亮治	絵 画 ・ 工 芸	奈良国立博物館名誉館員
山口 泰弘	絵 画 ・ 工 芸	三重大学教授
伊東 史朗	彫 刻	和歌山県立博物館長
松岡 久美子	彫 刻	近畿大学准教授
藤澤 典彦	彫刻・考古資料・歴史資料（石造物）	大阪大谷大学講師
岡野 友彦	文書・典籍・歴史資料	皇學館大学教授
岡嶌 偉久子	文書・典籍・歴史資料	天理大学附属天理図書館 稀書目録室長
櫻井 治男	民 俗	皇學館大学特別教授
古家 信平	民 俗	前筑波大学教授
鬼頭 秀明	民 俗	中京大学講師
小澤 毅	考古資料・史跡・埋蔵文化財	三重大学教授
広瀬 和雄	考古資料・史跡・埋蔵文化財	国立歴史民俗博物館名誉教授
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	奈良文化財研究所研究員
道林 克禎	天然記念物(地質・地形)	名古屋大学教授
向井 譲	天然記念物（植物）	岐阜大学教授
前迫 ゆり	天然記念物（植物）	大阪産業大学大学院教授
森 誠一	天然記念物（動物）	岐阜協立大学大学院教授

報告 10

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の中間案に係る教育委員会でいただいたご意見、パブリックコメント等を踏まえ、**別冊1**のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

1 教育委員会等からのご意見への対応について

令和元年12月12日の教育委員会定例会において、中間案に対していただいたご意見とその対応状況につきましては、以下のとおりです。

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応
1	5 成果指標と 数値目標 34 (36)	・読書をする結果、読解力が上がると言われている。その読解力を目標としたら良いのではないかな。	子どもの読書活動推進計画は、読書をする子どもを増やし、豊かな心を育むことを目的としている実施計画（アクションプラン）であるため、家庭・地域・学校における読書習慣・読書活動の進捗を表す指標としました。

※ **別冊2**として、「教育委員会、県議会、三重県子ども読書活動推進会議、及び市町からの意見への対応について」を一覧で取りまとめています。

2 パブリックコメント等について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の中間案について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。なお、パブリックコメントの詳細は**別冊3**のとおりです。

(1) パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和元年12月16日（月）～ 令和2年1月16日（木）

(2) 意見内容

① 意見数

17人の方々から、76件の意見をいただきました。

②項目別意見件数

項目	意見数
1 基本的な考え方	11
(1) 子どもの読書活動の意義	0
(2) 子どもを取り巻く環境の変化	4
(3) 国・県・市町の動き	0
(4) 「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題	4
(5) 「第四次子ども読書活動推進計画」の基本的な方針	1

(6)「みえの学力向上県民運動」における「読書をとoshた学び」の推進	2
(7) 計画期間	0
2 発達段階に応じた取組の推進	1
3 家庭・地域・学校における推進方策	5 2
(1) 家庭	4
(2) 地域	1 4
(3) 学校等	3 4
4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）	1
(1) 推進体制の充実	1
(2) 三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	0
5 成果指標と成果目標	6
全般	5
合 計	7 6

(3) 意見への対応状況

対応区分	件数
①意見や提案内容を反映させていただくもの	2 3
②意見や提案内容が既に反映されているもの	5
③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	4 2
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	5
⑤その他（①～④に該当しないもの）	1
合計	7 6

3 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案から最終案への主な変更点

上記1および2をふまえた主な変更点は次のとおりです。

中間案から最終案への変更箇所（新旧対照表）については、別冊 4のとおりです。

番号	最終案項目・ページ	変更内容	備考
1	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化	1 35 ・電子書籍の記述の充実	新旧対照表(3) 県議会意見(1) 読書会議意見(48)
2	1 基本的な考え方 (4) 「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題	3 ・対応すべき課題に対する要因として学校現場からの指摘を追記	新旧対照表(5) 県議会意見(2)

3	1 基本的な考え方 (5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」の基本的な方針(県の取組方向)	5 6	・基本的な方針の4つの柱を3つに変更し、それぞれの柱の説明を追記 ・学力向上と発達段階の記述を基本的な方針に統合	新旧対照表(7)(9) 読書会議意見(2)(3)(4)(5)(6)(49)
4	1 基本的な考え方 (6) 子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力	6	・点検・評価、連携・協力の記述の追記	新旧対照表(8) 読書会議意見(6)
5	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (1) 家庭 (ウ) 家庭での読書活動を進める今後の取組 ○県立・市町立図書館、学校による支援	9	・家庭での取組に資する、県立・市町立図書館と学校による支援の取組を追記	新旧対照表(14) 県議会意見(4) パブコメ(14)
6	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (2) 地域 (ア) 地域の役割	10	・地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要性を追記	新旧対照表(15) 読書会議意見(10)
7	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (2) 地域 (ウ) 地域における今後の取組 《県教育委員会》 ○多様な主体との連携	14	・子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有できるよう、研修会や連絡会議等を開催する旨を追記 ・多様な主体と連携した取組事例の収集・共有を追記	新旧対照表(28) 読書会議意見(13)(48)
8	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3) 学校 (イ) これまでの取組の成果と課題 《学校の課題》	27	・学校の課題について、図書館資料の充実と、学校司書の配置を分けてそれぞれ記載	新旧対照表(55) 読書会議意見(28) パブコメ(36)(40)(43)(44)
9	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3) 学校 (ウ) 学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境の充実 《特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	28 31	・学校図書館における情報化の推進について追記	新旧対照表(57)(67) 読書会議意見(31)

10	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (3) 学校 (ウ) 学校等における今後の取組 《特別支援学校》 ○研修会等の実施 ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応	28 31	・特別支援学校における研修会等の実施や外国人の子どもへの対応を追記	新 旧 対 照 表 (70) (71) 読書会議意見(39)
11	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実	33	・市町や県の責務を追記 ・県と市町の連携・協力を追記 ・読書ボランティアや民間事業者等との連携体制を追記	新旧対照表(74) 読書会議意見(41)
12	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実 (カ) 研修会等の開催によるスキルアップ (カ) 読書ボランティア等に対する支援 (キ) 社会的機運の醸成	34 35	・スキルアップ、読書ボランティア等への支援、社会的機運の醸成を追記	新 旧 対 照 表 (77) (78) (79) 読 書 会 議 意 見 (43) (44) (45) パブコメ(73)
13	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実 (カ) その他	35	・電子書籍の記述の充実	新旧対照表(80) 県議会意見(1) 読書会議意見(48)
14	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (2) 三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	35	・毎年、目標の達成状況の確認と要因分析を行っていく旨を明記	新旧対照表(81) 県議会意見(2) (4)
15	4 成果指標と数値目標 目指す成果	36	・「地域」と「学校」の目指す成果を、丁寧な表現に修正	新旧対照表(82) 読書会議意見(47)
16	4 成果指標と数値目標 指標	36	・第三次行動計画や教育ビジョンの表現に修正 ・一斉読書の指標を追記 ・学校司書の配置に関する指標の表現の修正	新旧対照表(83) 県議会意見(5) (6) 市町意見(11) パブコメ(67) (68)

4 数値目標について

最終案の作成にあわせ、**別紙**のとおり、各指標の現状値および目標値を記載しました。

数値目標選定理由、数値設定理由等（案）

目指す成果	指標	出典	指標の選定理由	目標数値			目標値設定理由
				H30 (現状値)	R1 (現状値)	R6 (目標値)	
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	家庭での読書習慣形成のためには、授業時間以外で読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	小学校 64.4% (全国66.2%) 中学校 49.6% (全国53.5%)	小学校 63.9% (全国65.7%) 中学校 45.5%	小学校 65.7% 中学校 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均を達成することをめざし、目標値を設定しました。
	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」(第三次計画では国調査)	地域での読書習慣の推進のためには、読書ボランティアと学校との連携が重要と考え、選定しました。	—	(未公表)	小学生 76.0% 中学生 28.0%	平成28年度実績で目標値を達成できなかったため、再度同じ目標値をめざすこととしました
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	③県内公立図書館の児童書貸出冊数	県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」	公立図書館の児童書貸出冊数が、地域での読書習慣の進捗を反映すると考え、選定しました。	3,588,193冊	(未公表)	(R5) 4,000,000冊	過去5年間で360,337冊伸びていることを踏まえ、今後5年間で約400,000冊伸ばすことを目標値としました。
	④一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校における読書活動推進の取組として効果が認められると考え、選定しました。	小学校 69.9% 中学校 94.7%	(未公表)	(R5) 小学校 81.0% (R5) 中学校 98.0%	小学校については、目標値を達成できなかった平成31年度の目標値と同一とし、中学校については、高水準を維持しているため、全国で最も高い県の実施率を目標値としました。
学校において組織的に読書活動が推進される	⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校における読書活動の推進のためには、司書の配置が重要と考え、選定しました。	小学校 69.3% 中学校 62.5%	(未公表)	(R5) 小学校 80.0% (R5) 中学校 70.0%	平成26年度から平成28年度は横ばいであったものの、平成29年度から平成30年度にかけて増加していることを踏まえ、さらに5年間で約10%増加することを目標値に設定しました。
	⑥児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合	県教育委員会「読書活動に関する調査」	学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。	小学校 85.8% 中学校 68.4%	(未公表)	(R5) 小学校 90.0% (R5) 中学校 80.0%	過去5年間の伸びを考慮して、小学校で4ポイント、中学校で12ポイント伸ばすことを目標値としました。
	⑦高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数	県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」	学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。	4,125時間	(未公表)	(R5) 5,100時間	過去5年間の伸びを考慮して、今後も5年間で約1,000時間伸ばすことを目標値としました。

第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）
【最終案】

令和2年3月

三重県教育委員会

目 次

1 基本的な考え方	1
(1) 子どもの読書活動の意義	
(2) 子どもを取り巻く環境の変化	
(3) 国・県・市町の動き	
(4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題	
(5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」の基本的な方針(県の取組方向)	
(6) 子どもの読書活動計画の点検・評価と関係機関の連携・協力	
(7) 計画期間	
2 家庭・地域・学校等における推進方策	7
(1) 家庭	7
(ア) 家庭の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 家庭における今後の取組	
(2) 地域	10
(ア) 地域の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 地域における今後の取組	
《県教育委員会》	
《県立図書館》	
《市町立図書館》	
《公民館、児童館等》	
《読書ボランティア、地域ボランティア》	
《高等教育機関、民間団体(出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等)、地域住民等》	
(3) 学校等	24
(ア) 学校等の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 学校等における今後の取組	
《小・中学校》	
《県立高等学校》	
《県立特別支援学校》	
《幼稚園・認定こども園及び保育所》	

3	計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）	33
(1)	推進体制の充実	33
	(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の開催	
	(イ) 市町教育委員会等との連携・協力	
	(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携	
	(エ) 助言や情報提供等の支援	
	(オ) 研修会等の開催によるスキルアップ	
	(カ) 読書ボランティア等に対する支援	
	(キ) 社会的機運の醸成	
	(ク) その他	
(2)	三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	35
4	成果指標と成果目標	36
5	資料編	
	【資料Ⅰ】 調査・統計資料	37
	【資料Ⅱ】 県内公立図書館等一覧	41
	【資料Ⅲ】 三重県子ども読書活動推進会議委員名簿	44
	【資料Ⅳ】 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」	
	【最終案】 概要	45

1 基本的な考え方

(1) 子どもの読書活動の意義

子ども^{※1}は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身につけていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動^{※2}）は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。

『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。

「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。

子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。

読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。

子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。

読みたくなるような魅力的な本がある。

本をすすめてくれる人がいる。

子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

作：三重県子ども読書活動推進会議

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

特に、電子書籍の普及により、書籍を紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

※1 子ども：本計画では、概ね18歳以下の者をいう。

※2 読書活動：本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書く、本に基づいて実際に体験するなど、読書に関わる活動全般

なお、「本を読む」については、電子書籍を含み、文学だけでなく、科学読み物やノンフィクションなど、多様な種類の本に親しむことをいう。また、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

<青少年のインターネットの利用状況>

	平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
	平日平均利用時間	2 時間以上の割合	平日平均利用時間	2 時間以上の割合	平日平均利用時間	2 時間以上の割合
総数	168.5 分	61.5%	159.3 分	57.0%	154.3 分	56.3%
小学生	118.2 分	39.4%	97.3 分	33.4%	93.4 分	32.5%
中学生	163.9 分	61.0%	148.7 分	56.7%	138.3 分	51.7%
高校生	217.2 分	82.6%	213.8 分	74.2%	207.3 分	76.7%

(内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」)

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の読書離れも進む傾向にあります。

(3) 国・県・市町の動き

国は、子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成 13 年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね 5 年間の施策の基本的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を逐次策定し、現在では、平成 30 年 4 月に策定された第四次基本計画に基づき施策が推進されています。

また、平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書^{※3※4}の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。平成 29 年及び平成 30 年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

そして、新幼稚園教育要領や保育所保育指針等では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

本県においては、法律や国の基本計画をふまえ、平成 16 年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね 5 年ごとに改定を行い、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、取組を推進してきました。

※3 司書：図書館法第 4 条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員

※4 学校司書：学校図書館法の一部を改正する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、専ら学校図書館の職務に従事する職員を「学校司書」と位置づけている。

さらに、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動^{※5}」を展開し、読書活動の推進を運動の柱の一つとして、学校における朝の一斉読書を実施するなど取組を進めてきました。

また、県内市町においては、14 市 13 町が子ども読書活動推進計画を策定し、それぞれの実情に応じた取組を推進しています。

(4)「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしながら、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。

その結果、学校の授業時間以外における小学生の不読率がやや改善し、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。

しかしながら、学校の授業時間以外における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っています。

こうしたことについて学校現場からは、「部活動や塾等により生徒の多忙化が進んでいる」、「高齢化等の理由で地域ボランティアへの参加が減少している」、「始業前の時間は英語や学力補充に時間が使われることがあり、朝の一斉読書の回数は少なくなりつつある」といった要因が指摘されています。

これらの課題をふまえ、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

※5 みえの学力向上県民運動：平成 24 年度から三重県・三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとoshした学び」の 3 つの視点で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくために県民総参加で取り組む運動である。

この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

＜第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞

目指す成果	指標		実績(平成 26 年度)	実績(平成 31 年度)	目標数値(平 成 31 年度)
家庭において読書習慣が身につく	①(新)※普段(月～金曜日)、1日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合	小学校	21.4% (全国 19.3%)	19.1% (全国 18.7%)	18.0%
		中学校	35.7% (全国 34.3%)	38.7% (全国 34.8%)	28.0%
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H24〉69% (全国 81.2%)	〈H28〉70.4% (全国 81.4%)	〈H30〉76.0%
		中学校	〈H24〉23.9% (全国 27.2%)	〈H28〉22.7% (全国 30.0%)	〈H30〉28.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		〈H26〉 2,696,521 冊	〈H30〉 3,588,193 冊	〈H30〉 2,763,000 冊
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	④※一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	小学校	〈H25〉76.6% (全国 61.1%)	〈H30〉69.9% (全国調査なし)	〈H30〉81.0%
		中学校	〈H25〉85.9% (全国 79.8%)	〈H30〉94.7% (全国調査なし)	〈H30〉86.0%
	⑤(新)※専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉38.8% (全国 53.2%)	〈H30〉69.3% (全国調査なし)	〈H30〉54.0%
		中学校	〈H25〉51.9% (全国 51.9%)	〈H30〉62.5% (全国調査なし)	〈H30〉63.0%
	⑥(新)※学校図書館を活用した授業を計画的に(「学期に数回以上」)行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉77.2% (全国 80.5%)	〈H30〉85.8% (全国調査なし)	〈H30〉83.0%
		中学校	〈H25〉39.5% (全国 42.2%)	〈H30〉68.4% (全国調査なし)	〈H30〉50.0%
	⑦(新)高等学校図書館で実施された授業の延時間数		〈H25〉 2,985 時間	〈H30〉 4,125 時間	〈H30〉 3,400 時間

※・・・文部科学省「全国学力・学習状況調査」質問項目の数値とする。

(5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針（県の取組方向）

この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次子ども読書活動推進計画」の期間中（平成27年から概ね5年間）に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

そこで、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。

①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、一人ひとりの発達や読書経験に留意し、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」をつける取組を推進します。

②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進

多様な主体が相互に連携・協力し、次の3つの観点に沿った取組を推進します。

○読書環境の整備

- ・図書館資料や施設整備等の充実を図る物的環境の整備
- ・子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備
- ・連携強化やネットワーク構築等の質的環境の整備

○読書機会の提供

- ・子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供
- ・子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供

○読書活動の啓発

- ・ポスターやリーフレットの配布等による啓発
- ・読書活動に関わる多様な催しによる啓発
- ・優れた取組の顕彰や各種団体の活動に関する情報提供による啓発

③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。

五感に働きかけ、子どもの心と身体を育む楽しい読書活動を展開し、確かな学力の基盤づくりを推進します。

<三重県教育ビジョン 基本施策1《子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成》のめざす姿>

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

(6) 子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力

県及び市町は、それぞれの推進計画等において可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し、点検及び評価を行うよう努める必要があります。併せて、学校、図書館、民間団体等が、相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制の整備に向けた支援が求められています。さらに、それぞれの役割に応じ相互の連携・協力を努める必要があります。

(7) 計画期間

令和2年度から概ね5年間とします。

2 家庭・地域・学校等における推進方策

(1) 家庭

(ア) 家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常生活の中に位置づけ、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持つなど、幼児期から継続して子どもの読書習慣を育んでいくことが重要です。

このことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

(イ) これまでの取組の成果と課題

○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 子育てに関心の高い方や祖父母世代を対象とした子育て家庭を応援する人材を養成する講座において、「わらべうた」の言葉やリズムを通してコミュニケーションを図ることを学ぶ機会を提供しました。
- ・ 子育て支援センターで実施される親子が集う行事に参加して絵本を配布し、親子で読書を楽しむ啓発を行いました。
- ・ 読書の魅力や読書を通して身につく力を記載したリーフレットを作成し、市町及び親子が集う行事等で配布し、啓発を行いました。

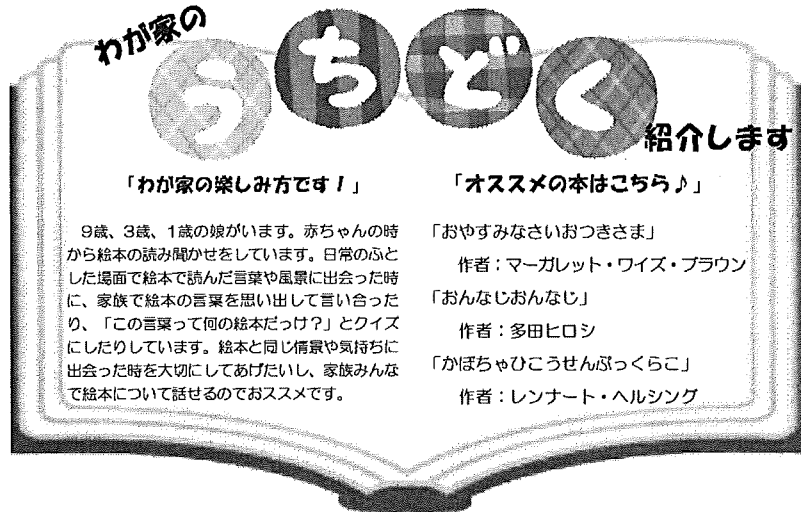
○読書習慣づくり

- ・ 生活習慣・読書習慣チェックシートを作成し、就学前の親子が集うイベントで配布するとともに、小・中学校及び幼稚園、保育所等に活用を働きかけました。
- ・ 「みえの親スマイルワーク」の読書活動に関するシートを活用し、親同士が語り合う場において活用するよう市町や関係者に働きかけました。
- ・ 児童文学作家による講演会や有識者による講演及びワークショップを開催し、保護者の参加を働きかけました。
- ・ 家庭での読書活動推進のための啓発チラシを学校、幼稚園などを通じて配布し、保護者への啓発を行うとともに、家庭読書（家読（うちどく））※6事例の収集を行い、好事例をチラシ、ホームページ、ツイッターなどで広く情報発信しました。
- ・ 家庭での読書活動を推進するとともに読書の幅を広げるためのツール（ビンゴカード）を作成し、小学校に活用を働きかけました。

※6 家庭読書（家読（うちどく））：「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。

県教育委員会の取組

三重県教育委員会では、家族でコミュニケーションを図りながら、読書に親しむ「家読（うちどく）」を推進するため、家庭での読書の楽しみ方や家族でともに楽しめる本を平成 30 年度に募集しました。この家読（うちどく）ポップカードは、みなさまから寄せられた声をご紹介しますため、作成したものです。



<家庭の課題>

- 小学生で平日、読書を全くしない割合が平成 26 年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。一方、中学生においては、平成 26 年度実績に比べて悪化しています。（小学生 H26：21.4%→H31：19.1%〔全国 18.7%〕、中学生 H26：35.7%→H31：38.7%〔全国 34.8%〕）
- 読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切です。

(ウ) 家庭での読書活動を進める今後の取組

○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 幼児期からわらべうたや絵本の読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。
- ・ 親子で参加する行事やイベント等を通して啓発活動を進めます。

○読書習慣づくり

- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTA との連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったり、図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。
- ・ 「みえの親スマイルワーク」や「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。

○読書活動の啓発・奨励

- ・ 保護者が、子どもの読書活動の重要性や幼児期からの読み聞かせ等の必要性について気づくよう、読書に関する情報提供や講座等を行います。
- ・ 「子ども読書の日」※7、「文字・活字文化の日」※8、「読書週間」※9、「家庭の日」※10等の機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

○県立・市町立図書館、学校による支援

- ・ 図書館において、保護者や個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービス※11を積極的に実施します。
- ・ 学校において、「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。

※7 子ども読書の日：(4月23日)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

※8 文字・活字文化の日：(10月27日)「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

※9 読書週間：(10月27日から11月9日までの2週間)公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

※10 家庭の日：(毎月第3日曜日)「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

※11 レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと。

(2) 地域

(ア) 地域の役割

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められています。

さらに、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫^{※12}や商業施設等の活動が果たす役割も重要性を増しています。

そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動にあたる課題の把握に努めるとともに、県ホームページに掲載し、情報発信を行いました。また、県事業への参加（商業施設での読書イベントやビブリオバトル^{※13}、子ども司書育成事業等）を促進しました。

○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。

※12 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、お話し会などを行っている小規模図書館。

※13 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。④全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を、参加者全員一票で行い最多票を集めたものを「チャンプ本！」とする。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

○多様な主体との連携

- ・ 地域の多様な主体（事業者や読書ボランティア等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進しました。
- ・ 三重県学校図書館協議会と連携し、高校生ビブリオバトル大会の開催を支援しました。
- ・ 公立図書館と連携し、読書の楽しさや大切さを伝える子どもたち（子ども司書）の育成を行うとともに、子どもたちの活動を促進しました。

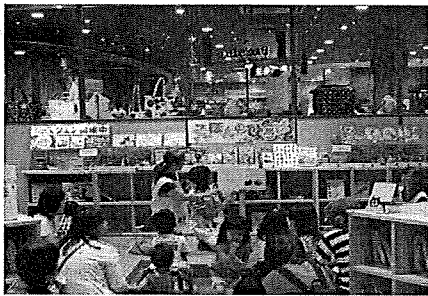
県教育委員会の取組

【商業施設等における啓発イベント】

商業施設等において、読書ボランティアの協力により、特に就学前の子どもをもつ家庭を対象にした読み聞かせを行いました。

保護者に対するアンケートから、参加者の 1/3 以上が読み聞かせイベントに初めて参加していることが分かったとともに、多くの保護者が今後読み聞かせをしたいと回答し、本に親しむきっかけづくりとなったと考えられます。

今後は県で開催することに加え、各市町もしくは書店等商業施設においてもさらに広がっていくことが期待されます。

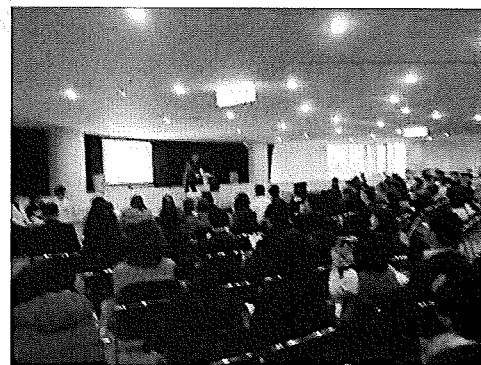


県教育委員会の取組

【ビブリオバトル】

読書離れが進む高校生に対して、自ら進んで読書に親しむきっかけを作り、読書の楽しさや有益性を伝えながら高校生の読書活動を推進しました。

また、学校でのビブリオバトルの活用を支援するため、県大会の開催やビブリオバトルのデモンストレーションを行うなどして普及を図りました。



《県立図書館》

○学校等への支援

- ・ 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービスを合わせて行いました。
- ・ 学校司書のニーズをふまえたテーマ別ブックリストを作成して、学校図書館の司書等へ提供しました。

○ホームページ等による情報提供

- ・ 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスの改善を図りました。
- ・ ツイッターにより、おはなし会やイベントの情報を発信しました。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会&おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を設けました。その他時季に応じてミニ展示を行い、図書を紹介しました。
- ・ 平成 26 年に設置したティーンズコーナーでは、2 か月ごとにテーマ展示を行い、幅広い分野の図書を紹介するよう努めました。

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 図書館を利用しやすくなるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。
- ・ 他の公共図書館でも利用できるよう、「コミュニケーション支援ボード」のフォーマットを公開しました。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 来館が困難な人に対しては郵送貸出サービスを行いました。
- ・ 録音図書^{※14}など多様な資料の提供に努めました。

○県内全体を意識した図書館資料の充実

- ・ 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、多くの新刊を購入しました。
- ・ 子どもの読書活動に関わる方々をサポートするため、児童書の研究書や学校図書館関連の図書の購入に努めました。

※14 録音図書：著作権法第 37 条第 3 項の規定に基づいて作成されたカセット、CD 等に録音された図書。

○情報ネットワークの利用促進

- ・ 「三重県図書館情報ネットワークシステム^{※15}」や、e-Booking^{※16}サービス（オンライン予約配送サービス）を通じて県民への資料提供を行いました。

○市町立図書館等との連携

- ・ 県立図書館へのニーズを調査するため図書館未設置自治体を訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。

○県立学校図書館との連携

- ・ 三重県学校図書館協議会司書部のレファレンス研究会と連携し、県立学校司書のおすすめ本を展示するとともに、研究会の活動内容やレファレンス事例、学校司書の役割等を紹介したポスターを展示しました。また、県内の市町立図書館においても巡回展示を行いました。

○研修の充実による人材育成

- ・ 市町立図書館職員や学校司書を対象に、初任者研修会や中堅職員研修会を実施しました。
- ・ 中堅職員研修会については、ヤングアダルト^{※17}へのサービスのあり方やわらべうたなど、児童サービスに関する内容で実施しました。

○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティアグループによるおはなし会を定期的に行うとともに、県立図書館ボランティアには小学生の図書館見学において案内役を担っていただきました。

※15 三重県図書館情報ネットワークシステム：家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能

※16 e-Booking：県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

※17 ヤングアダルト：おおむね12歳から18歳くらいまでの人。日本では主に中学・高校生を指すことが多い。大人への移行期にある彼らに対しては、図書館サービスにおいて児童とも成人とも異なる配慮が必要である。

<地域の課題>

- 県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加しているものの、小・中学校ではボランティアと連携している割合が全国平均を下回っているうえ、中学校では減少しています。（貸出冊数 H25：2,568,605冊→H30：3,588,193冊、ボランティア連携〔中学校〕 H24：23.9%→H28：22.7%）なお一層、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要です。
- 小学校低学年ごろまではよく図書館を利用していても、中学年以降は図書館の利用が減り読書活動が継続できていない傾向があります。図書館（読書）ばなれを防ぐため、年代に応じた取組が必要です。
- 障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、地域の実情に応じた司書の配置、資料の充実が必要です。
- 公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

（ウ）地域における今後の取組

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動にあたる課題の把握に努めます。また、県ホームページに掲載し、情報発信するとともに、県への事業への参加（ビブリオバトル、商業施設での読書イベント等）を促進します。

○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。

○多様な主体との連携

- ・ 地域の実情に応じて多様な主体（事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。
- ・ 子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。
- ・ 未就学児へのお話会など、多様な主体と連携した取組の事例収集を行い、優良事例の共有を図ります。

《県立図書館》

○家庭や学校等への支援

- ・ 学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。(一部再掲)

○ホームページ等による情報提供

- ・ 「こどもページ」をはじめとするホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ソーシャルメディアも活用してイベント情報やボランティアの活動紹介等の情報提供を計画的に行います。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスの積極的な周知に努めます。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやおはなし会の開催、おすすめ本リストやテーマ別ブックリストの作成、特集展示の設置等、子どもが本と出会い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。特に、中学生・高校生向けのおすすめコーナーの設置等、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書週間」などの機会を捉え、読書活動の機運を盛り上げる催しを実施します。

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供、対面朗読サービス等、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

○図書館資料の充実

- ・ 子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については新刊図書の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。

○情報ネットワークの利用促進

- ・ 県内の市町立図書館や図書館未設置自治体^{※18}に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえてe-Bookingサービスを積極的、効果的に運用します。また、市町図書館等への配本体制の確保・充実に努めます。

○市町立図書館等との連携

- ・ 市町立図書館や公民館との連携を推進するため、定期的な巡回訪問を実施するとともに、図書館未設置自治体の求めに応じて必要な支援を行います。

○県立学校図書館との連携

- ・ 学校司書とともに事業や研修を企画・実施するなど、県立学校図書館との連携・協働を強化します。

○研修の充実による人材育成

- ・ 県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。
- ・ 読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、ボランティアの育成や資質向上に努めます。

○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。
- ・ 小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、県立図書館主催事業への参画を推進します。

《市町立図書館》

○図書館資料の整備・充実

- ・ 子ども一人ひとりの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集を促します。特に、県立図書館と資料収集方針や蔵書計画の情報等を共有することにより、効果的な資料収集がなされるよう促します。

○専門的職員の配置と資質向上

- ・ 市町の実情に応じて、司書（専門的職員）の配置を促すとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

※18 図書館未設置自治体：県内では6つの町で公立図書館が設置されていない。（令和2年3月現在）
それらの町においては公民館図書室等が、公立図書館の役割を代替している状況である。

○ネットワークの仕組みづくり

- ・ 子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見交換等を行うネットワークの構築を促します。
- ・ 地域の施設（博物館等）や、地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体との連携・協力関係の構築を働きかけます。

○家庭や学校等への支援

- ・ 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の実情に応じた支援を行うよう促します。（一部再掲）

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じて支援団体と連携しながら、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供等、多様なニーズに対応したサービスを促します。

○研修等の充実による人材育成と支援

- ・ 地域における読書活動を推進するため、保護者、地域住民、教職員等を対象とした研修機会の充実を促します。
- ・ ボランティア登録制度の拡充や研修会・意見交換会の実施等、読書ボランティアの育成を促進します。また、活動場所の提供や図書館資料の貸出、司書による相談等、その活動の充実を支援するよう促します。
- ・ 「地域学校協働活動^{※19}」や「放課後子ども教室^{※20}」、「まちづくり協議会^{※21}」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を行うよう促します。

※19 地域学校協働活動：従来の学校支援の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」を目指す新たな活動のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく。

※20 放課後子ども教室：地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。

※21 まちづくり協議会：ある区域の中で住民・事業者・関係権利者（地区外権利者も含む）が構成員となって、まちづくりに取り組むための組織。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人が一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促します。
- ・ 家庭読書の推進として、「家読（うちどく）コーナー」の設置や啓発資料の配布等、家庭において子どもの読書習慣を身につけるための取組を働きかけます。
- ・ 季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げる催しの実施を促します。

○中学生・高校生へのきっかけづくり

- ・ 中学生・高校生向けのコーナー設置や、同世代の子どもが集まって本の紹介や意見交換を行う機会の提供を促します。また、学校からの職場体験活動を受け入れるなど、共同体の中で読書に親しむきっかけづくりや、読書や図書館への興味関心の喚起を図るよう促します。

○図書館だよりの発行等による情報提供

- ・ 図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発事業の実施、ホームページや市町広報誌等を活用した情報提供を計画的に行い、子どもだけでなく、地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えるよう促します。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスを積極的に周知するよう促します。

○地域の多様な主体との連携

- ・ 読書ボランティア、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体が相互に連携・協力した事業を実施するよう働きかけます。
- ・ 地域の幼稚園、保育所等、学校、保健センター、子育て支援センター等と協力し、より多くの保護者や子どもへ周知し、参加を促進するよう働きかけます。
- ・ 子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。
（再掲）

四日市市立図書館の取組

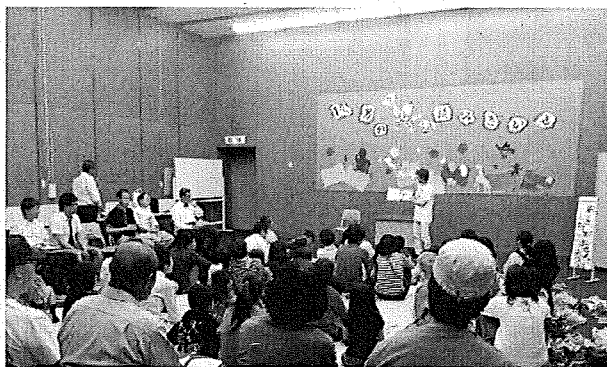
子どもが本に親しめるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の読み聞かせやおはなし会に加え、「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。

試みの1つとして、男性にも読み聞かせのおもしろさをアピールする、ということで平成 27 年度から「ザ・男の読みきかせ」と題して、すべて男性の読み手による絵本の読み聞かせを開催しています。

親子で読んだり、お孫さんを前に読んだり、マジックや、音楽の演奏、凝った衣装、落語

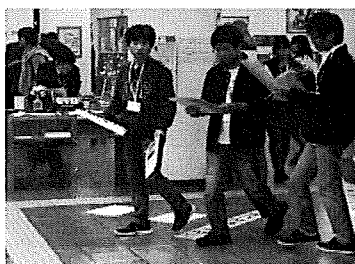
風、絵本に合わせた折り紙、などのお楽しみもあります。読み手の募集を開始するとすぐに定員に達し、この企画への参加を機に読み聞かせに目覚め、毎年参加する人もいます。

令和元年度は中学生の参加もあり、参加者も含め幅広い年代の方に読み聞かせを楽しんでもらい、本に親しむ機会となっています。



鈴鹿市立図書館の取組

平成 28 年、中・高校生を始めとした若年層の方々に図書館の魅力を再発見してもらい、継続的な来館につなげていく事を目的として、全てが職員の手作りによる体験型謎解きイベント『不思議の国のアリス×鈴鹿市立図書館』を企画・開催しました。当日は、閉館中の館内において、県内外から集まった参加者が、職員により製作された図書館や図書に関する様々な情報に基づいた“謎”の解明に挑戦しました。



終了後に実施したアンケートでは、『本の探し方がわかった』、『館内の施設を知ることができました』、『図書館に親しみが持てるようになりました』等、様々なご意見をいただき、図書館の魅力を発信することができました。

多気町教育委員会の取組

多気町では、町内の2公共図書館、7小・中学校の学校図書館が子どもたちの成長発達に合わせて「聞く力→読む力→調べる力」を育ていけるよう、日常的に選書・読書案内・レファレンスを大切にし、ストーリーテリング^{※22}・ブックトーク^{※23}・アニメーション^{※24}・ビブリオバトルなどを行っています。

さらに、子どもたちの「調べる力」を育てるために、学校司書が教師と連携し、授業支援を行ったり、公共図書館司書が「コミュニティースクール」での授業支援や「子ども司書大使」育成、「調べ方学習講座」を行っています。

また、その下支えとなるよう、定期的に公共・学校司書全体で町内司書合同研修を開催し、学びを共有・蓄積しています。

それらの活動をまとめた「子どもの豊かな学びを支える読書活動～学校と公共図書館が一体となって図書館の町を目指す試み～」本編・資料編が第21回図書館を使った調べる学習コンクール：指導・支援部門において「優秀賞・日本図書館協会賞」を受賞しました。



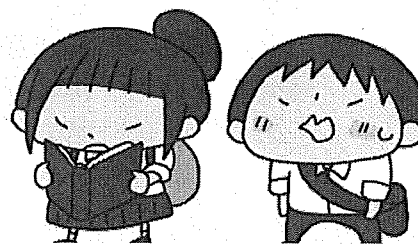
※22 ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。読み聞かせが本や絵本を書いたある通りに読んで聞かせるのに対し、ストーリーテリングは、語り手が自分の言葉に直して語るところにその特徴がある。

※23 ブックトーク：ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。

※24 アニメーション：子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッド。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探せたり、あらすじをクイズにして出題させたりといったさまざまなプログラムがある。

伊勢市教育委員会の取組

中学生・高校生の読書離れの改善に向けた方策として、中高生向けの図書を集めたヤングアダルト図書コーナー（YA コーナー）を伊勢図書館・小俣図書館ともに設置しました。情報発信としては、中高生版としょかん News Voice を作成し、市内の中学校・高校へ配布しています。Voice では、「図書館ビギナーのイワイ」「小さい頃から本が好きなえーちゃん」という高校生キャラクターのほのぼのとしつつも悩みを抱えたりなにかと忙しい学生生活を描きながら、同世代へのおすすめ本を紹介しています。



えーちゃんとイワイ

また、中高生がよく活用しているツイッターにて、中高生向けのお知らせに特化したアカウントを作成し、YAコーナーの特集や図書館イベントについてお知らせしています。

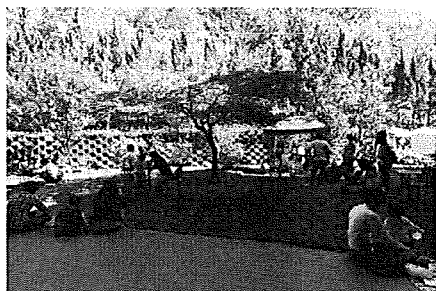
他にも、図書館スタッフが中学校へ出張しビブリオバトルの実施をサポートするなど、読むことにとどまらない活動にも取り組んでいます。生徒たちはゲーム感覚で楽しみながら、自分の言葉で好きな本への熱い思いを語ったり、他の生徒の発表を熱心に聞き入っており、「この後すぐ図書室で本を借りたい」という生徒もいました。

尾鷲市教育委員会の取組

尾鷲市では、少子化対策「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進める中で、豊かな感性や心を育み、想像力にあふれる子育てを「本読み子育て」として確立し、本市の子育ての魅力としていくために、図書館を中心に読書推進活動に取り組んでいます。

そのメインイベントとなるのが、平成 28 年から取り組んでいる「青空図書館」です。

青空の下で、家族でのんびりと読書を楽しむことをコンセプトに、絵本作家の講演会やボランティアによるおはなし会、地域の多様な業種によるマルシェなどを開催し、図書館から本の魅力、地域の魅力を発信しています。このイベントを通して読書の楽しさを体験し、図書館の利用が促進され、子どもたちの読書活動が推進されること、さらに地域の人たちとの交流が生まれることで、地域で子どもたちを見守り育てることにつながっています。



《公民館・児童館等》

○図書室等の充実

- ・ 公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。その際、家庭読書を推進するための「家読（うちどく）コーナー」を設置するなど、家族で読書に親しむことができる環境の整備を働きかけます。
- ・ 保健センター、地域子育て支援センター^{※25}、放課後児童クラブ^{※26}等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を促します。

○研修会等への参加

- ・ 子どもの読書活動に関する知識や、読み聞かせ等の技術の習得を目的として、県・市町教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に、職員が積極的に参加するよう促します。

○読み聞かせ等の実施

- ・ 公立図書館や読書ボランティア等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトーク^{※22}等を積極的に開催するよう促します。その際、家族で参加できる企画内容とするなど、大人と子どもと一緒に読書に親しむ機会の提供を働きかけます。

○啓発活動の充実

- ・ 公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を促します。

○読書ボランティア等の支援

- ・ 読書ボランティア等が充実した活動を展開できるよう、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

※25 地域子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

※26 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

《読書ボランティア、地域ボランティア》

○活動の拡充

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施するとともに、読書ボランティア等に対し、県や市町教育委員会、公立図書館等が開催する研修会の受講を促進し、引き続きその資質向上を支援します。
- ・ 活動のさらなる充実に向けて、公立図書館のボランティア登録制度等の活用や、公立図書館や幼稚園、保育所等、学校等との連携・協力を働きかけます。
- ・ 「地域学校協働活動」や「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」等の子どもの居場所づくりに取り組む指導者、コーディネーター、ならびに地域のボランティアが、地域や学校において読み聞かせや学校図書館支援等を推進するよう促します。

《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

○多様な主体による取組の推進

- ・ 高等教育機関や民間団体（子どもの本専門店、書店商業組合等）等地域の多様な主体と、公立図書館や公民館等とが連携・協力しながら、読書活動や啓発活動を行えるよう支援します。
- ・ 地域住民、商業施設、企業等による多様な取組が推進されるよう、県内外の取組事例の情報収集、提供に努めます。

○地域住民への読書活動の啓発・奨励

- ・ 子どもの読書活動の意義を広く普及させるため、ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、県が主催する県民を参加対象とした講演会や読書を考える集い、ビブリオバトル等への参加を働きかけます。

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育んでいく場であり、学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成29年度及び30年度に公示された学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特性に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

これらをふまえ、学校においては、すべての子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要となっています。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、幼稚園、認定こども園及び保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められています。

県及び市町等は、学校図書館法等の関係法令等をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

○推進体制の構築

- ・ 小・中学校において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、各市町等教育委員会からの質問に対して、指導助言等を行いました。
- ・ 県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めました。
- ・ 県立特別支援学校では、各学校の実情に応じて、読書や読み聞かせ、調べ学習において学校図書館の活用を積極的に進めました。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 平成 29 年度からの第 5 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」についての周知を図ることで、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました。
- ・ 県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進し、県立学校及び県立図書館の有効活用を図りました。
- ・ 導入から 18 年以上が経過した「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」の更新に取り組みました。
- ・ 県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。
- ・ 小・中学校においては、地方財政措置についての周知を図るとともに、学校司書の配置に向けて情報の提供を行いました。
- ・ 12 学級未満の県立高等学校への司書教諭の配置に努め、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進しました。
- ・ 県立特別支援学校においては、司書教諭の配置を拡充し、平成 27 年度の 7 校から令和元年度は 11 校になりました。

○研修会等の実施

- ・ 県立高等学校では、効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、生徒の読書活動推進に関する研修会等への教職員の計画的な参加を進めました。

○外部人材の活用（読書ボランティア等との連携）

- ・ 県立高等学校では、読書活動を推進するため、外部講師による朗読会や作家による講演会などを実施しました。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 県立高等学校では、日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めました。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 県立高等学校では、生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めました。

○学校図書館の地域開放

- ・ 県立高等学校では、地域の実情に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進しました。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 小・中学校では、ビンゴカード等、児童生徒の興味関心を育成する取組を行いました。
- ・ 県立高等学校では、生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動を充実させる取組を進めました。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校では、新学習指導要領説明会を開催し、国語を中心とした各教科における学校図書館の活用について周知するとともに、学校図書館の授業活用を推進しました。
- ・ 県立高等学校では、授業における学校図書館の活用について、学習に必要な資料の提供や授業準備における活用等を含めて、「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう努めました。また、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。

○家庭や地域との連携

- ・ 小・中学校においては、学校支援地域本部推進事業等を通して、地域ボランティアを中心とした読み聞かせ等の学校図書館を活用した活動の推進や、学校の読書環境の整備等に努めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、学校図書館を保護者へ開放し、家庭でも児童が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを行いました。

○家庭に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校においては、県 PTA 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年 2 回実施しました。

<学校の課題>

- 学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準^{※27}の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、資料の充実と整備を図ることが課題です。

また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。

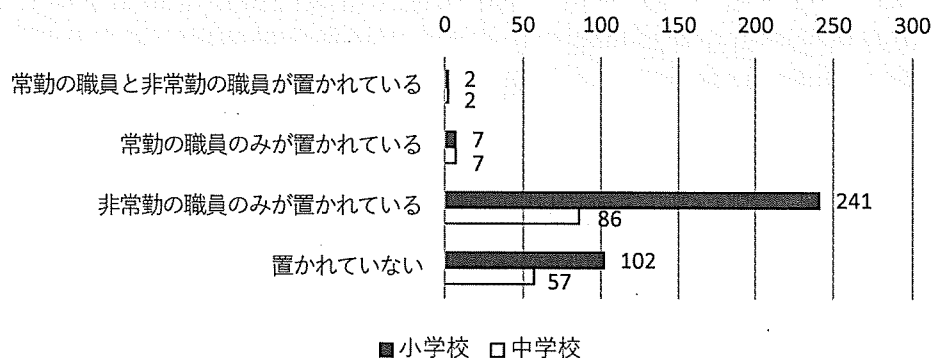
※県内の学校図書館図書標準の達成率 (%)

年度	28 年度
小学校 (全国平均)	57.2 (66.4)
中学校 (全国平均)	35.9 (55.3)

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

- 学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、学校司書等の配置が求められます。
- 学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる連携・協力が求められています。
- 県立高等学校においては、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は増加しているものの、平成 30 年 3 月に示された新高等学校学習指導要領をふまえ、さらに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動をより充実させることが求められています。

学校司書などが置かれていましたか



(平成 30 年度 県教育委員会「読書活動に関する調査」)

※27 学校図書館図書標準:平成 5 年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

(ウ) 学校等における今後の取組

《小・中学校》

○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 学校図書館図書標準の達成をめざし、各学校の実情に応じた図書館資料を整備するよう促します。
- ・ 市町教育委員会に対しては、地方交付税措置「学校図書館図書整備等5か年計画^{※28}（平成29年度から令和3年度まで）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、団体貸出や相互貸借を効果的に活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供できるよう情報の提供を行います。
- ・ 学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るよう促します。また、司書教諭講習の周知を図ります。
- ・ 改正学校図書館法をふまえ、学校司書のさらなる配置に向け、市町等教育委員会に対して、地方財政措置が活用されるよう周知を図るとともに、学校図書館の人的体制のさらなる充実に向け情報を提供していきます。
- ・ 図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができる環境の充実を図るよう促します。

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するよう促します。

※28 学校図書館図書整備5か年計画：学校図書館図書標準を達成するため、学校図書館の図書の整備に平成29年度から5年間毎年約220億円、総額約1,100億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。また、学校図書館への新聞配備についても、同様に5年間毎年約30億円、総額約150億円が措置されている。さらに、学校司書の配置についても5年間毎年約220億円、総額約1,100億円が措置されている。

○家庭・地域等との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、保護者ボランティアや公立図書館、読書ボランティアをはじめとした、地域の多様な主体と積極的に連携するよう働きかけます。
- ・ 「学校支援地域本部」などの、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。
- ・ 学校図書館の地域開放については、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で地域の読書活動の拠点として開放するよう促します。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるよう促します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するよう促します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このため、様々な文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置づけるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。

○家庭に向けた取組の推進

- ・ 「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。（再掲）

《県立高等学校》

○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 新聞などを含めた多様な図書館資料の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- ・ 生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用します。
- ・ 各学校の実情に応じて 12 学級未満の学校への司書教諭の配置に努めます。

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○家庭・地域等との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、図書館だよりを発行するなど、家庭や地域等との連携に努めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めます。

○学校図書館の地域開放

- ・ 地域の実情に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 読書意欲はあるものの、日々の学習や部活動等で多忙な生徒、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な生徒等、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めます。
- ・ 生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められていることをふまえ、学校図書館の授業活用を推進します。
- ・ 各教科の学習以外の機会を活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をととした思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

《県立特別支援学校》

○推進体制の構築

- ・ 各学校の実情に応じた読書活動を充実させるため、全ての教職員が連携して学校全体で子どもの読書活動を支援・指導していける体制づくりに努めます。
- ・ 司書教諭が学校司書等と連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- ・ 一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の実情に応じた図書資料を整備するとともに、NPO等の協力により、布絵本、リライト本^{※29}等を作成し、図書館資料の充実を図ります。
- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、ICT機器を活用した読書活動を進めます。
- ・ 各学校の実情に応じた司書教諭の配置に努めます。

○家庭・地域等との連携

- ・ 家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動を支援できる取組の推進と体制の整備に努めます。
- ・ 読書活動に関わるボランティア団体と連携・協力のもと、読み聞かせやストーリーテリング等の取組を通じて読書活動の推進を図ります。
- ・ 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができる支援に努めます。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、読み聞かせなど子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

※29 リライト本：障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

《幼稚園・認定こども園及び保育所》

○読書スペース等の確保と図書の整備・充実

- ・ 子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保や、絵本等図書の充実を促します。

○研修会等への参加

- ・ 教職員や保育士が、読書活動の推進への理解を深め、知識・技術を向上させるため、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するよう促します。

○読書活動の充実

- ・ 読み聞かせ、パネルシアター^{※30}、手遊び等、様々な題材や手法を用い、子どもが、想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができる取組の充実を促します。
- ・ 市町立図書館や読書ボランティアの協力を得るなど、より効果的な取組となるよう促します。
- ・ 中学生等の職場体験実習を受け入れ、中学生等による読み聞かせを行うなど、異年齢交流において、多様な読書機会を提供します。

○保護者との情報交換等

- ・ 保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、公立図書館をはじめとする地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。
- ・ 未就園児を対象とした子育て支援活動において、読書活動の大切さや意義を積極的に周知するよう促します。

※30 パネルシアター：パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法

3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

（１）推進体制の充実

子どもの読書活動を推進するにあたり、市町には市町立図書館や学校等を中心に、地域の実情に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には、教育委員会、子育て施策を担当する子ども・福祉部、県立図書館を所管する環境生活部等との連携・協力の下、県域全体の読書活動を推進していく責務があります。

県教育委員会は、子育て施策を担当する子ども・福祉部や県立図書館を所管する環境生活部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。

また、本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。

さらに、県内各地で活動している読書ボランティアや民間事業者等多様な主体との連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

（ア）三重県子ども読書活動推進会議等の開催

- 県教育委員会は、学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織する三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）と読書活動推進庁内会議^{※31}（以下「庁内会議」という。）を定期的開催します。
- 両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と、市町教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

（イ）市町教育委員会等との連携・協力

- 県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。
- 子どもの読書活動を一層推進するためには、すべての市町において、その実情に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。
県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。

※31 読書活動推進庁内会議：県教育委員会関係課、知事部局関係課及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議

- 市町教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級^{※32}、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室^{※33}、ブックスタート^{※34}事業等における読書の大切さを学ぶ機会の拡大を図ります。

(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携

- 県教育委員会が主催する啓発事業等において、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めます。
- 読書関係団体等が実施する子どもの読書活動を推進する多様な取組を推奨します。
- 地域の多様な主体が市町教育委員会等と効果的に連携できるよう、必要な情報の収集と提供に努めます。

(エ) 助言や情報提供等の支援

- 県教育委員会は、県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の確認と成果の検証を行うとともに、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。
- 県教育委員会は、国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティア等に提供し、地域における活動の支援に努めます。

(オ) 研修会等の開催によるスキルアップ

- 県教育委員会は、子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。
- 県教育委員会は、保護者等が読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会等を開催します。

※32 家庭教育学級：家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

※33 育児教室：乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士等が行う講座

※34 ブックスタート：0歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動

(カ) 読書ボランティア等に対する支援

- 県教育委員会は、読書ボランティア等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続できるよう、市町教育委員会へ優良事例等の情報提供を行います。また、読書ボランティア等に対しては、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。

(キ) 社会的機運の醸成

- 市町教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体や研修会等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、社会全体の理解・関心の醸成を図ります。

(ク) その他

- 電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意しつつ、電子書籍の利用方法等についても検討していきます。また、今後社会の変化等により起こりうる、子どもの読書活動の推進に影響を与える新たな課題に対しても、必要に応じて検討します。

(2) 三重県子ども読書活動推進計画の進行管理

三重県子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、取組の進捗状況をふまえ、数値目標の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

4 成果指標と成果目標

目指す成果	指標		実績(30 年度)	実績(令和元年度)	目標数値
					(令和 6 年度)
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、1 日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した <u>公立小中学生</u> の割合	小学校	64.4% (<u>全国 66.2%</u>)	63.9% (<u>全国 65.7%</u>)	65.7%
		中学校	49.6% (<u>全国 53.5%</u>)	45.5% (<u>全国 50.4%</u>)	50.4%
<u>地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される</u>	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	二	(未公表)	〈R5〉 76.0%
		中学校	二	(未公表)	〈R5〉 28.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		3, 588, 193 冊	(未公表)	〈R5〉 4, 000, 000 冊
<u>学校において組織的に読書活動が推進される</u>	④一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合（週に 2 回以上実施する割合）	小学校	69.9%	(未公表)	〈R5〉 81.0%
		中学校	94.7%	(未公表)	〈R5〉 98.0%
	⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	69.3%	(未公表)	〈R5〉 80.0%
		中学校	62.5%	(未公表)	〈R5〉 70.0%
	⑥児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合	小学校	85.8%	(未公表)	〈R5〉 90.0%
		中学校	68.4%	(未公表)	〈R5〉 80.0%
	⑦高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数		4, 125 時間	(未公表)	〈R5〉 5, 100 時間

①・・・文部科学省「全国学力・学習状況調査」

②④⑤⑥・・・県教育委員会「読書活動に関する調査」

③・・・県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」

⑦・・・県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」

5 資料編

【資料 I】調査・統計資料

- 1 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10分以上すると回答した児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	62.5	61.1	62.4	61.8	64.4	63.9
(全国平均)	(64.9)	(64.2)	(63.5)	(63.3)	(66.2)	(65.7)
中学校(%)	50.7	48.6	46.4	47.7	49.6	45.5
(全国平均)	(53.4)	(52.2)	(49.7)	(51.4)	(53.5)	(50.4)

- 2 普段（月～金曜日）、1日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	21.4	21.9	21.3	21.7	19.5	19.1
(全国平均)	(19.3)	(19.9)	(20.6)	(20.5)	(18.7)	(18.7)
中学校(%)	35.7	37.7	39.6	38.1	34.8	38.7
(全国平均)	(34.3)	(35.0)	(37.2)	(35.6)	(32.9)	(34.8)

- 3 ボランティアと連携している県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	270/375(72.0)	(81.1)	259/368(70.4)	(81.4)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	37/156(23.7)	(28.1)	35/154(22.7)	(30.0)	
高等学校(%)	0/58(0.0)	(2.8)	0/58(0.0)	(2.8)	

- 4 公立図書館との連携をしている県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	225/375(60.0)	(79.9)	250/367(68.1)	(82.2)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	66/156(42.3)	(52.4)	79/153(51.6)	(57.5)	
高等学校(%)	52/58(89.7)	(47.7)	58/58(100.0)	(51.1)	

- 5 県内公立図書館の児童書貸出冊数

（県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
総冊数	2,696,521	3,227,856	3,227,856	3,297,381	3,588,193	(令和2年度に公表)

- 6 学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合

（県教育委員会「読書活動に関する調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	43.8	41.1	43.0	51.0	69.3	(未公表)
(全国平均)	(64.2)					
中学校(%)	48.6	46.8	48.7	46.8	62.5	(未公表)
(全国平均)	(52.2)					

※26年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

7 司書教諭の発令状況数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	223/375(59.5)	(66.2)	231/368(62.8)	(67.9)	(28 年度以降は 5 年ごとに実施)
中学校(%)	100/156(64.1)	(62.8)	99/154(64.3)	(64.6)	
高等学校(%)	51/58(87.9)	(84.9)	51/59(86.4)	(87.0)	

8 学校司書の発令状況数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	167/375(44.5)	(54.5)	129/368(35.1)	(59.3)	(28 年度以降は 5 年ごとに実施)
中学校(%)	92/156(59.0)	(52.8)	65/154(42.2)	(57.3)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(66.5)	58/59(98.3)	(66.9)	

9 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	174/371(46.9)	(60.3)	210/367(57.2)	(66.4)	(28 年度以降は 5 年ごとに実施)
中学校(%)	43/156(27.6)	(50.0)	55/153(35.9)	(55.3)	

10 学校図書館の蔵書情報をデータベース化している県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	280/375(74.7)	(71.6)	276/367(75.2)	(73.9)	(28 年度以降は 5 年ごとに実施)
中学校(%)	125/156(80.1)	(69.9)	124/153(81.0)	(72.7)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(90.5)	58/58(100.0)	(91.3)	

11 県立学校図書館の生徒一人あたり年間貸出冊数の推移

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
貸出冊数	4.6	4.4	4.5	4.1	4.4	(令和 2 年度に公表)

12 県立学校間の図書館資料相互貸借冊数

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
相互貸出冊数	6,615	5,909	6,032	6,941	10,561	(令和 2 年度に公表)

13 児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合

(県教育委員会「読書活動に関する調査」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%)	81.8	83.1	82.8	84.0	85.8	(未公表)
(全国平均)	(82.6)	(83.0)	(83.9)			
中学校(%)	44.7	45.3	48.4	66.4	68.4	(未公表)
(全国平均)	(44.9)	(46.5)	(49.6)			

※26 年度～28 年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

14 高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数

(三重県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
時間数	2,900	2,907	3,358	3,931	4,125	(令和 2 年度に公表)

15 一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合（週に 2 回以上実施する割合）

(県教育委員会「読書活動に関する調査」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	73.8 (61.1)	79.2	79.2	77.3	69.9	(未公表)
中学校(%) (全国平均)	87.0 (70.2)	91.7	91.0	93.5	94.7	(未公表)

※26 年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

16 全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	345/375(92.0)	(96.8)	345/367(94.0)	(97.1)	(28 年度以降は 5 年ごとに実施)
うち朝読(%)	256/345(74.2)	(71.3)	245/345(71.0)	(68.5)	
中学校(%)	125/156(80.1)	(88.5)	122/153(79.7)	(88.5)	
うち朝読(%)	93/125(74.4)	(73.4)	88/122(72.1)	(72.7)	
高等学校(%)	14/58(24.1)	(42.9)	15/58(25.9)	(42.7)	
うち朝読(%)	8/14(57.1)	(66.5)	9/15(60.0)	(63.2)	

17 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の毎年 5 月(1 か月間)の平均読書冊数

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(冊)	11.4	11.2	11.4	11.1	9.8	11.3
中学校(冊)	3.9	4.0	4.2	4.5	4.3	4.7
高等学校(冊)	1.6	1.5	1.4	1.5	1.3	1.4

18 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の不読者（毎年 5 月 1 か月間に読んだ本が 0 冊の児童生徒）の割合

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%)	48.7	51.9	57.1	50.4	55.8	55.3
中学校(%)	15.0	13.4	15.4	15.0	15.3	12.5
高等学校(%)	3.8	4.8	4.0	5.6	8.1	6.8

<参考>

学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数（市町別）

市町名	小学校（達成校数／調査校数）	中学校（達成校数／調査校数）
桑名市	24／27	8／9
木曽岬町	*1／1	0／1
いなべ市	11／15	2／4
東員町	*6／6	*2／2
四日市市	29／38	9／22
菰野町	*5／5	*2／2
朝日町	0／1	0／1
川越町	*2／2	*1／1
鈴鹿市	12／30	3／10
亀山市	*11／11	*3／3
津市	27／51	4／20
松阪市	20／36	5／10
多気町	3／5	0／2
明和町	1／6	0／1
大台町	0／4	0／2
伊勢市	8／24	1／12
玉城町	1／4	0／1
南伊勢町	*3／3	*2／2
大紀町	*4／4	1／2
度会町	*1／1	0／1
鳥羽市	5／9	0／5
志摩市	7／14	2／7
伊賀市	10／21	7／10
名張市	1／14	0／5
尾鷲市	4／7	0／2
紀北町	5／10	1／4
熊野市	5／9	1／7
御浜町	0／4	0／3
紀宝町	4／5	1／2
合 計	210／367	55／153

※P39【資料Ⅰ】の「9 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数」の内訳
（文部科学省 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」から）

* 各市町内の全公立小中学校が学校図書館図書標準を達成（達成率100%）している場合は、その学校数をゴシック体表記としています。

【資料Ⅱ】県内公立図書館等一覧
公立図書館

	図書館名	住 所	電話番号
1	三重県立図書館	〒514-0061 津市一身田上津部田 1234	059-233-1180
2	桑名市立中央図書館	〒511-0068 桑名市中央町 3-79	0594-22-0562
3	ふるさと多度文学館	〒511-0106 桑名市多度町多度 2-24-1	0594-48-7000
4	長島輪中図書館	〒511-1125 桑名市長島町源部外面 337	0594-41-1040
5	いなべ市藤原図書館	〒511-0511 いなべ市藤原町市場 493-1	0594-46-4150
6	いなべ市北勢図書館	〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜 3083-1	0594-72-2200
7	いなべ市員弁図書館	〒511-0224 いなべ市員弁町大泉 1201	0594-74-5077
8	いなべ市大安図書館	〒511-0274 いなべ市大安町大井田 1305	0594-87-0021
9	木曽岬町立図書館	〒498-8503 桑名郡木曽岬町大字西対海地 251	0567-40-9010
10	東員町立図書館	〒511-0251 員弁郡東員町山田 1700	0594-86-2818
11	四日市市立図書館	〒510-0821 四日市市久保田 1-2-42	059-352-5108
12	菰野町図書館	〒510-1253 三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1400
13	あさひライブラリー	〒510-8103 三重郡朝日町柿 2278	059-377-6111
14	鈴鹿市立図書館	〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町 812	059-382-0347
	鈴鹿市立図書館江島分館	〒513-0836 鈴鹿市中江島町 3-27	059-387-0665
15	亀山市立図書館	〒519-0151 亀山市若山町 7-20	0595-82-0542
16	津市津図書館	〒514-8611 津市西丸之内 23-1	059-229-3321
	津市津図書館美杉図書室	〒515-3421 津市美杉町八知 5580-2	059-272-8092
	津市久居ふるさと文学館	〒514-1136 津市久居東鷹跡町 2-3	059-254-0011
17	津市久居ふるさと文学館ポル タひさいふれあい図書室	〒514-1118 津市久居新町 3006	059-254-0464
18	津市河芸図書館	〒510-0314 津市河芸町浜田 782	059-245-5300
19	津市芸濃図書館	〒514-2211 津市芸濃町椋本 6824	059-265-6004
20	津市美里図書館	〒514-2113 津市美里町三郷 51-3	059-279-8122
21	津市安濃図書館	〒514-2326 津市安濃町東観音寺 418	059-268-5822
22	津市きらめき図書館	〒514-0314 津市香良洲町 2167	059-292-4191
23	津市一志図書館	〒515-2521 津市一志町井関 1792	059-295-0116
24	津市うぐいす図書館	〒515-2602 津市白山町二本木 1139-2	059-262-5000
25	松阪市松阪図書館	〒515-0818 松阪市川井町 772-10	0598-21-3190
26	松阪市嬉野図書館	〒515-2324 松阪市嬉野町 1429-1	0598-48-1800
27	多気町立多気図書館	〒519-2181 多気郡多気町相可 1628	0598-38-1133
28	多気町立勢和図書館	〒519-2215 多気郡多気町朝柄 2889	0598-49-4500
29	明和町立図書館	〒515-0332 多気郡明和町馬之上 944-2	0596-52-7131
30	大台町立図書館	〒519-2404 多気郡大台町佐原 810	0598-84-1100
31	伊勢市立伊勢図書館	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-35	0596-21-0077
32	伊勢市立小俣図書館	〒519-0505 伊勢市小俣町本町 2	0596-29-3900
33	鳥羽市立図書館	〒517-0022 鳥羽市大明東町 1-6	0599-26-4555
34	志摩市立図書館	〒517-0502 志摩市阿児町神明 1074-15	0599-43-8000

	図書館名	住 所	電話番号
35	伊賀市上野図書館	〒518-0873 伊賀市上野丸之内 40-5	0595-21-6868
	伊賀市上野図書館阿山図書室	〒518-1315 伊賀市川合 3370-29	0595-43-0154
	伊賀市上野図書館島ヶ原図書室	〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4739	0595-59-2291
	伊賀市上野図書館大山田図書室	〒518-4222 伊賀市平田 3154	0595-47-1175
	伊賀市上野図書館青山図書室	〒518-0226 伊賀市阿保 1411	0595-52-1110
	伊賀市上野図書館いがまち図書室	〒519-1412 伊賀市下柘植 702	0595-45-9122
36	名張市立図書館	〒518-0712 名張市桜ヶ丘 3088-156	0595-63-3260
37	尾鷲市立図書館	〒519-3616 尾鷲市中村町 10-41	0597-23-8282
38	熊野市立図書館	〒519-4324 熊野市井戸町 643-2	0597-89-3686
39	紀宝町立鶴殿図書館	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410	0735-32-4646

図書館同種施設

	図書館名	住 所	電話番号
1	神宮文庫	〒516-0016 伊勢市神田久志本町 1711	0596-22-2737
2	三重県視覚障害者支援センター	〒514-0003 津市桜橋 2-131	059-228-6367
3	上野点字図書館	〒518-0851 伊賀市上野寺町 1184-2	0595-23-1141

公民館図書室等

	施設の名称	住 所	電話番号
1	あさけプラザ図書館	〒510-8028 四日市市下之宮町 296-1	059-363-0102
2	楠交流会館図書室	〒510-0103 四日市市楠町北五味塚 1211-1	059-397-2277
3	川越町あいあいセンター図書室	〒510-8123 三重郡川越町豊田一色 314	059-364-2500
4	関文化交流センター	〒519-1107 亀山市関町木崎 1011-1	0595-98-1038
5	津市片田公民館図書コーナー	〒514-0082 津市片田井戸町 17-2	059-237-1513
6	津市南郊公民館図書コーナー	〒514-0819 津市高茶屋 3-25-6	059-234-5703
7	津市豊里公民館図書コーナー	〒514-0126 津市大里睦合町 610-1	059-232-2250
8	津市敬和公民館図書コーナー	〒514-0015 津市寿町 21-22	059-225-2325
9	津市桃園公民館図書室	〒514-1116 津市新家町 1365-5	059-256-7686
10	津市戸木公民館図書室	〒514-0038 津市戸木町 1782	059-255-2135
11	津市七栗公民館図書室	〒514-1254 津市森町 286	059-252-1986
12	津市立成公民館図書室	〒514-1113 津市野村町 874-8	059-256-9393
13	津市立草生公民館図書コーナー	〒514-2328 津市安濃町草生 4249-1	059-268-4380
14	津市村主公民館図書コーナー	〒514-2312 津市安濃町連部 69-1	059-268-4381
15	津市安濃公民館図書コーナー	〒514-2303 津市安濃町内多 3653	059-268-4382
16	津市明合公民館図書コーナー	〒514-2324 津市安濃町栗加 978	059-268-4383
17	津市大井公民館図書コーナー	〒515-2524 津市一志町大仰 217-1	059-293-6673
18	津市波瀬公民館図書コーナー	〒515-2522 津市一志町波瀬 2232-2	059-294-7472
19	津市川合公民館図書コーナー	〒515-2515 津市一志町八太 1008-1	059-293-3711
20	津市一志高岡公民館図書コーナー	〒515-2516 津市一志町田尻 605-2	059-293-5611

	施設の名称	住 所	電話番号
21	津市白山公民館図書コーナー	〒515-2603 津市白山町川口 897	059-262-7027
22	津市元取公民館図書コーナー	〒515-3139 津市白山町城立 305	059-267-3057
23	津市家城公民館図書コーナー	〒515-3133 津市白山町南家城 851-3	059-262-0484
24	津市大三公民館図書コーナー	〒515-2605 津市白山町二本木 1001-253	059-262-2666
25	津市倭公民館図書コーナー	〒515-2622 津市白山町中ノ村 581	059-262-0485
26	津市八ツ山公民館図書室	〒515-2615 津市白山町八対野 994-1	059-262-0432
27	津市竹原公民館図書室	〒515-3201 津市美杉町竹原 2777	059-262-3014
28	津市八知公民館図書室	〒515-3421 津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
29	津市太郎生公民館図書室	〒515-3536 津市美杉町太郎生 2120	059-273-0222
30	津市八幡公民館図書室	〒515-3531 津市美杉町奥津 1288-8	059-274-0222
31	津市多気公民館図書室	〒515-3312 津市美杉町上多気 1031	059-275-0222
32	津市下之川公民館図書室	〒515-3203 津市美杉町下之川 6115	059-276-0222
33	三雲みんなの図書館コミュカル	〒515-2112 松阪市曾原町 774	0598-56-2801
34	松阪市飯南公民館図書コーナー	〒515-1302 松阪市飯南町横野 848	0598-32-3950
35	荻原公民館図書室	〒519-2505 多気郡大台町江馬 701	0598-76-0171
36	伊勢市生涯学習センターいせトピア図書室	〒516-8520 伊勢市黒瀬町 562-12	0596-21-0900
37	伊勢市ハートプラザみその図書室	〒516-0804 伊勢市御薗町長屋 2767	0596-22-7355
38	伊勢市立二見公民館図書室	〒519-0609 伊勢市二見町茶屋 209	0596-42-1117
39	志摩図書室	〒517-0703 志摩市志摩町和具 535	0599-85-7801
40	磯部図書室	〒517-0214 志摩市磯部町迫間 878-9	0599-55-2881
41	大王図書室	〒517-0603 志摩市大王町波切 3902	0599-72-2468
42	浜島図書室	〒517-0404 志摩市浜島町浜島 755	0599-53-1511
43	玉城町図書館	〒519-0415 度会郡玉城町田丸 114-1	0596-58-8212
44	みなみいせ図書室	〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917	0599-67-1011
45	なんとうふれあい図書室	〒516-1423 度会郡南伊勢町村山 1132-1	0596-76-1501
46	度会町中央公民館図書室	〒516-2103 度会郡度会町棚橋 314	0596-62-1588
47	尾鷲市立須賀利コミュニティセンター図書室	〒519-3421 尾鷲市須賀利町 176	0597-26-2260
48	尾鷲市立矢浜コミュニティセンター図書室	〒519-3671 尾鷲市矢浜 1-22-12	0597-22-6367
49	尾鷲市立九鬼コミュニティセンター図書室	〒519-3701 尾鷲市九鬼町 255	0597-29-2164
50	尾鷲市立早田コミュニティセンター図書室	〒519-3702 尾鷲市早田町 25-3	0597-29-2139
51	尾鷲市立三木浦コミュニティセンター図書室	〒519-3814 尾鷲市三木浦町 273-18	0597-28-2837
52	尾鷲市立三木里コミュニティセンター図書室	〒519-3811 尾鷲市三木里町 275-43	0597-28-2274
53	尾鷲市立古江コミュニティセンター図書室	〒519-3922 尾鷲市古江町 637-22	0597-27-2769
54	尾鷲市立賀田コミュニティセンター図書室	〒519-3921 尾鷲市賀田町 1661	0597-27-2088
55	尾鷲市立曾根コミュニティセンター図書室	〒519-3924 尾鷲市曾根町 606-1	0597-27-3141
56	尾鷲市立梶賀コミュニティセンター図書室	〒519-3923 尾鷲市梶賀町 313	0597-27-3430
57	紀伊長島図書室	〒519-3205 北牟婁郡紀北町長島 2141	0597-47-3906
58	海山図書室	〒519-3406 北牟婁郡紀北町相賀 513	0597-32-3915
59	児童図書室	〒519-3406 北牟婁郡紀北町相賀 379-1	0597-33-0025
60	熊野市紀和コミュニティセンター図書室	〒519-5413 熊野市紀和町板屋 82	05979-7-0051
61	御浜町中央公民館図書室	〒519-5204 南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926-1	05979-2-3151

【資料Ⅲ】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿

(令和元年度)

区 分	委員名	所属・役職
学識経験者	福永 智子	椋山女学園大学 教授
保育所関係者	舟戸 勇子	志摩市安乗保育所 所長
幼稚園関係者	門脇 光禪	聖ヤコブ幼稚園 園長
	村井 知枝美	津市立桃園幼稚園 園長
学校教育関係者	河北 大満	津市立白塚小学校 校長
	二宮 由加利	三重県立盲学校 学校司書
三重県書店商業組合	別所 信啓	別所書店 代表取締役
PTA 関係者	北野 ひろみ	三重県 PTA 連合会 理事
読書ボランティア	中村 礼子	中部読み聞かせサークル 代表
児童図書関係者	中澤 利美	児童図書館研究会三重支部 代表
公立図書館関係者	林 千智	多気町立勢和図書館 館長補佐
三重県公共図書館協議会	井辺 雅之	伊勢市立図書館 館長
三重県図書館協会	別所 志津子	三重県立図書館 館長
県健康福祉部	高濱 公生	三重県子ども・福祉部 少子化対策課 課長
県教育委員会	大塚 千尋	三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 課長
	林 幸喜	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 課長

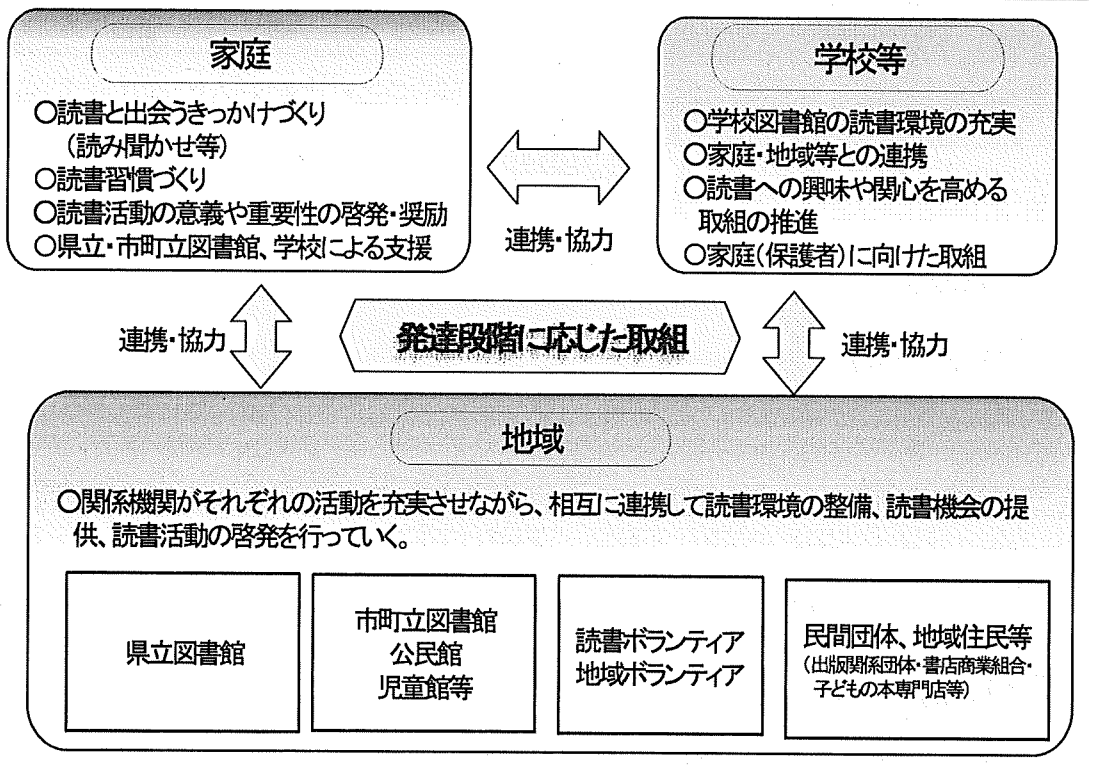
【資料Ⅳ】

第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)【最終案】概要

基本的な方針

- ① 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進
- ② 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ③ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で発達段階に応じた取組を推進



総合的な推進と支援

推進体制の充実

- 横断的な取組の推進 (三重県子ども読書活動推進会議等の開催)
- 市町教育委員会等との連携・協力 (情報交換会、研修会等の開催、市町子ども読書活動計画策定の支援)
- 民間事業者等多様な主体との連携
- 助言や情報提供等の支援
- 研修会等の開催によるスキルアップ
- 読書ボランティア等に対する支援
- 社会的機運の醸成
- 子ども読書活動推進計画のPDCAサイクルに基づく進行管理 (三重県子ども読書活動推進会議等での意見を次年度以降の取組に反映)

第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）【最終案】

令和2年3月

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-3322 FAX 059-224-3023
E-mail : shabun@pref.mie.lg.jp

教育委員会、県議会、三重県子ども読書活動推進会議、及び市町からの意見への対応について(案)

【教育委員会】

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応
1	5成果指標と数値 目標	34 (36) ・読書をする結果、読解力が上がると言われている。その読解力を目標としたら良いのではないか。	子どもの読書活動推進計画は、読書をする子どもを増やし、豊かな心を育むことを目的としている実施計画(アクションプラン)であるため、家庭・地域・学校における読書習慣・読書活動の進捗を表す指標としました。

【県議会】

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応
1	1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実 (オ)その他	1 33 (1) (35) ・最近、タブレット等で本を読むことも読書ととらえられている。読書の考え方は世代ごとで異なるので、世代ごとの動向も踏まえてほしい。	ご意見をふまえ、「子どもを取り巻く環境の変化」に「電子書籍の普及により、読書の形態が変化している」旨を加筆するとともに、「推進体制の充実」の最後に、「電子書籍の利用方法等についても検討していく」ことや、「今後社会の変化等により起こりうる新たな課題に対しても必要に応じて検討する」ことを追記しました。
2	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉	3 4 33 (3) (4) (35) ・実績が悪化している指標については、その要因を分析すべきではないか。	ご意見をふまえ、実績が悪化している事情を確認し、学校現場から指摘されている要因を追記しました。 なお、第四次計画の推進にあたっては、三重県子ども読書活動推進会議等の関係者会議において、毎年、目標の達成状況の確認と要因分析を行っていくこととしており、その旨を、「子ども読書活動推進計画の進行管理」の項目に追記しました。

3	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 〈第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況〉 5成果指標と数値目標	4 34 (4) (36)	・現行の第三次計画における指標について、項目によって初年度の数値の取り方が平成24年度から平成26年度まで異なっている。これでは反省を生かしにくく、分析しにくいので、第四次計画にあたっては、正しく評価・検証ができるよう実績調査をしていただいた方が良いのではないかな。	第三次計画の指標では、文部科学省による全国調査を活用したため、調査が行われない年があったことから、調査年度の大きな開きが生じました。 第四次計画においては、毎年調査を行わない指標につきましては、県教育委員会事務局独自に調査を行い、可能な限り調査年度の開きが生じないように工夫を行います。 なお、「読書活動に関する調査」につきましては、3月に結果が判明しますので、完成版には記載する予定としています。
4	5成果指標と数値目標	34 (9) (35) (36)	・家庭における読書習慣の指標として、「①学校の授業時間以外に10分以上読書する割合」としているが、例えば、図書館で読書をした場合も計上されることとなり、家庭での読書時間と整合性が取れないので、「家庭で読書をしている割合」とした方が良いと思う。	平日、小中学生が、学校の授業以外で読書をする機会の多くは家庭での読書であり、この指標が家庭での読書習慣を示す最も近いデータと考えています。 また、小学校第6学年及び中学第3学年の児童生徒全員が調査対象となっていることや、全国比較ができるという利点もあるため、学校の授業時間以外の読書率を指標に採用しました。 しかしながら家庭での取組は大変重要なことと考えており、「家庭での読書活動を進める今後の取組」に、県立図書館・市町立図書館、学校における支援を加筆し、家庭・地域・学校全体で家庭での取組に関わるよう修正しました。 さらに、第四次計画では、「三重県子ども読書活動推進計画の進行管理」の項目を新たに設定し、毎年の検証をしっかりと行うことで、取組の改善につなげていきます。
5	5成果指標と数値目標	34 (36)	・①学校の授業時間以外読書率の目標の記述について、教育ビジョンと整合を図った方が良いのではないかな。	整合を図り、記載を修正しました。
6	5成果指標と数値目標	34 (36)	・「一斉読書」の指標がなくなっているがなぜか。代替りの指標は置かないのか。図書館資料を活用した授業に代わったのか。	「一斉読書」の指標を継続することとしました。

【三重県子ども読書活動推進会議】

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応
1	1基本的な考え方	1 (1) ・注釈※2について、「例えば、文学だけでなく、科学読み物やノンフィクションなど多様な種類の本」とした方がいい。	ご意見をふまえ、修正しました。
2	1基本的な考え方 (5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)の基本的な方針	5 (5) ・基本方針の順番ですが、p6で「2 発達段階に応じた取組の推進」p7で「3 家庭・地域・学校等における推進方策」となっていますので、これにあわせて②と①の順番を変えた方がいいと思います。 ・第三次の③の広報啓発活動の実施が第四次にはありません。これは、必要がないということでしょうか。 ・第三次には3つの観点の記載がありましたが、今回はありません。引き続き記載しておいた方がいいと思います。	ご意見をふまえ、②と①の順番を入れ替えました。 広報啓発は第四次計画では、「② 家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進」に含まれます。 第三次計画で記載のあった3つの観点を記載しました。
3	1基本的な考え方 (5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)の基本的な方針 2発達段階に応じた取組の推進	5 6 (5) (-) ・「2発達段階に応じた取組の推進」のページは最も気になる1ページです。発達の様子を記載するのではなく、「どんな環境をつくり取り組むのか」では？ ・多くの部分で子どもの発達段階についての記述がありますが、「子ども読書活動推進計画」においては、その発達段階を踏まえ、「何を大切にすべきか」(環境整備等)について記載すべきであり、違和感を感じます。例えば、子どもは発達段階に応じ、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」を順につけていくことが求められており、そのような記述が必要のように感じます。 ・改善案としては、該当ページを削除のうえ、『1基本的な考え方(5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針②子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進』に「聞く力」、「読む力」、「調べる力」をつけるために環境整備を行う旨の文言を入れるとよいのではないかと感じました。	ご意見をふまえ、「2発達段階に応じた取組の推進」は削除し、基本的な方針の「子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進」の中に、『一人ひとりの発達や読書経験に留意し、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」を付ける取組を推進します。』を追記させていただきました。
4	1基本的な考え方 (5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)の基本的な方針	5 (5) ・「③人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進」が、ここに入るのは違和感があります。子どもたちが育つことが、これらにつながれば良いな、ということなので。 ・③から伝わってくるのは「人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する」ために読書活動を行うように読めてしまいます。つまり、読書活動の推進が目的のはずなのに、手段となってしまっています。 ・それよりむしろ、読書を進めるために、多様な主体が相互に連携するとともに、環境整備(人をつけるとか予算をつけるとか)を行うよう記載すべきであり、子どもにかかわる公共図書館や学校図書館に対する環境整備を進めていくべきだと思います。 ・改善案としては、「人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進」は削除し、「家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進」に統合するのが良いのではないのでしょうか。	ご意見をふまえ、「人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進」は削除し、「家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進」の説明の中に、「多様な主体が相互に連携・協力し、(中略)取組を)社会全体で推進します。」を記載させていただきました。 また、公共図書館や学校図書館に対する環境整備につきましては、3つの観点のうちの一つ目に「読書環境の整備」として記載させていただきました。

5	1基本的な考え方	5 (5)~ (6)	・第三次で記載されていた「三重県独自の取組」について、項目がないのは、何か理由がありますでしょうか。 ・学力向上のための読書が重点のように読みとれます。ビブリオバトルを取り上げる場合も、いかに普段の自分の読書の中から、みんなに好まれる本がチョイスできるかといった自分の読書の引き出し、原稿のない即興の双方向コミュニケーションを楽しむ、本を通して人を知り、人を通して本を知り、チャンプ本に投票するといった側面よりも、本好きな子どもたちが、自分の好きな本を原稿発表して、勝敗を決めるように理解されている方々もおられるように思います。その傾向と同じように伝わってしまう可能性を感じます。 ・子どもに本を読ませるための計画ではなく、子どもと保護者が一緒に本に親しむ(音読や朗読、調べ物や問題解決も含めた)考え方を、ぜひ表記頂ければと思います。 ・地域活性化は市町において、大変重要な課題ではありますが、三重県としては、地域づくり等のために、それぞれの市町で問題解決に向けて、多方面の読書に対する取り組みを推進していく、など大きな目標をお願いしたいです。 ・計画の中で「基本的な考え方」は、重要な部分で、三重県全体として取組む考え方、姿勢、理念を示していただき、そのためには具体的に何をすべきか？という点は、市町の推進計画に委ねるというスタンスで良いように感じます。 ・物語を読むこと=読書、読書習慣(学力の向上)を目的とするのではなく、子どもたちが生涯に渡り、生きる力をつけるための手段のひとつとしての多方面での読書を支える活動推進計画ではないでしょうか。 ・県内の市町が、県全体で同じ方向を向いて、三重県の子どもの生きる力を支える計画が作れるように、考え方を示していただきたいと思います。	第三次計画では、基本的な方針と三重県独自の取組方向と重複する部分が見受けられましたので、第四次計画の中間案では、基本的な方針に含めて記述させていただきます。 しかしながら、さらにわかりやすくなるよう、タイトルに(県の取組方向)を入れるとともに、「三重県独自の取組」に記載のあった内容を追記しました。 また、学力向上については、「基本的な方針」の中に入れることとしました。
6	1基本的な考え方	5 (5)~ (6)	・第三次では(7)三重県独自の取組方向、(8)県及び市町における子どもの読書活動推進体制という項目がありましたが、今回はありません。(第三次で三重県独自の取組方向に書かれていたことが、今回では(5)の基本方針に入っていました)これは必要がないということでしょうか。	第三次計画では、基本的な方針と三重県独自の取組方向と重複する部分が見受けられましたので、第四次計画の中間案では、基本的な方針に含めて記述させていただきます。 しかしながら、さらにわかりやすくなるよう、タイトルに(県の取組方向)を入れるとともに、「三重県独自の取組」に記載のあった内容を追記しました。 また、推進体制の項目につきましては、「子どもの読書活動推進計画」の点検・評価と関係機関の連携・力」として追記させていただきます。
7	2発達段階に応じた取組の推進	6 (-)	・読み聞かせに関することに加えて、わらべうた等の、ことば、声による親しみにもぜひ、触れていただきたいです。	「2発達段階に応じた取組の推進」は、削除しました。
8	3家庭・地域・学校における推進方策 (1)家庭 (イ)これまでの取組の成果と課題(うちどく事例)	8 (8)	・もう少し違うオススメ本はなかったのでしょうか？もちろんこれも1例ですが、県から1コ出すのであれば、「ソロリ」以外にしてほしいです。	ご意見をふまえ、修正しました。

9	3家庭・地域・学校における推進 方策 (1)家庭 (ウ)家庭における 今後の取組 ○読書習慣づくり	9 (9)	・読書習慣づくりの項目については、大人が責任を持って取り組むべき視点のひとつであると考えています。以前から会議でみなさんのお話を見聞きする中で、保護者の読書習慣(問題解決のために本や資料を活用する習慣を含む)があることが、直結しているように思います。家庭で、保護者と一緒に親しむ、会話する、薦めあう、読み合う、手の届くところに本を置くといったことに対する啓発活動等としてはいかがでしょうか。 ・基本的な考え方として、決められているから読む、読み聞かせするということもきっかけのひとつではありますが、この計画が対象とする時期の子どもたちに対して、読書に関するチェックシートは個人的にはお薦めできません。チェックシートを効果的に実施するためには、その前の大人たちの環境づくりや準備が整った上でないと、難しいのではないのでしょうか。	保護者と一緒に本に親しむ取組は、家読の取組の中に記載させていただいていますが、ご意見をふまえ、本について話し合うことも追記しました。 また、ご意見のとおり、チェックシートの活用は、家読やスマイルワーク等の取組の後に来るものであることから、記載の順番を変更しました。
10	3家庭・地域・学校における推進 方策 (2)地域 (ア)地域の役割	10 (10)	・子どもたちの読書活動を支える上で、地域の果たす役割はとて大きいと感じています。保護者はもちろんのこと、保護者ではない、学校の先生ではない大人とのつながりはとても重要だと考えます。そのためには、第三次で触れられていたような、人と人をつなぐ、地域の問題解決のための多面的な読書活動にも触れていただければと思います。	ご意見をふまえ、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要がある旨を追記しました。
11	3家庭・地域・学校における推進 方策 (2)地域 (ア)地域の役割 (イ)これまでの取組の成果と課題 <地域の課題>	10 14 (10) (14)	・「民間図書室」はわかりにくいので、他の表現にするか、注釈をつけてほしい。	ご意見をふまえ、「子ども文庫」の表現に改めるとともに、注釈を付けました。
12	3家庭・地域・学校における推進 方策 (2)地域 (イ)これまでの取組の成果と課題 <地域の課題>	14 (14)	・特別な支援が必要な利用者のためには、促すことと一緒に、人と資料の両方が必要です。来館したが、対応する司書も資料もないということになれば、図書館に対する信頼は失われ、読書活動の幅を狭めます。他の項目にも同様をお願いしたいのですが、人、資料(学校図書館の新聞を含む)に関しては、予算措置化の必要性などにも触れていただくことはできないでしょうか。	予算措置化の必要性まで記載することは困難ですが、地域の実情に応じた司書の配置については、課題と認識しておりますので、追記しました。
13	3家庭・地域・学校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《県教育委員会》 ○多様な主体との連携	14 (14)	・読書イベントとしてのピブリオバトル、商業施設での読み聞かせ等もちろん大切ですが、今後、その他の取組にも大いに期待しています。そのためには、子どもたちの生きる力を支え、育むために、三重県としてこのような考え方をしているといった肝になる部分の意識の共有が大切になると考えます。三重県(各市町)の子どもたちの読書活動を、生きる力を育むことを支える共通の目標、目的にできる意識の共有(多様な主体での研修、会議、連絡会など)を開催するなどはどうでしょうか。意識を共有することで、より様々な主体との連携を活かした、バリエーションに富んだ取り組みが生まれると考えます。	ご意見をふまえ、「目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会や・連絡会議等を開催する」旨を追記しました。
14	3家庭・地域・学校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《市町立図書館》 ○図書館資料の整備・充実	16 (16)	・除籍資料のリサイクルについては、本来の整備、充実のどちらにも当てはまらないと考えます。学校では、まずはリサイクル資料無しに、図書館基準を満たすことが先ではないでしょうか。また、公民館などに対しても、それを子どもたちに手渡しする人がいない、本も古いとなると、本や読書活動に対するイメージの低下にもつながることが容易に想定されます。あくまでもリサイクルは補助的にであって、目標とするものではないと考えます。	ご意見をふまえ、除籍資料のリサイクルの記述は削除しました。

15	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○図書館資料の整備・充実	16 (16)	・「除籍資料」の1文はカットしていただきたいです。県がすすめていることになるので。(これは最後の手段であり、新刊を買ってあげてほしい。)	ご意見をふまえ、除籍資料のリサイクルの記述は削除しました。
16	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○専門的職員の配置と資質向上	16 (16)	・専門的職員の配置と資質向上について、県内の司書の配置は激減しています。令和二年四月以降は、会計年度任用職員制度により、正規職員以外は、長期的な雇用ができない状況です。それを踏まえた言及はできないでしょうか。特に、この計画が対象とする年代では、長期的な支援が効果的であるため、すべての子どもたちに関わる図書館(室)での、長期的な雇用の確保の必要性などにふれることは難しいでしょうか。	市町立図書館における雇用形態につきましては、各市町教育委員会において、地域の実情に応じて判断しているため、県教育委員会の計画への記述は困難です。
17	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○読書ボランティア、地域ボランティア等の育成と支援	17 (17)	・ボランティアを支える司書の配置を促すことについても、取り上げていただけないでしょうか。子どもたちの支援をするためには、年に数回の研修などの後に続く、ボランティア活動して頂く方々への息の長い支援が必要です。日々活動する中での疑問点や相談が、気軽にできる体制を作ることで、司書教諭、学校司書、司書とともに十分に活躍していただけるのではないのでしょうか。ボランティアの方が主体となって活動して頂くのは、この計画の趣旨ではないと感じます。	ご意見をふまえ、「司書による相談の充実」を追記しました。
18	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 ○地域の多様な主体との連携	18 (18)	・上記の県教育委員会との連携でも触れましたが、意識の共有を促すといったことはどうでしょうか。	ご意見をふまえ、「意識の共有」について追記しました。
19	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《市町立図書館》 (多気町立勢和図書館の取組)	19 (20)	・「多気町教育委員会の取組」に修正してください。	ご意見のとおり、修正しました。
20	3家庭・地域・学校における推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取組 《公民館・児童館等》	21 (22)	・※22ブックトークの注釈について、「ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。」に修正してください。	ご意見のとおり、修正しました。

21	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (7)学校等の役割	23 (24)	・学校図書室は、人の面でも、本の面でも、授業や、様々な取り組みの面でも、司書教諭と学校司書だけで取り組むことはできません。学校全体で取り組むことについて、触れていただきたいです。	ご意見をふまえ、「学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進して」という記述に改めました。
22	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ○推進体制の構築	23 (24)	・(修正案)県立特別支援学校では、各学校の実情に応じて、読書や読み聞かせ、調べ学習等において図書館の活用を積極的に進めました →文部科学省も特別支援学校についても学校図書館と記載しています。また、図書館の活用は授業だけではありませんので、授業は省略しました。	ご意見のとおり、修正しました。
23	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ○学校図書館の読書環境の充実	24 (25)	・(修正案)県立特別支援学校では、…布絵本、点字図書、録音図書、紙芝居…	ご意見のとおり、修正しました。
24	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《県立特別支援学校》 ○読書に対する興味や関心の涵養	25 28 29 30 (26) (29) (30) (31)	・項目の「涵養」について →「涵養」という文言が一般ではあまり使われていないので他に言い換えた方がいいのではと第三次計画のときに申し上げたところ、国が使っている言葉なのでとのことでした。ただ、「涵養」は、広辞苑には「自然に水がしみこむように徐々に養い育てること」、大辞林には「水が自然に染み込むように無理をしないでゆっくりと養い育てること」とあり、ここでの「…読書活動に積極的に取り組む」とはニュアンスが違うように思います。このページに限りませんが、やはり「涵養」は別の言葉にした方がいいと思うのですが。	ご意見をふまえ、「読書への興味や関心を高める取組の推進」に修正しました。
25	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ○読書に対する興味や関心の涵養	25 (26)	・(修正案)… <u>さまざまな読書活動を充実させる取組を進めました</u>	ご意見のとおり、修正しました。
26	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ○家庭や地域との連携	25 (26)	・原文だと「保護者のための機会を設けました」と読み取れます。「子ども読書活動推進計画」ですので、家庭でも児童が保護者と一緒に読書する機会を設けたというように、主体を児童にした方がいいと思います。	ご意見をふまえ、修正しました。

27	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ＜学校の課題＞	26 (27)	・「学校司書などが置かれていましたか」というのは、誰に、いつ、どこかの状況を訪ねた数値でしょうか？また、非正規か正規かどうかということとともに、配置頻度も大切な視点と考えます。月1日で、司書を配置しているような気持ちになってしまうような数値では、意味がありません。少なくとも週に3日は在室（在館）している人数を、配置とすべきではないかと考えます。子どもたちでなくても、自分の名前や、人となり、色んな状況を知ってくれた上で相談にのってくれる人にこそ、気軽に相談でき、また、そのような間柄が構築できれば、その人に大切なタイミングで、本を手渡し、その後につながっていくと考えます。（自身の体験としても、例えば調べるための方法や本を、どんなに丁寧に伝えても、スーッと入ってくれるのは、実際にレポート書くなどの時期であったり、薦めた本に対して、この本に、今出会えてよかったと言ってもらえる場合には、その後の読書行動につながります。）結果数値として、示す場合、大変厳しい結果となると思いますが、ぜひ、本来の配置の数値を示していただければと思います。	ご意見のとおり、配置頻度の把握も大切な視点です。今後の調査におきましては、ご意見の内容も含め検討していきます。
28	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (イ)これまでの取組の成果と課題 ＜学校の課題＞	26 (27)	・二つ目の○の連携や情報共有よりも、まだまだ学校司書の配置が問題です。それが薄まっている印象を受けます。	学校司書の配置につきましては、依然として課題と考えていますので、ご意見をふまえ、学校司書配について、独立して記載しました。
29	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組	27～ 31 (28)～ (32)	・一定の年代の子供たちが毎日通う場とは言っても、立地、環境、規模など様々で、1番効果的で具体的な方法は、各学校オーダーメイドであるといっても過言ではありません。基準を保つために、一定の具体策（ビブリオバトル等）に触れることも重要だとは思いますが、それぞれの学校に最適な方法に取り組めるよう、人的、物理的資料の支援をするといった方向性はどうか。やはり、学校では司書教諭の先生、学校司書の方が活躍していただける場と、資料の確保が必要不可欠です。学校図書館支援センターなどの設置はいかがでしょうか。各学校を支える支援はボランティアさんとの調整や研修、などだけでも、かなり違ってくるのではないかと思います。また、図書資料の整備の中には、適切な除籍が行われるかどうか重要な点です。情報が古く、現在と認識が誤っている本などが、冊数に含まれている場合などは、標準を満たしているとは言えません。	ご意見のとおり、読書活動は各学校の実情に応じて推進していく必要があります。 また、学校司書や司書教諭が中心となって、読書活動を展開できるよう、教職員の連携や校内体制づくりを推進する必要があり、このことは「推進体制の構築」に記述しています。 ご提案いただいた「学校図書館支援センター」については、「家庭・地域等との連携」に記述した「読書ボランティア」をはじめとした地域の多様な主体との連携や、「研修会等の実施」に記述した「校内研修会や情報交換会の開催」等によって、その機能を果たしていきます。
30	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《小中学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	27 (28)	・学校図書館は、子どもたちが保護者の意識や物理的影響を受けることなく、本に親しむことのできる最も身近な環境です。学校図書館の充実なくして、子どもたちの読書環境の充実とは言えないと考えます。少なくとも学校図書館図書標準、新聞、学校司書の配置の財源を周知し、確実に市町の学校図書館の充実を図っていただければと思います。このため、この項目に関しては、計画として、具体的にどのように周知し、確実に充実していくのかを考えられたらと思うのですが、いかがでしょうか。定期的な文書の配布はもちろんではありますが、直接伝えられる校長先生の会議や学校予算の何かで、伝えられる集まりなどはありませんでしょうか。学校の全体として、司書教諭の先生方や、学校司書の負担増でない、活躍して頂ける体制、ボランティア（保護者、地域）との調整役となる人員の確保（学校独自では困難かと思われますので、支援センターの設置など）なども考えられるのではないのでしょうか。また、数値なども、図書館図書標準の達成、学校司書（専任、終日）配置などを具体的に示すことができる資料などを作成し、提示、周知、意識の共有などに結びつけることはできないでしょうか。	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 支援センターの設置等、財政的に困難なこともあります。いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、きめ細やかに情報を交換・共有する等、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

31	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (ウ)学校等における 今後の取組 ○学校図書館の 読書環境の充実	27 28 30 (28) (30) (31)	・第三次計画にあった「○情報化の推進」の項目がなくなっていました。これからの時代、電子化やデジタル資料についてはますます重要になってくると思いますので、なくなっている理由がわかりません。「学校図書館の読書環境の充実」に含ませるのかもしれませんが、国の計画でも「学校図書館の情報化」という項目がありますし、項目としてあげておいた方がいいと思います(小・中学校、高等学校も同様です)。また、特別支援学校こそ、いろんな読書支援機器やパソコン、タブレットを含め、ICTを活用した読書活動を進めていくべきではないかと思っています。	「情報化の推進」につきまして、読書環境の充実に含まれると考え、第四次計画では、「学校図書館の読書環境の充実」の中に含めています。 しかしながら、小中学校につきましては、記述がありませんでしたので、ご意見をふまえ、追記しました。特別支援学校につきましては、さらにわかりやすく記述を変更しました。
32	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (ウ)学校等における 今後の取組 《県立高等学校》 ○家庭・地域等との連携 ○学校図書館の 地域開放 《県立特別支援 学校》 ○家庭や地域との 連携	27 ～30 (29) ～(31)	・同じような内容が、高等学校と特別支援学校では項目の名前が微妙にちがっていたり、項目が分かれていたりしていますので統一した方がいいと思います。 ・高等学校の「家庭や地域等との連携」のところには、おもに図書館だよりについてしか記載がありませんが、図書館だよりは地域との連携にはあまり関わりがないように思います。高等学校だと、図書館だよりを家庭で見せるということもあまりないように思います。	・ご意見をふまえ、「○家庭・地域等との連携」に統一しました。 ・家庭や地域との連携については、学校や地域の実情に応じて、様々な取組がありますが、多くの学校が共通して取り組んでいる図書館だよりの発行について記載しています。ご指摘のように、図書館だよりが、生徒を通じて保護者等にも届くよう取り組む必要があります。なお、学校と地域の実情を踏まえ、図書館を積極的に地域に開放している学校では、ホームページ等に図書館だよりや、開放時間帯を掲載している事例もあります。
33	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (ウ)学校等における 今後の取組 《県立特別支援 学校》 ○推進体制の構築	30 (31)	・文部科学省も「人的体制」で「…司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携して…」とうたっていますので、読書活動の推進は学校全体で取組むことを明記していただきたいと思っています。 (修正案) ・各学校の実情に応じた学習活動や読書活動を充実させるため、全ての教職員が連携して学校全体で子どもの学習活動や読書活動を支援・指導していけるよう体制づくりに努めます。 ・司書教諭が学校司書等と連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できるように校内体制を整備します。	ご意見をふまえ、修正しました。
34	(3)学校等 (ウ)学校等における 今後の取組 《県立特別支援 学校》 ○学校図書館の 読書環境の充実	30 (31)	「NPO等の協力により…」から始まりますが、まずは自助努力を述べるべきだと思いますので、順番を逆にした方がいいと思います。また、点字絵本は点字図書に含まれるので、削除すべきだと思います。 (修正案) ・一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等各学校の実情に応じた図書資料も整備するとともに、NPO等の協力により、布絵本…等を作成し、図書館資料の充実を図ります。	ご意見のとおり、修正しました。
35	3家庭・地域・学校における推進 方策 (3)学校等 (ウ)学校等における 今後の取組 《県立特別支援 学校》 ○学校図書館の 読書環境の充実	30 (31)	・第三次計画では、特別支援学校も「学校図書館の整備・充実」という項目の中に記載されていました。県立ですので県立高等学校同様、 「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。」 という文言を入れていただきたいです。	ご意見のとおり、修正しました。

36	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	30 (31)	・「…情報機器を活用した絵本の読み聞かせ等の読書活動を進めます」とありますが、絵本の読み聞かせには情報機器は使われていないと思いますので、情報機器と絵本の読み聞かせは切り離した方がいいと思います。情報機器を活用した読書活動について述べたいのか、絵本の読み聞かせ等の読書活動について述べたいのかがわかりませんので、意見のみとします。	ご意見をふまえ、情報機器をICT機器に変更するとともに、「読み聞かせ」は、「読書への興味や関心を高める取組の推進」の中に記載しました。
37	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	30 (31)	・(修正案)各学校の実情に応じた司書教諭および学校司書の配置に努めます。 →中間案p26「学校の課題」で小・中学校ですが、「…引き続き学校司書等の配置が求められます」とあり、これは特別支援学校においても同じだと思います。また、国の計画にも「本と子供をつなぐ人材の育成(専門正規職員(司書・学校司書)の配置含む)」とありますので、学校司書についても記載をお願いします	司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしています。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。
38	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《県立特別支援学校》 ○家庭や地域との連携	30 (31)	・読書ボランティア等外部団体のことから始まっていますが、まずは県の考え方について記載した方がいいと思います。 (修正案) ・家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動を支援できるような取組の推進と体制の整備に努めます。 ・読書活動にかかわるボランティア団体と連携・協力のもと、読み聞かせやストーリーテリング等の取組を通じて子どもの豊かな人間性を育むとともに、読書活動の推進を図ります。 ・保護者や読書ボランティア等の地域住民に学校図書館を開放すること＝子どもに合った本を提供できるとは限りませんので、この箇所についてはもう少しご検討いただければと思います。	ご意見をふまえ、修正しました。
39	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《県立特別支援学校》	30 (32)	・「研修会等の実施」、「日本語指導が必要な子どもへの対応」について、第三次計画にありましたが、なくなっていました。小・中学校、高等学校には今回も記載があります。特別支援学校には必要がないということでしょうか	ご意見のとおり、修正しました。
40	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の取組 《幼稚園・認定子ども園及び保育所》 ○保護者との情報交換等	31 (32)	・保護者が気軽に相談できる相手として、公共図書館の司書もいるということも周知できたらと思います。ただ、そのためには、各市町へ、図書館は各施設と連携して、未就学児の保護者からの読書相談を受ける役割を担う施設であるということ、司書はその相談を受けるという役割を担う人員であることを周知する必要があります。	ご意見をふまえ、「公立図書館をはじめとする地域の多様な主体と連携して」と修正しました。
41	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実	32 (33)	・第三次では「子どもの読書活動を推進するにあたり」として、市町と県と責務についての記載がありましたが、今回はありません。 責務の記載は必要ないのでしょうか。 ・「県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができる」という記載も「…市町、民間団体…」と簡単な文言になっていますが、前回のように県と市町の連携・協力については他とわけて記載した方がいいと思います。	ご意見をふまえ、市町と県の責務を追記するとともに、県と市町との連携・協力と、多様な主体との連携体制の構築と分けて記載しました。

42	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実 (イ)市町教育委員会との連携・協力	32 (33)	・非常に難しいお願いかと思いますが、ぜひ、長に対して周知する、または研修する機会を明記し、実施して頂きたいです。	ご意見のとおり、市町教育委員会に対する本計画の周知は大変重要であると認識しています。本計画につきましては、市町の担当者のみならず、市町の教育長等にも周知を図る機会を設けていきたいと考えています。
43	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実	33 (34)	・第三次計画にはあげられていた「研修会等の開催によるスキルアップ支援」の項目が今回はありません。中間案p21、27、p31等の「研修会の実施」や「研修会の参加」で県・市町教育委員会が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会について述べていますので、項目としてあげてほしいです。	ご意見をふまえ、「研修会等の開催によるスキルアップ支援」を記載しました。
44	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実	33 (35)	・第三次計画にあげられていた項目がなくなり、読書ボランティアの支援が情報提供にとどまっている感じがします。中間案p14の(ウ)地域における今後の取組にも「読書ボランティアの活動支援」「読書ボランティアの資質向上」とありますので、第四次でも第三次のように項目としてあげてほしいです。	ご意見をふまえ、「読書ボランティア等に対する支援」を記載しました。
45	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実	33 (35)	・多くの県民の方が子どもと本にかかわっていただけるような「啓発・裾野拡大」の記述を入れてほしい。	ご意見をふまえ、第三次計画に記載のあった「社会的機運の醸成」を記載しました。
46	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実 (オ)その他	33 (35)	・電子書籍についての記載が第三次計画とまったく同じです。第三次のときよりもパソコンやタブレットを使った電子的な活字媒体を使った授業は増えていますが、スマートフォンなどで電子書籍を読む子どもたちも増えています。紙媒体の本だけが「読書」ではなくなっており、子ども読書を推進するには、子どもたちの価値観に寄り添った、時代に即した取組が必要になると思います。中間案のp1でスマートフォンの長時間利用について述べていますが、これからは電子書籍を有効的に活用する方法を検討していく必要があるのではと思います。そのため、第三次と同じではなく、「今後の推移について十分留意しつつ、電子書籍の利用方法(活用方法?)等について検討していきます」等前向きな検討について記載した方がいいと思います。 ・そのほか、今後起こりうる変化にも対応するために、「今後社会の変化等により起こりうる、子どもの読書活動の推進に影響を与える新たな課題に対しても、必要に応じて検討します」等の文言を加えたらどうでしょうか。	ご意見をふまえ、電子書籍の利用方法についての検討と、新たな課題に対する検討について、追記しました。 また、「子どもを取り巻く環境の変化」(P1)にも電子書籍の記述を加筆しました。
47	5成果指標と数値目標	34 (36)	地域と学校の表記が理解できません。そろえるなら、P4の第三次計画の文言に併せた方が良く考えます。	ご意見をふまえ、第三次計画の表記を参考に修正しました。

48	5成果指標と数値目標	34 (36)	①「地域での読書習慣が身につく」については、ボランティアと連携していることが、それらを表しているかは難しいところです。特に、学校では、その性質上、保護者ボランティアが多い傾向にあるように推察されます。そこで、小学校、中学校ではなく、県内の図書館等の公共施設に対して、地域(他施設、他団体等)と、連携した読書に関する取組を行ったかどうか、アンケートを取る事は難しいでしょうか。また、これに関しては、今後、実際の取り組み事例を共有できるようにできたらと思います。 ②ブックスタート(それに類する事業)割合(該当年に出生した子どものうち、このサービスを受けた子どもの割合)など、未就学児に関しての取組評価は必要に感じます。 ③学校司書の配置については、配置数よりも、実際に業務が行えている配置かどうかが重要なので、その点を加味した実際の数値でいかがでしょうか。(専任、週に3日以上など)この数値を出すことにより、三重県の予算措置、市町の予算措置に対しての根拠にならないでしょうか。 ④図書館図書達成率についても触れてもいいかと思われすが、いかがでしょうか。この数値を出すことにより、三重県の予算措置、市町の予算措置に対しての根拠とならないでしょうか。 ⑤そもそも読書活動の成果は数値で測れない物なので、数値目標の必要性の議論も必要ではないかと思ひます。	①地域における今後の取組(P14)に、「多様な主体と連携した取組の事例収集を行い、優良事例の共有を図る」旨を追記しました。このことで、毎年、取組の評価を行い、改善につなげていきます。 ②ブックスタートは、主に市町の保健センター等が行っているため、県教育委員会においてその割合を把握することは困難ですが、P14、P34に記載のとおり、市町と連携しながら、取組事例の収集・共有を図るなど、未就学児の読書の大切さを学ぶ機会の拡大を図ります。 ③ご意見のとおり、配置頻度の把握も大切な視点です。今後の調査におきましては、ご意見の内容も含め検討していきます。 ④図書館図書達成率の調査につきましては、文部科学省が実施していますが、平成28年度からは5年ごとの調査となっており、毎年の検証を行うことができないことから、数値目標とするのは困難です。 ⑤ご意見のとおり、読書活動の成果は数値で測りにくいことは否定できません。その中でも、限りあるデータの中から、より成果を表していると思われるものを成果指標・成果目標として設定し、成果測定をしていきたいと考えています。
49	全般		・県教委には、大きな柱となる方向性の提示を行っていただきたいです。細かいことは市町が行うので、司書配置(学校、公共)と資料費確保(学校、公共)のためにできることを検討いただきたいです。	大きな方向性の提示につきましては、基本的な方針(P5)をさらに肉付けして修正しました。 司書配置と資料確保につきましては、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

【市町】

番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	意見	対応
1	1基本的な考え方 (1)子どもの読書 活動の意義 3家庭・地域・学 校における推進 方策 (1)家庭 (ウ)家庭における 今後の取組	1 9 (1) (9) ・「身に付ける」、「身につける」、どちらかに統一しなくてもよい でしょうか。	「身につける」に統一させていただきました。
2	1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻 く環境の変化	1 (1) ・「平成30年度には約169分」、「高校生では毎日3時間半以上」となっているが、単位をそろえた方がわかりやすいのではないか。	当該記述は、削除させていただきました。
3	1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻 く環境の変化	2 (2) ・「加えて、共働き家庭やひとり親家庭の増加」など、」の表現について、女性活躍推進法により女性の就労が後押しされている中、共働きやひとり親家庭がマイナスイメージを与えている気がしましたので、この一文を削除するのが好ましいのではないか。	ご意見のとおり、修正しました。
4	2発達段階に応じ た取組の推進 小学校の時期 【高学年】	6 (-) ・「味あう」→「味わう」誤字	「2発達段階に応じた取組の推進」は、削除しました。
5	3家庭・地域・学 校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《県教育委員会》 ○多様な主体と の連携	14 (14) ・「地域の多様な主体が連携・協力し、」とあるが、「地域の実情に応じた多様な主体が連携・協力し、」とした方が良いのではないか。	ご意見のとおり、修正しました。
6	3家庭・地域・学 校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《市町立図書館》 四日市市立図書 館の取組	18 (19) ・各市町図書館の取組として、18ページに当図書館について記載いただいておりますが、右端が途中で切れており、一部内容の正確性が確認できない点がありました。	ご意見をふまえ、修正しました。
7	3家庭・地域・学 校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《市町立図書館》 鈴鹿市立図書 館の取組	19 (19) ・ここだけ、読点が「,」になっています。	ご意見をふまえ、修正しました。
8	3家庭・地域・学 校における推進 方策 (2)地域 (ウ)地域における 今後の取組 《市町立図書館》 多気町立勢和図 書館の取組	19 (20) ・ページ数の部分が隠れています。	ご意見をふまえ、修正しました。

9	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等の役割	23 (24)	・「県及び市町は、学校図書館法の関係法令等の趣旨をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。」とあるが、私立学校の位置づけも、記載されておりますとおり「県が所管する学校」に含まれると認識してよろしいか。	理念的な部分には私立学校も含まれますが、具体の学校等の取組については、公立学校の取組を記載しています。 一方、家庭での取組や地域での取組は、全ての子どもを対象としています。 なお、本計画が完成した際には、私立学校にも周知をさせていただきます。
10	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (成果指標と数値目標)	34 (36)	・第三次計画の目指す成果にあったように、地域においては「多様な主体の連携」の視点の文言が必要なのではないか。	ご意見のとおり修正しました。
11	4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策) (成果指標と数値目標)	34 (36)	・指標④「学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合」について、これまでの指標では、学校司書として、設定していただいていたかと思うが、今後も学校司書を指した指標と捉えてよいのか。(市町によって様々な勤務形態、雇用形態があると考えられるため)	ご意見をふまえ、第三次計画の表記に修正しました。
12	全体		・(小・中・高生の読書時間の増加に向けて) 学校司書が配置されている学校の図書広報はなされていると思うが、家庭においても保護者の読書時間は子に影響を与えようとする。 また学校では、教師が読んで面白かった、感動したなどの本を忙しい中ではあるが、授業時間中に紹介すると、興味を持つ児童や生徒は必ず現れると思う。	ご意見のとおり、家庭での取組は重要と考えています。そのため、第四次計画では、読書と出会うきっかけづくり、読書習慣づくり、読書活動の啓発・奨励、県立・市町立図書館、学校における支援に取り組んでいきます。また、学校における取組では、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

パブリックコメントにおける「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」中間案に対するご意見と県の対応、考え方(案)

対応区分	① 反映する ② 反映済 ③ 参考にする ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい ⑤ その他(①～④に該当しないもの)
	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 意見や提案内容が既に反映されているもの。 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの

いただいたご意見等の取扱い

- ・ 本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ 類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換えや削除を行っています。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化	1 (1) 「平成30年度には約169分になるとともに、その内6割を超える約106分が趣味・娯楽を目的に利用されています。」とありますが、大もとの内閣府「青少年のインターネット利用時間調査」を見ますと、「169分」という数字の根拠となる「青少年のインターネット利用時間」(総数 n=2870)の表と、「約106分」の根拠となる「目的ごとの青少年のインターネットの利用時間」(総数 n=6789)は別の表であり、後者は複数回答であるため、母数にも相当な違いがあります。異なる表の平均値を単純に比較して「その内6割」としていますが、これらを単純に一文のなかで記述してしまうのは不適切だと思います。目的別の平均利用時間のみで比べると、平均値の合計が 216.1 (=35.7+105.6+52.4+22.4) となりますので、目的別のみでみると、約5割に満たない数字(105.6/216.1)になると思います。	①	当該記述は、削除させていただきました。
2	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化	1~2 (1)~ (2) 中学生・高校生の世代の読書離れが進むのは、同調圧力によるものだ。読書よりもスマートフォンでSNSに返信することを求められる中高生は、SNS疲れで読書もできない。「何分間も放置するとか何を考えとるの」といった、断罪や糾弾をされるリスクを避けるため、即ち、SNS放置によるいじめ自殺の死にリスクを避けるための行動だから、現在の中高生が置かれた極めて悲惨な状況を承知している。このデータを、氷山の一角として捉え、何としても社会総がかりで改善が必要がある。	③	いただいたご意見は、一つの考えとして受け止めて、今後の事業実施の参考にさせていただきます。
3	1 基本的な考え方 (2) 子どもを取り巻く環境の変化	2 (2) 共働き家庭やひとり親家庭の増加による価値観の変化は、親子読書の時間減少には直結しない。共働き家庭やひとり親家庭への差別を生む表現は慎んでもらう。	①	ご意見をふまえ、修正しました。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
4	1基本的な考え方 (2)子どもを取り巻く環境の変化 2 (2)	共働き家庭やひとり親家庭の増加など、ライフスタイルの多様化等によってもたらされた保護者の価値観の変化とはどのようなものですか？ ライフスタイルの多様化→保護者の価値観の変化→子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が減少→読書習慣の形成が難しいと読み取れますが、そういった調査結果や資料がありましたら教えてください。	①	文部科学省は、「社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等」として、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を挙げています。 国立環境研究所は、今後さらに生活者の価値観、ライフスタイルの多様化が進み、標準世帯モデルからの脱却、優先順位の変更が生じるとしています。 野村総合研究所の調査によると、家族が時間・空間を共有する「お茶の間」が消失し、夫婦や家族の間でも干渉しない「世帯内個人志向」が強まっている結果が報告されています。 文部科学省の家庭教育の調査では、子どもとのふれ合い時間はH20に比べH28は少なくなっており、本の読み聞かせもH20よりH28は減少しているとなっています。また、文化庁の国語に関する世論調査では、16歳以上の男女の読書量について「以前に比べ減っていると感じている」と回答した人が増えている結果が報告されています。 東京大学の秋田喜美代教授の研究などから、親が子どもと一緒に本に親しむことは子どもの読書量や読書好きに大きく影響するという報告がなされています。 以上のことを勘案して、表記を一部修正しました。
5	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 (3)第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況	平成26年6月の学校図書館法の改正により「学校司書」の配置が努力義務とされたが、全国的に配置と配置内容で地域格差が広がっている。 学校司書が配置されなければ子ども読書活動への推進につながらない。 1校に1名、専門的な知識技能を持った学校司書を、適切な待遇で配置すること。 そしてこの⑤学校司書配置の数値を上げていくことが本計画の中心になるのではないかと考える。	③	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされております。 いただいたご意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、各市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
6	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 (3)第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況	学校司書が増加傾向にあるのは好ましいが、小学校に比べて中学校は増加が少ない。 その下の授業との連携は両方かなり増えているが、学校司書がもっと増えたり何校か兼任ではなくその学校専任になることが出来たりすれば、学校と司書との連携が取れ、図書館と授業を結び付けられるのではないだろうか。	③	ご指摘の通り、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、周知を徹底する必要があります。 いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために引き続き周知を図るとともに、各市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
7	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 (3)第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況	学校司書配置の実績の数値は、上記の「学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学校司書」がどれだけののかをきちんと吟味し、数値化してください。 小学校69.3%の実績で目標値を上回っているなど、国の目指す実態とかけ離れた、とても甘い評価と考えます。	③	ご意見のとおり、配置頻度も大切な視点です。 ご意見のとおり、配置頻度の把握も大切な視点です。今後の調査におきましては、ご意見の内容も含め検討していきます。 ご意見の配置につきましても、依然として課題と考えていますので、ご意見をふまえ、(学校の課題)の項目に、学校司書配置について、独立して記載しました。

意見番号	項目・中間家ページ (最終家ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
8	1基本的な考え方 (4)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題 (5)「第三次子ども読書活動推進計画」における成果指標と目標数値の達成状況	4 (4)	第三次は目標数値が低過ぎた。猛省せよ。その上で第四次では、全国一位の都道府県の数値を目標とせよ。	②	目標値については、過去の推移や全国状況等から適切に算定し、決定しています。
9	1基本的な考え方 (5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」の基本的な方針	5 (5)	④に「障がいの有無にかかわらず」を入れると良い。「五感を使いながら」という部分の唐突さを緩和できるだけでなく、録音図書や点字図書の読書もあることを留意できるようになる。	③	「五感を使いながら」につきましては、全ての子ども達を対象に、一般的な表現で記述しています。 しかしながら、子どもの個性に留意した取組は大変重要であると考えていますので、「3 家庭・地域・学校における推進方策」にその考え方を網羅しています。 さらに、今後の事業実施のなかで、子どもたち1人ひとりに応じた取組を念頭に進めていきます。
10	1基本的な考え方 (6)「みえの学力向上県民運動」における「読書とおぼした学び」の推進	5 (5)	学力向上と読書活動には、極めて強い正の相関があるのだから、事業に「学力向上のための」をつける必要を感じない。「学力向上のための」が無いと予算がつかないというならば、三重県総務部財政課を許しておかない。	①	ご意見をふまえ、表現を修正しました。
11	1基本的な考え方 (6)「みえの学力向上県民運動」における「読書とおぼした学び」の推進	5 (5)	「中学生ビブリオバトル推進事業」を開始すると良い。中学生は市町であると言わず、県大会を開き、市立も町立も私立も読書の楽しさを味わう機会を提供できると良いだろう。	③	中学生に対してのビブリオバトルの必要性は認識していますので、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
12	2発達段階に応じた取組の推進 小学校の時期 【高学年】	6 (-)	「味あう」→「味わう」誤字	⑤	「2発達段階に応じた取組の推進」は、削除しました。
13	3家庭・地域・学校における推進方策 (1)家庭 (2)これまでに取組の成果と課題 (3)家庭における今後の取組	7 9 (7) (9)	誰がこれらの取組をしたのか(するの)を具体的に追加してほしいです。	③	本計画の取組の実施主体は、県及び県教育委員会であることから、原則として実施主体は明記しておりません。 今後の事業実施においては、関係機関、関係者と連携を図りつつ、それぞれの役割分担を明確にしながら、進めていきます。
14	3家庭・地域・学校における推進方策 (1)家庭 (2)家庭における今後の取組 ○読書習慣づくり	9 (9)	昨今の家庭状況は、様々で複雑化しているが、子どもが成長し自分の意思で図書館などへ行き、好みの本を読むようになると思う。	①	家庭における読書推進には、図書館の役割も重要であることから、図書館における支援の記述を追加しました。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
15	3家庭・地域・学校における 推進方策 (1)家庭 (2)地域 (3)これら3つにおける今後の取組 ○読書習慣づくり	9 (9)	読書習慣づくりに関して、ノーテレビノーゲームと言われても親ができていないことの方が多く、は。まず親が読書をしたり図書館に行ったりと行動した方が子どもと一緒に読書する習慣がついていくと思う。率先して読書ができない場合でも公共図書館に行っても本に触れさせるだけでも変わると思うので後半部分は良いと思う。	③	家庭における読書習慣づくりの取組は、それぞれの家庭の実情に応じて進めることが大切だと考えています。これからの事業実施にあたり、効果的なものになるよう家庭の実情に応じたきめ細かな取組に努めていきます。
16	3家庭・地域・学校における 推進方策 (1)家庭 (2)地域 (3)これら3つにおける今後の取組 ○読書活動の啓発・奨励	9 (9)	読書活動の啓発・奨励は、何が何でも社会総がかりで行わなければならない。県立図書館や戦略企画部広報課との連携を密にし、絶対に機会を逃すことのないよう努めよ。	③	読書活動の啓発・奨励にあたっての関係機関等の連携・協力は大変重要と考えていますので、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。
17	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (3)これら3つまでの取組の成果 と課題 注11 ビブリオバトル	10 (10)	ビブリオバトルのルールが①②③の3項目で記述されていますが、公式ルールは4項目で記述されていますので、原文のままの記述をお願いします。	①	ご意見のとおり、修正しました。
18	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (3)これら3つまでの取組の成果 と課題 注11 ビブリオバトル	10 (10)	ビブリオバトルの注釈は、高校生ビブリオバトルが記載されている5頁に移行せよ。	④	5ページの「高校生ビブリオバトル」は、文案検討の中で表記しないことになりましたので、注釈の位置はそのままさせていただきます。
19	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (3)これら3つまでの取組の成果 と課題 《県教育委員会》 県教育委員会の取組	11 (11)	この写真は県大会のものではない。県大会の決勝のものを用いた方がよい。	①	ご意見のとおり、修正しました。
20	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (3)これら3つまでの取組の成果 と課題 《県立図書館》 ○研修の充実による人材育成	13 (13)	ヤングアダルトという語彙は、図書館情報学においてはかつてのジュヴナイルとほぼ同義で扱われるが、医学のAYA世代のように、学術分野ごとに定義が異なる。ティーンズコーナーがあるのだから、「ティーン世代」ではないのか。	④	取組の報告であることから、実際に研修会のテーマとして使われた「ヤングアダルト」という用語をそのまま使用します。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
21	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《県教育委員会》 〇多様な主体との連携	14 (14) 地域の多様な主体……と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。 →地域の多様な主体……と連携し、地域の読書イベントの 予算を確保し、開催を促進します。 ※「予算を確保し」を追加 【理由】 毎年継続して行うイベントに対して、県の予算は毎年減らされていきます。長期的な視野で、継続 していくべきイベントであっても、年々予算面で地域や現場の負担が増える一方です。税金でなく とも企業や財団に助成を求めるなど、イベント開催のための予算確保に努めていただきたい です。	③	予算につきましては、毎年度の予算議論の中で決定されていくものであるため、計 画に記載することはなじまないと考えています。 しかしながら、予算の確保は大切なことと考えておりますので、ご意見をいただきま した多様な財源の確保も含め検討していきます。
22	3家庭・地域・学校における 推進 方策 (ウ)地域 (ウ)地域における今後の取 組	14～22 (14)～ (23) 県内では、地域に書店が1店舗もない自治体があり市町(2017年トーマン調査)あります。 そのような地域でも、児童・生徒が日常的に本に触れる機会を持てるような取り組みが必要で す。 特に幼児・児童では気に入った本を手元に置き、同じ本を繰り返し読み、読むことが重要です。各市町 でブックスタートなど取り組んでみえますが、成長したのちも、児童・生徒が「自分の本が持てる」 環境づくりをお願いします。	②	地域における子どもの読書活動推進には、市町立図書館の役割が重要です。 市町立図書館において、子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大 人が一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすり本コーナーの設置等、 子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促していきます。
23	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《県立図書館》 〇情報ネットワークの利用 促進 〇市町立図書館との連携	15 (16) 図書館未設置自治体についての注釈を入れよ。「図書館法上の図書館とは定義されない図書 館」についての、何らかの説明を加えておくことより良い。	①	ご意見をふまえ、注釈を入れます。
24	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《県立図書館》 〇情報ネットワークの利用 促進	15 (16) 県内の……「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに…… →県内の……「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を充実し、促進するとともに…… ※「充実し、」を追加 【理由】 「三重県図書館情報ネットワーク」は情報の検索だけでなく、その後、利用者に図書館資料が 届くことが大切です。2018年度まで市町立図書館に週2便あった県立図書館からの物流が2019年度 には週1回になりました。市町立図書館の資料も含め、知的財産である図書館資料を県内全域で有 効活用する視点においても、物流の確保は重要です。促進には、整備の充実が欠かせないた め、「充実」を追加しました。	①	ご意見のとおり、図書館資料を利用者に届けるための物流手段を確保することは 重要なことです。県立図書館は市町立図書館等との定期便を設けており、今後も継続 して運用します。ご意見をふまえ、物流についての一文を追加します。
25	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 〇専門職員の配置と資質 向上	16 (16) 市町の実情に応じて、司書(専門的職員)の配置を…… →専任・専門・正規の司書の配置を…… ※「市町の実情に応じて」、「(専門的職員)」を削除 「専任・専門・正規」を追加 【理由】 長期的視野に立って蔵書構築や利用者サービスを実施し、行政や企業、団体と連携した運営 をするためには、不安定な立場の非常勤職員ではなく、正社員職員の配置が必要で、市町の実 情は厳しいとは思いますが、本来は正規であるべきという姿勢を県は貫いてほしいです。	③	市町立図書館の司書の配置につきましても、県教育委員会の権限はなく、各市町 教育委員会の裁量となっています。 しかしながら、長期的な雇用についての課題は認識しており、そういった 課題を市町と意見交換をしていく記載を追加しました。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
26	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 〇外国語を母語とする子ど もへの対応	16 (17)	外国語を母語とする……作成を促します。 →外国語を母語とする……作成を促します。またNPOなど支援団体との連携促進をはかりま す。 ※「またNPOなど支援団体との連携促進をはかります。」を追加 【理由】 外国をツールに持つ子どもを支援する団体とのつながりを強化することで、図書館での支援に つなげられると考えます。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
27	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 〇読書ボランティア、地域 ボランティア等の育成と支 援	17 (17)	お金の次に必要なのは、面白い本を選ぶ目を持ち、読書環境を整え、子供たちと本をつなぐこと ができる人です。県立図書館等で様々な研修をいただいています。公共図書館で、さらなる 研修の充実をお願いします。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
28	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 四日市市立図書館の取組	18 (19)	枠によって字が潰れている部分があるので、広げよ。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
29	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 四日市市立図書館の取組	18 (19)	「ザ・男の読みきかせ」については、子ども・福祉部との連携を強化し、「みえの育児男子」の中 核の1つとせよ。 県知事は、環境大臣の育児休暇の話ばかりを取り上げるが、そんな暇があったら「ザ・男の読み きかせ」を頻繁に紹介しろ。	③	「ザ・男の読みきかせ」などの優良事例については、子ども・福祉部も入っている 読書活動庁内推進会議などで、共有します。
30	3家庭・地域・学校における 推進方策 (2)地域 (ウ)地域における今後の取 組 《市町立図書館》 多気町立勢和図書館の取 組	19 (20)	アニメーションは、一般への知名度が低いため、どこかに注釈を入れておくと良い。	①	ご意見のとおり、修正しました。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
31	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○推進体制の構築	23 (24)	「県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、」とありますが、司書教諭の時間の確保がされている学校はほとんどなく、さらに図書館担当の教員が図書館から抜かれてしまい、司書一人に図書館運営を負わせている学校が増えつつあります。特に若い司書の負担は大きく、各学校へ改善を促していただきたいです。	③	引き続き、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めるとともに、各校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。
32	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○推進体制の構築	23 (24)	高等学校の司書教諭について、必要な時間の確保に努めるなど校内体制を整備、とあるが、実際にされているのか。司書教諭が発令されても図書館活動に関わっていない学校は多くあると恐ろうが、調査はされているのか。	③	司書教諭について、必要な時間の確保に係る校内体制を整備していく必要があります。また、役割に特化した勤務状況の調査は行っていませんが、司書教諭は学校図書館の運営・活動について中心的な役割を担っています。
33	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○推進体制の構築	23 (24)	授業において図書室の活用を・・・ →「学校図書館」に訂正してください(その他箇所もあれば「学校図書館」に統一)	①	ご意見のとおり、修正しました。
34	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○学校図書館の読書環境 の充実	24 (25)	「学校図書館図書整備等5か年計画」についての周知を図ること、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました」とありますが、市町で図書費が他のものに流用されるケースが多く、図書費として学校現場まで下りてこないことが多いようです。読解力の低下が指摘されている子どもたちの学力向上のためにも、さらなる働きかけをお願いします。	③	ご指摘の通り、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、周知を徹底する必要があります。いただいた御意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために引き続き周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
35	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○学校図書館の読書環境 の充実	24 (25)	「県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書資料の一層の充実を図るとともに、」とありますが、国から新聞の予算が下りてきているにも関わらず、図書館に設置してあった新聞を他の場所に移されて、図書館に新聞が置かれなくなつた学校も複数あるそうです。図書館への新聞の設置についても必要性を周知していただきますようお願いいたします。	③	学校図書館の利活用を進めるにあたっては、新聞を含む資料について、生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めます。 なお、新聞の設置場所については、生徒の利活用を促すために、生徒が日常的に生活する場所に設置する事例もあります。
36	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ○学校図書館の読書環境 の充実 ＜学校の課題＞	24 26 (25) (27)	【p24】「小・中学校においては(中略)学校司書の配置に向けての情報の提供を行いました」【p26】「小・中学校においては、学校司書を配置する小・中学校の割合や(中略)増加している」とありますが、伊賀市の小・中学校には司書のいる学校はほとんどないそうです。多様な教員が兼務で図書館運営を行うことは難しく、子どもたちの読書環境の整備のために、学校司書の配置に向けてご尽力をお願いいたしますとともに、もう少し踏み込んだ文言を入れていただきたいです。	①	いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を記載しました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
37	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果と課題 ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応 ○障がいのある子どもへの対応 (5)学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応 ○障がいのある子どもへの対応	24 28 (25) (29) 具体的に取組んでいる事例があるなら、各校に取組を促すだけでなく参考にして欲し、共有するなど、取組のサポートを行って欲しい。	③	いただいたご意見をふまえ、国の動向や各市町等の活動等を収集・共有し、各市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
38	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果と課題 ○学力向上に向けた取組の推進	25 (26) 高等学校での授業時間内での図書館利用の増加について触れていない。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
39	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果と課題 ○読書に対する興味や関心の涵養 ○学力向上に向けた取組の推進 (5)学校等における今後の取組 《県立高等学校》 ○読書に対する興味や関心の涵養 ○学力向上に向けた取組の推進	25 29 (26) (30) (31) 高校生ビブリオバトルの参加者が少ない。中高年の観戦者のほうが多い惨状は、猛省せよ。	③	いただいたご意見は、一つの考えとして受け止めて、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
40	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果と課題 ＜学校の課題＞	26 (27) 学校図書館図書標準の達成率については、現場における不十分な理解から、数値達成のため蔵書廃棄を止められなどの現状があると聞く。文部科学省の通知等でも資料の更新が重要であることは繰り返し述べられている。ここで達成率を出すのなら、資料更新の必要性と、その上で新しく魅力的な図書を揃えることが重要であることを述べてほしい。 また、学校司書の配置に関する課題は別項目を上げて述べてほしい。 特に次の○において、小中学校の学校司書配置や学校図書館を活用した授業を計画的に行っていることの意義や必要性を明確に書いて、その何の何が課題なのかを書いてほしい。	①	いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載するとともに、課題に「また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。」の一文を追加しました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

意見 番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区 分	ご意見に対する考え方
41	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞	26 (27) 「学校は、図書館資料の充実・整備に努めてきた結果、学校図書館図書標準の達成率は徐々に向上 しています」とありますが、達成からはほど遠く、それにも関わらず、図書費を大幅に削減されてい る学校が増えています。全体の予算が減ると、真先に図書費が削られます。生徒の読書環境、 進路等を考えるための環境の整備、授業への援助等、学校教育を支える図書館運営のために は、図書費と司書の配置は不可欠です。三重県全体の小・中学校への司書配置の増加や図書費 の保障、資料の充実と整備が行われるよう、ご尽力をお願いいたします。	③	ご指摘の通り、学校図書館が機能を十分に發揮するためには、図書館資料の充実 と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要です。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書 を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学 校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書・設備及び学校司書の配 置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされて おります。 いただいたご意見をふまえ、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財 政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町 等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
42	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞	26 (27) 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」には、「【学校司書の配置】学校図書館の日常の 運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学 校司書のさらなる配置拡充を図ります。」として財政措置されています。(p27脚注) グラフ「学校司書などが置かれていたか」では、常勤の職員のみが置かれているのは ごくわずかで、置かれていても非常勤の職員がほとんどです。この中には、19校を2人で回ると いった、月1回や2回の頻度でしかその学校での活動できていない職員も含まれているのではない かと想像します。	③	ご意見のとおり、配置頻度の把握も大切な視点です。今後の調査におきましては、 ご意見の内容も含め検討していきます。
43	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞	26 (27) 学校は、図書館資料の……引き続き学校司書等の配置が求められます。 →学校は、図書館資料の……引き続き学校司書の配置が求められます。また、学校司書が長 期的視野に立つて、図書館活動に取り組みめるよう、専任・専門・正規での配置を促します。 ※「また、学校司書が長期的視野に立つて、図書館活動に取り組みめるよう、専任・専門・正規で の配置を促します。」を追加 【理由】 長期的視野に立つて蔵書構築や利用者サービスを実施し、他機関と連携した運営をするため には、不安定な立場の非常勤職員ではなく、正規職員の司書が必要です。実情は厳しいと思ひ ますが、本来は正規であるべきという姿勢を県は貫いてほしいです。	①	いただいた御意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載しました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等 において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連 携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
44	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞	26 (27) 学校司書が配置されていても、非正規・非常勤・複数校兼務が多く、学校図書館や学校司書を 充分に活用できない問題点にも触れて欲しい。	①	いただいた御意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載し、「非常勤職員 の配置率が高いこと」としました。 今後も、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等 において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連 携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
45	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)これまでの取組の成果 と課題 ＜学校の課題＞	27 (28) …教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、学校司書を配置し、各学校の実情に応じ た…… →挿入してほしい 全体に、ボランティアに頼りすぎに思えます。学校図書館法も改正されたのですから、司書教諭 の活用と学校司書の配置を進めることを明記してほしいと思います。	②	学校司書の配置につきましては、別項「学校図書館の読書環境の充実」に記載を 行っております。

意見 番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区 分	ご意見に対する考え方
46	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○推進体制の構築 《県立高等学校》 ○推進体制の構築	司書教諭は、制度上の欠陥により、各学校の実情に応じているようでは、読書活動が計画的に実施されることなどない。 従って、推進体制の構築に当たっては、「司書教諭が学校の中心となって、校長・教頭・教務主任などのフォロワーシップのもと読書活動を積極的に推進できるよう取り組みます」とするほうが良い。 校長に全く足りないのはリーダーシップでは無い。司書教諭に限らず、実務者に対するフォロワーシップが圧倒的に足りていない。 そんな現状の中で、せめて読書だけでも実務者を中心とした推進体制を構築せよ。	③	ご意見のように、実務者に対するフォロワーシップも大切ですが、「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っている」ことを踏まえ、引き継ぎ、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する組織的な体制づくりに努めます。
47	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	これまでも様々な取り組みを実施していただいておりますが、子供たちの読書環境を整備するの に一番必要なのは、面白い本を買い揃えることです。 これについても、具体的に金額や新規購入冊数など、目標値を明記していただけることを希望しま す。	③	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実 と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の両方が重要となり ます。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書 を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学 校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配 置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされて おります。 各学校等の規模の違いもあるため、一律の指標とすることは困難ですが、いただい た御意見をふまえ、課題に「また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要で す。」の一文を追加しました。 今後、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等に おいて積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し 学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
48	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	勢和のように常勤できちんと置かれていく体制を目指す後押しが出来るような、文言の記載を希 望します。	③	いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を記載し、「非常勤職員の配置 率が高いなど」としてしました。 今後、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等 において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連 携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
49	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	中学校においては、多感な時期であり、教室以外の居場所としての学校図書館を使いやすい空 間にして下さい。 休み時間にも立ち寄れるために職員が常駐していること、十分な予算があること、への支援をお 願います。	③	学校図書館をもっと身近で使いやすい場所にするために、学校司書の配置や図書 整備を進める学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置が講じ られていきます。 各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委 員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

意見 番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区 分	ご意見に対する考え方
50	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	ここに書かれているような、読書環境を整備し、家庭や地域と連携し、日本語指導が必要な子どもたちや障害のある子どもたちに対応し、授業でも学校図書館の活用を推進するためには、現状の教職員だけでは実際困難だと思う。学校での取り組みの達成のためには、学校司書を1校に1名、専門的な知識のある人を配置していくことが必須である。そのためには予算措置など学校だけでは対応できない。本計画に配置推進を明記して数値目標をたてて、三重県全体で推進を図る必要がある。	③	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
51	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	読書習慣の確立には幼少期の教育が大切です。 子どもたちにとって身近な学校図書館は重要な役割をはたします。 しかし、特に小・中学校の図書館は充実しているとは言えません。 環境整備、資料(本・新聞など)の充実、学校司書の配置が必要です。 学校司書がいることで図書館が機能し、子どもと本をつなぐことができます。 p28のグラフにもありますが、小中学校は司書が不在、または配置されていても非常勤・非正規が多いです。 子どもたちの支援、読書環境の充実、学校図書館を活用した授業のためにも、専任・専門・正規の司書の配置が望まれます。 専任・専門・正規であることで、教職員と連携し、長期的視野を持って取り組むことができるからです。	③	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。 また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
52	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	行動範囲の狭い小・中学生にとっての読書環境としては、都市部以外の地域に住む場合、自力で「面白い本」を手に入れる手段は、通常学校図書館以外にはありません。 学校図書館の充実、また、学校図書館を確実に運営する学校司書を、全小中学校へ配置していただくことを希望します。 現在、各市町の努力で、学校司書(または委託職員や有償ボランティア等の補助員)を配置しているところが多いようですが、自治体の考えや財政状況で、子供たちの読書環境や学びに格差が生まれることは、望ましい形とは思えません。 ぜひ、県立学校のように、各校へ県が責任をもって正規職員の配置をしていただけることを希望します。	③	ご意見の通り、学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。 このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省では、平成29年度から令和3年度までの5年間で期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。 この計画の策定に伴い、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための費用に各1,100億円、総額約2,200億円の地方財政措置がなされており、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
53	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	27 (28)	③	引き継ぎ、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めるとともに、各校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。
54	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○学校図書館の読書環境の充実 《県立高等学校》 ○学校図書館の読書環境の充実 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	27 28 30 (28) (30) (31)	③	いただいたご意見をふまえ、学校司書配置の課題を独立して記載し、「非常勤職員の配置率が高いこと」の課題が与えられました。 今後、学校図書館整備図書整備等5か年計画に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
55	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の取組 《小・中学校》 ○研修会の実施	27 (28)	③	学校図書館の充実は重要であり、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校図書館利用に関する記載がなされており、 今後、市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。
56	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の取組 《県立高等学校》 ○学校図書館の読書環境の充実	28 (30)	④	地方交付税措置においては、新聞配備という特定の使用目的を付して交付されているわけでありません。また、新聞配備に係る予算措置は学校運営費の中に含まれており、各学校の裁量に任されているものと認識しています。
57	3家庭・地域・学校における推進方策 (3)学校等 (7)学校等における今後の取組 《県立高等学校》 ○学校図書館の地域開放	29 (30)	③	生徒の安全確保に十分配慮しながら、教育活動に支障をきたさない範囲で、学校と地域の実情に応じて、引き続き、地域開放を推進します。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
58	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	30 (31) 司書教諭だけでなく学校司書の配置も必要。	③	司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしていきます。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。
59	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》 ○学校図書館の読書環境 の充実	30 (31) 学校司書が未配置な県立学校については、何らかの記述を加えよ。	③	司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしていきます。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。
60	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組 《県立特別支援学校》	30 (31) 学校司書がいらない学校もあると聞きます。いる学校では様々な取り組みが可能だと思いますが、多忙な教員だけでは中々難しいのではないのでしょうか。 また、読書に何らかの障がいがある子どもたちのための本を充実させるために十分な予算をつけてください。 特支の子どもたちの学校生活はもっと内外に発信してもらいたいので、読書活動も機会を捉えて紹介してください。	③	司書教諭は、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等の協力、支援等に加え、学校図書館の運営、整備等、種々の業務を行うこととしていきます。すべての学校に学校司書を配置することは難しいですが、司書教諭を中心に学校図書館の読書環境の充実を図ります。 特別支援学校の本の充実につきまして、毎年図書を購入をしています。引き続き、配備する図書の充実を図っていくよう、各校に働きかけを行います。 特別支援学校の子どもたちの学校生活については、各特別支援学校のホームページで確認いただけます。読書活動の啓蒙について、各校のホームページでの配信や校内での掲示等、積極的に行うよう各校へ働きかけます。
61	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組	27～31 (28)～ (32) 読書については、各教科がそれぞれ独自に取り組むのではなく、学校をあげて取り組むことが重要です。 児童、生徒の発達にあわせて、あらゆる教科の学習過程で系統的に読書指導や図書館利用教育が行われるよう、三重県独自のカリキュラムの開発に取り組んでいただきたい。 また、「読書科」のような県独自の教科があっても良いのではないのでしょうか。そのためには、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的計画(平成30年4月)」にあるように、学校長を図書館長と位置づけ、学校全体で計画的、組織的に図書館を活用する体制が必要です。 また、県内全校への学校司書、司書教諭の配置はもろろん、司書教諭には、読書指導、図書館利用教育に注力できるよう、授業時数の軽減措置など必要ではないでしょうか。 「学校図書館図書整備5か年計画」について、活用のためには予算化が必要ではないでしょうか。学校図書館図書標準の達成率を上げるためにも必ずこの予算が図書館へ届くようにしてください。	③	学校図書館の充実には重要であり、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校図書館利用に関する記載がなされています。今後、各市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実に努めてまいります。 また、司書教諭の負担軽減等については、「推進体制の構築」に記載しております。引き続き、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう努めます。なお、各校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。 なお、地方交付税措置においては、特定の使用目的を付して交付されているわけではなく、学校運営費の中に含まれており、各学校の裁量に任されているものと認識しています。
62	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (ウ)学校等における今後の 取組	27～31 (28)～ (32) 読書通帳など、子供たちの読書記録が読書の喜びにつながるような取り組みもぜひお願いします。	③	「読書通帳」などの取組を含めて、各学校の実情に応じた読書活動を、引き続き推進します。

意見 番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区 分	ご意見に対する考え方
63	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等 (4)学校等における今後の 取組	P1の読書が「知的活動の基礎」であるという理念にそって、子供たちの学びのための計画をた て、実施をしてください。 アクティブラーニングが推進される現在、自分で学ぶ手段や技術を身につけた子供を育てなけ れば、教育格差は開くばかりです。	③	「学力の向上に向けた取組の推進」の中で、言語活動の充実や学校図書館の授業 活用として記述しています。 また、令和2年度から順次施行される新学習指導要領でも、各教科における学校 図書館利用に関する記載がなされております。 今後、学校図書館を活用した教育の充実の取組に努めてまいります。
64	3家庭・地域・学校における 推進方策 (3)学校等	確認のためお聞かせします。 ここでの主語は県教育委員会ですか？ また、県立高等学校について述べているときの主語は 各県立高等学校でしょうか？ 例えば、小・中学校の取組のうち、「行いました」となっているも のは県教育委員会が各校で実施したり、開催に関わったりしたのでしょうか？	②	いずれの取組も各校の実態に応じて各校が行うことを前提として記述していま すが、県教育委員会が主体となると考えます。
65	4計画の総合的な推進に必 要な方策(県の方策) (1)推進体制の充実 (4)市町教育委員会との連 携・協力	県内全市町での推進計画の策定支援をお願いします。お隣の伊賀市では第2次計画終了以 降、新しい計画が策定されていません。県からの積極的な働きかけをお願いします。	①	本計画の推進には、市町の協力が欠かせません。 そのためには、すべての市町においてその実情に応じた子ども読書活動推進計画 が策定され、適切に改定されることが必要です。 県教育委員会としても、本計画策定後は、市町に対して説明会を開催するなど、本 計画の周知徹底し、各市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」 の策定や改定を円滑に行うことができるよう支援していくことから、改定の記述を追 加しました。
66	5成果指標と数値目標	読書時間は、土日も含めてはどうでしょうか。今の中学生の現状を考えると、部活動を終えて帰 宅し宿題など済ませたら、平日だけでは時間が取れない子どもも多いと思われます。	③	平日、小中学生が、学校の授業以外で読書をする機会の多くは家庭での読書であ り、この指標が家庭での読書習慣を示す最も近いデータと考えています。また、全国 比較ができるという利点もあるため、学校の授業時間以外の読書率を指標に採用さ せていただきました。 しかしながら、土日も含めた読書活動の推進は大変重要なことと考えており、家 庭、地域、学校それぞれ役割に応じて全体で、子どもの読書活動の推進に取り組 んでいきます。
67	5成果指標と数値目標	学校図書という職目が法律に明記されているのに、なぜ「学校に教員以外の職員で学校図書館 に関する業務を担当する職員がいる割合」とするのかが不明である。	①	ご意見をふまえ、学校図書が明記されている第三次計画の表記に修正させていた だきました。
68	5成果指標と数値目標	④学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合、とありま すが、計画のなかで下線部分を専門職である学校図書と明記していただくことが、子供たちへの より良い読書環境の整備にもつながると思いますので、ぜひ学校図書と明記をお願いします。	①	ご意見をふまえ、学校図書が明記されている第三次計画の表記に修正させていた だきました。
69	5成果指標と数値目標	小中学校では全国学力・学習状況調査で読む能力の測定ができますが、高等学校ではそのよ うな指標がありません。 読む能力に關して、取り組みの効果の確認はもとより、どこができるかわからないのかを知るために も、リーディングスキルテストなどを計画の前で実施してはどうでしょうか。 新テストがどうなるかは現時点では不透明ですが、それがなくても、進学希望の生徒には、読解 力をつけることは急務です。 また、就職希望の生徒にとっても、生涯学習や就労支援の観点から高等学校卒業までに、社会 で通用する読解力をつけさせることが必要です。 現状の把握と対処法の研究のためにも、データの収集と分析をお願いします。	③	読解力については、国語科等を中心にしながら、学校全体の教育活動を通じて思 考力・判断力・表現力等とともに育成する必要があり、その際に、学校図書館が果た す役割も重要である。 また、読解力を含む基礎学力の定着については、国の研究指定校や県の研究指 定協力校を中心に取り組み、成果の普及を進めています。

意見 番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区 分	ご意見に対する考え方
70	5成果指標と数値目標 34 (36)	本計画の高等学校の成果指標として「高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数」が設定されていますが、その理田と「学校等における今後の取組」との繋がりを教えてください。	②	学校図書館の授業活用が、子どもたちの読書活動を促す大きな契機となると考え、成果指標としました。 また、「学校図書館の授業活動」は、「学力の向上に向けた取組に推進」の中に記述しており、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が期待されています。
71	5成果指標と数値目標 34 (36)	第三次のような低い目標を掲げず、日本一の都道府県から参考値を出し、高い目標を達成するようにせよ。	④	目標値については、過去の推移や全国の状況等がら適切に算定していきます。
72	全般	全国学力・学習状況調査を見ると、中学生では「読む能力」について、平成31年度も全国平均を下回っています。読む能力はすべての学力の基本です。 また、情報機器の普及により、あふれる情報に溺れる子どもたちには、一定時間情報を選別し、静かに内容を消化する時間が必要で、自分で考える力と豊かな心の涵養のためにも読書の必要性はますます高まっています。 学校だけでなく、あらゆる場面で県をあげて、読書への取り組みを強化していただきたいです。特に、随所にボランティアについての記述が多くあるのが気になるようになりました。 確かに多くの方に児童・生徒の読書の状況について関心を持ってもらうことは重要ですが、予算を組んで、人を育成し、しっかりと読書の実施することが、原則ではないでしょうか。今こそ、子供たちに寄り添う読書のプロが必要で、	③	ご意見のとおり、子どもの読書活動の推進は大変重要であると認識しています。第四次計画では、三重県子ども読書活動推進会議、読書活動推進庁内会議、市町教育委員会等との意見交換などをこれまで以上に開催し、組織を超えた連携・協力を深めるとともに、毎年の検証をしっかりと行い、PDCAサイクルを回す中で、取組の改善につなげていきます。
73	全般	三重県の子供読書を考える場合、子供たちが本と出会う場についても考える必要があると思いますが、子供たちに本を手渡す人についても考えてください。 本計画では、全体を通して、読書ボランティアについて多く検討されていますが、ぜひ、親、学校教職員、図書館職員のように子供たちの学びに責任をもって取り組む人への支援や育成に時間やお金をかけていただきたい。 そつななるような計画を望みます。	①	人材育成は非常に大切なことだと考えており、「4計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策)」「(1)推進体制の充実」に、「研修会等の開催によるスキルアップ」を追記しました。
74	全般	読書習慣の有無と成人してから意識・非認知能力の高低には正の連関があるようです(国立青少年教育振興機構調査など)。 三重の子どもたちに、限られた時間の中、自発的に本を読む力をつけてもらいたいと思います。引き継ぎ、読書推進の読書事業をお願いします。	③	ご意見のとおり、子どもの読書活動の推進は大変重要であると認識しています。第四次計画では、三重県子ども読書活動推進会議、読書活動推進庁内会議、市町教育委員会等との意見交換などをこれまで以上に開催し、組織を超えた連携・協力を深めるとともに、毎年の検証をしっかりと行い、PDCAサイクルを回す中で、取組の改善につなげていきます。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
75	全般	全般に関して、我が家の実情は、小学校・中学校共に朝、読書の時間が設けられ各々が自ら選んだ本に向かうようですが、我が子の場合あまり積極的ではなく、自発的な読書でないような印象を受けます。 私自身が高校時に経験した事ですが、クラス全員に漱石のある一冊が文庫本で人数配布され、毎授業で少しずつ先生の音読とともに目で文字を追ひ、数か月かけて一冊の本を読み終える、という授業がありました。その本にさほど興味を持っていなかったはずが、少しずつ皆のペースについてゆき、その場にいる全員とその物語を共有した、という喜びを知る事は、読書の新たな楽しみ方を知る事となりました。 本が好きな子どもは、与えなくとも自ら読むので、本との距離が遠い子どもを、いかに引き寄せるか、だと思います。自分で好きに選んで自分のペースで読みなさい、と突き放すのではなく、ほんの少しずついいので、こちらのペースへ誘い込む、というやり方はなかなか良いのではないのでしょうか。 視覚優先、聴覚優先、など様々なタイプがありますから、実物としての本、そして先生の声で聴く物語。その両方があると、大人になっても記憶の片隅にそっと存在する本となリエる気がします。 また、自分に近い人から勧めてもらおう本には、意外なほど引き寄せられやすい、と考えると、学生のうちはビブリオバトルなどで勝敗をつけずとも、誰かのその本に対する熱い思いに触れるだけで、じゅうぶんであると思います。 私は仕事の都合上図書館ボランティアには参加出来ていませんが、中学校から頂いてくる図書館便りに目を通していたところ、自分も読んだ本が多数入荷されているのを知り、我が子とは共有出来なくとも、どなたかとその本についてお話が出来たら楽しいだろうなあ、と想像しているところでした。この先地域の者として、若い方々と本を接点に関わる場がもしあれば嬉しく思います。 そして何より、全ての学校図書室に職員配置100%を目指すことが理想であると思います。子どもにとって真上ではなく、斜め上ほどに位置する大人の存在こそ、振り返ってみれば情熱的な分野での大いなる救いになる可能性があるのではないかと考えます。長く一定の職にある方々からは、ある種の安心感を与えられます。全ての子どもにも心休まる場所があることを願ってやみません。そしてそれは、たくさんの方の未知の物語で埋め尽くされた図書室であつたなら、とても美しい、と思います。 子ども時代に図書室に対して、フラットな意識、またはポジティブな経験を持つことが出来ていれば、多少読書から離れる期間があつたとしても、きっとまた読書によって得られる人生の楽しみに気づく日がくると思います。そう考えると、結局人を動かすのは人です。熱意ある職業人との出会いが教育の支えであると思っています。	③	子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。 そのため、第4次計画では、①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることのできる取組の推進 ②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進、③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基礎を築く読書活動の推進、の3つの柱で取組を進めていきます。 ご意見につきましては、今後の具体の取組に生かしていきたいと考えています。
76	全般	文末の表現について、全体的に「努めます」と「促します」が混在しています。前者は三重県教育委員会が主体となって動くような印象をうけますが、後者は具体的な対応を現場に押し付けているようにも聞こえます。表現を見直していただければと思います。	④	主に事業主体が県や県教育委員会(県立図書館や県立学校等も含む)の場合は、「努めます」という表記をしておりますが、事業主体が市町や市町教育委員会(市町立図書館・公民館や公立小中学校等を含む)の場合は、県において直接的な事業実施はできないことから、「促します」と記載させていただいています。 しかしながら、県教育委員会として市町教育委員会との連携・協力は重要なことと考えており、「4 計画の総合的な推進に必要な方策(県の方策)」に「(イ)市町教育委員会との連携・協力」を明記し、これまで以上に情報交換・情報共有を行い、県内全域で地域の実情に応じた子どもの読書活動の推進が行われるよう進めていきます。

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
1	1 基本的な考え方 (1)子どもの読書活動の意義 (前略) また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。 こうした知的活動の基礎となる読書(読書活動※²)は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。	1 基本的な考え方 (1)子どもの読書活動の意義 (前略) また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。 こうした知的活動の基礎となる読書(読書活動※²)は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身に付けるための大切な手段の一つです。	(P1) ○市町意見
2	※2 読書活動:本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書く、本に基づいて実際に体験するなど、読書に関わる活動全般 なお、「本を読む」については、<u>電子書籍を含み、文学だけでなく、科学読み物やノンフィクションなど、多様な種類の本に親しむことをいう。</u>また、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本(読み物)に親しむことを含むこととする。	※2 読書活動:本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般 なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本(読み物)に親しむことを含むこととする。	(P1) ○三重県 子ども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
3	(2)子どもを取り巻く環境の変化 <u>近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。</u> <u>特に、電子書籍の普及により、書籍を紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。</u> <u>また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。</u> <u><青少年のインターネットの利用状況></u> (中略) <u>(内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」)</u> <u>加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の読書離れも進む傾向にあります。</u>	(2)子どもを取り巻く環境の変化 <u>スマートフォン等の情報通信手段の普及により、子どもたちを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があると言われています。</u> <u>内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加し、平成30年度には約169分になるとともに、その内6割を超える約106分が趣味・娯楽を目的に利用されています。</u> <u>また、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があり、高校生では毎日3時間半以上となっています。</u> (中略) <u>加えて、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、ライフスタイルの多様化等により、保護者の価値観にも変化が生じており、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の世代の読書離れも進む傾向にあります。</u>	(P1～2) ○市町意見 ○パブコメ意見
4	(3)国・県・市町の動き (前略) また、県内市町においては、14市13町が子ども読書活動推進計画を策定し、それぞれの実情に応じた取組を推進しています。	(3)国・県・市町の動き (前略) また、県内市町においては、14市13町が子ども読書活動推進計画を策定し(令和元年6月現在)、それぞれの実情に応じた取組を推進しています。	(P3) ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
5	(4)「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしながら、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。 その結果、<u>学校の授業時間以外における小学生の不読率がやや改善し、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。</u> しかしながら、<u>学校の授業時間以外における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っています。</u> <u>こうしたことについて学校現場からは、「部活動や塾等により生徒の多忙化が進んでいる」、「高齢化等の理由で地域ボランティアへの参加が減少している」、「始業前の時間は英語や学力補充に時間が使われることがあり、朝の一斉読書の回数は少なくなりつつある」といった要因が指摘されています。</u> <u>これらの課題をふまえ、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。</u>	(4)「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題 「第三次子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしながら、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。 その結果、<u>家庭における小・中学生の不読率がやや改善し、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。</u> しかしながら、<u>家庭における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っており、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。</u>	(P3) ○県議会意見 ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
6	＜第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞ ※・・・文部科学省「全国学力・学習状況調査」質問項目の数値とする。	＜第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞	（P4） ○表現の精査
7	（5）「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針（県の取組方向） この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次子ども読書活動推進計画」の期間中（平成 27 年から概ね 5 年間）に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。 そこで、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。 <u>①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進</u> 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。 そのため、一人ひとりの発達や読書経験に留意し、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」をつける取組を推進します。 <u>②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進</u>	（5）「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針 この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次子ども読書活動推進計画」の期間中（平成 27 年から概ね 5 年間）に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。 そこで、「第三次子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。 ①家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進 ②子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進 ③人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進 ④五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進 （6）「みえの学力向上県民運動」における「読書をとoshした学び」の推進 県は、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動」を展開し、「読書をとoshした学び」を取	（P5～6） ○三重県子ども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
	多様な主体が相互に連携・協力し、次の3つの観点に沿った取組を推進します。 ○読書環境の整備 ・図書館資料や施設整備等の充実を図る - 物的環境の整備 ・子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備 ・連携強化やネットワーク構築等の質的環境の整備 ○読書機会の提供 ・子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供 ・子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供 ○読書活動の啓発 ・ポスターやリーフレットの配布等による啓発 ・読書活動に関わる多様な催しによる啓発 ・優れた取組の顕彰や各種団体の活動に関する情報提供による啓発 ③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進 子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。 五感に働きかけ、子どもの心と身体を育む楽しい読書活動を展開し、確かな学力の基盤づくりを推進します。 ＜三重県教育ビジョン 基本施策1《子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成》のめざす姿＞ 子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切に作る心や他者への思いやりな	組の視点の一つとし、読書活動の推進を取組の柱の一つとしています。 平成 25 年度から小中学校を対象とした「学力向上のための読書活動推進事業」を、平成 26 年度から高等学校を対象とした「学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業」を実施し、児童生徒の読書活動とおした言語活動の充実に努めています。 また、平成 28 年度からの 4 年間は、みえの学力向上県民運動セカンドステージとして、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げています。 子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。この県民運動は、子どもの読書活動の推進に重要な取組であることから、引き続きこれらの事業を展開していきます。	

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
	<u>どの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。</u>		
8	<u>(6)子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力</u> <u>県及び市町は、それぞれの推進計画等において可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し、点検及び評価を行うよう努める必要があります。併せて、学校、図書館、民間団体等が、相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制の整備に向けた支援が求められています。さらに、それぞれの役割に応じ相互の連携・協力を努める必要があります。</u>		(P6) ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見
9		<u>2 発達段階に応じた取組の推進</u> <u>生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。</u> <u>そのため、以下のような読書に関する発達段階ごとの特徴をふまえ、家庭、地域、学校における、幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意した取組を推進します。</u> <u>また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないように、学校種間の連携による切れ目のない取組を進めます。</u>	(P6～7) ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
		<u>幼稚園・認定こども園及び保育所の時期（おおむね6歳ごろまで）</u> 周りの大人から言葉をかけてもらったり、わらべ歌を歌ってもらったりしながら言葉に親しむとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて、絵本や物語に興味を示すようになります。 さらに、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。 <u>小学生の時期（おおむね6歳ごろから12歳まで）</u> <u>【低学年】</u> 本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。 <u>【中学年】</u> 最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが表れ始めます。 読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。 <u>【高学年】</u> 本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合があります。 <u>中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）</u> 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
		<u>高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）</u> <u>読書の目的、資料の種類に応じて適切に読むことができるようになり、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書をするようになります。</u>	
10	2 家庭・地域・学校等における推進方策 (1) 家庭 (イ) これまでの取組の成果と課題 県教育委員会の取組 「わが家の楽しみ方です！」 <u>9歳、3歳、1歳の娘がいます。赤ちゃんの時から絵本の読み聞かせをしています。日常のふとした場面で絵本で読んだ言葉や風景に出会った時に、家族で絵本の言葉を思い出して言い合ったり、「この言葉って何の絵本だったけ？」とクイズにしたりしています。絵本と同じ情景や気持ちに出会った時を大切にしたいし、家族みんなで絵本について話せるのでおすすめです。</u> 「オススメの本はこちら♪」 「どろんこぶた」 <u>アーノルド・ローベル：作</u> 「もぐらはすごい」 <u>アヤ井アキコ：作</u> 「ドアのノブさん」 <u>大久保雨咲：作</u>	3 家庭・地域・学校等における推進方策 (1) 家庭 (イ) これまでの取組の成果と課題 県教育委員会の取組 「わが家の楽しみ方です！」 <u>図書館で毎週 20 冊近く借りて読んでいます。子どもたちからリクエストのあった本はネット予約して借りています。小さい頃から毎日寝る前に絵本の読み聞かせをしていたので、一人で読めるようになってからも必ず寝る前は読書タイムになっています。</u> 「オススメの本はこちら♪」 「かいけつゾロリシリーズ」 <u>作者：原ゆたか</u> 「おばけのアッチシリーズ」 <u>作者：角野栄子</u> 「なんでもぼい！」 <u>作者：山中恒</u>	(P8) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
11	<家庭の課題> ○ <u>小学生で平日、読書を全くしない割合が平成 26 年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。一方、中学生においては、平成 26 年度実績に比べて悪化しています。（小学生 H26：21.4%→H31：19.1%〔全国 18.7%〕、中学生 H26：35.7%→H31：38.7%〔全国 34.8%〕）</u>	<家庭の課題> ○ <u>小・中学生で平日、読書を全くしない割合が平成 26 年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。（小学生 H26：21.4%→H30：19.5%〔全国 18.7%〕、中学生 H26：35.7%→H30：34.8%〔全国 32.9%〕）</u>	(P8) ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
12	（ウ）家庭での読書活動を進める今後の取組 ○読書と出会うきっかけづくり ・ 幼児期からわらべうたや絵本の読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。	（ウ）家庭における今後の取組 ○読書と出会うきっかけづくり ・ 幼児期からわらべうたや読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。	（P9） ○表現の精査
13	○読書習慣づくり ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったり、図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。 ・ 「みえの親スマイルワーク」や「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。	○読書習慣づくり ・ <u>生活習慣・読書習慣チェックシート</u>や「<u>みえの親スマイルワーク</u>」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。 ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。	（P9） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
14	○県立・市町立図書館、学校による支援 ・ <u>図書館において、保護者や個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービス※11を積極的に実施します。</u> ・ <u>学校において、「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。</u>		（P9） ○県議会意見 ○パブコメ意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
15	(2)地域 (ア)地域の役割 (前略) <u>このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められています。</u> <u>さらに、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫※12 や商業施設等の活動が果たす役割も重要性を増しています。</u> <u>そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。</u>	(2)地域 (ア)地域の役割 (前略) 公立図書館や公民館、児童館等は、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、<u>地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。</u>	(P10) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見
16	(イ)これまでの取組の成果と課題 《県教育委員会》 ○読書ボランティアの資質向上 ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を<u>図る</u>研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。	(イ)これまでの取組の成果と課題 《県教育委員会》 ○読書ボランティアの資質向上 ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上が<u>図れる</u>研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。	(P10) ○表現の 精査
17	※12 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、お話し会などを行っている小規模図書館。		(P10) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
18	※13 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する<u>ディスカッション</u>を2～3分行う。④全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を、参加者全員一票で行い最多票を集めたものを「チャンプ本！」とする。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。	※11 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する<u>意見交換</u>を2～3分程度行う。③全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。	(P10) ○パブコメ意見
19	《県立図書館》 ○学校等への支援 ・ 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービスを合わせて行いました。	《県立図書館》 ○学校等への支援 ・ 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービス※12も合わせて行いました。	(P12) ○表現の精査
20	○ホームページ等による情報提供 ・ 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスの改善を図りました。	○ホームページ等による情報提供 ・ 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスのしやすさを図りました。	(P12) ○表現の精査
21	○読書に親しむ機会の提供 ・ 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会＆おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を設けました。その他時季に応じてミニ展示を行い、図書を紹介しました。	○読書に親しむ機会の提供 ・ 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会＆おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を作りました。その他時季に応じてミニ展示を設け、図書の紹介を行いました。	(P12) ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
22	○外国語を母語とする子どもへの対応 ・ 図書館を利用しやすくなるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。	○外国語を母語とする子どもへの対応 ・ 図書館利用に困難を抱える方の一助となるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。	(P12) ○表現の精査
23	○県内全体を意識した図書館資料の充実 ・ 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、多くの新刊を購入しました。	○県内全体を意識した図書館資料の充実 ・ 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、できるだけ多くの新刊を購入しました。	(P12) ○表現の精査
24	○市町立図書館等との連携 ・ 県立図書館へのニーズを調査するため図書館未設置自治体を訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。	○市町立図書館等との連携 ・ 図書館未設置自治体へ訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。	(P13) ○記述内容の充実
25	<地域の課題> ○ 障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、 <u>地域の実情に応じた司書の配置、資料の充実が必要です。</u>	<地域の課題> ○ 障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、資料の充実が必要です。	(P14) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
26	○ 公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、 <u>子ども文庫</u> や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。	○ 公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、 <u>民間図書室</u> や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。	(P14) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
27	（ウ）地域における今後の取組 《県教育委員会》 ○読書ボランティアの資質向上 ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。	（ウ）地域における今後の取組 《県教育委員会》 ○読書ボランティアの資質向上 ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上が図れる研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。	（P14） ○表現の精査
28	○多様な主体との連携 ・ 地域の<u>実情に応じて</u>多様な主体（事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。 ・ <u>子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。</u> ・ <u>未就学児へのお話会など、多様な主体と連携した取組の事例収集を行い、優良事例の共有を図ります。</u>	○多様な主体との連携 ・ 地域の多様な主体（事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。	（P14） ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見 ○市町意見
29	《県立図書館》 ○家庭や学校等への支援 ・ 学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。（一部再掲）	《県立図書館》 ○家庭や学校等への支援 ・ 学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。	（P15） ○表現の精査
30	○ホームページ等による情報提供 （中略） ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、<u>支援サービス</u>の積極的な周知に努めます。	○ホームページ等による情報提供 （中略） ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、<u>サービス内容</u>の積極的な周知に努めます。	（P15） ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
31	○図書館資料の充実 子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については新刊図書^{※18}の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。	○図書館資料の充実 子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については可能な限り新刊図書の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。	(P15) ○表現の精査
32	○情報ネットワークの利用促進 県内の市町立図書館や図書館未設置自治体^{※18}に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえて e-Booking サービスを積極的、効果的に運用します。また、<u>市町図書館等への配本体制の確保・充実に努めます。</u>	○情報ネットワークの利用促進 県内の市町立図書館や図書館未設置自治体に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえて e-Booking サービスを積極的、効果的に運用します。	(P16) ○パブコメ意見
33	○研修の充実による人材育成（中略） 読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、ボランティアの育成や資質向上に努めます。	○研修の充実による人材育成（中略） 読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、<u>引き続き</u>ボランティアの育成や資質向上に努めます。	(P16) ○表現の精査
34	○読書ボランティア等との連携 読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。	○読書ボランティア等との連携 読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、<u>引き続き</u>その活動の充実を促進します。	(P16) ○表現の精査
35	《市町立図書館》 ○図書館資料の整備・充実	《市町立図書館》 ○図書館資料の整備・充実（中略） <u>除籍資料をリサイクルするなど、図書館資料を有効に活用し、家庭や地域、学校等での読書活動に活用できる仕組みづくりを促します。</u>	(P16) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
36	※18 図書館未設置自治体：県内では6つの町で公立図書館が設置されていない。 （令和2年3月現在）それらの町においては公民館図書室等が、公立図書館の役割を代替している状況である。		（P16） ○パブコメ意見
37	○家庭や学校等への支援 ・ 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の実情に応じた支援を行うよう促します。（一部再掲）	○家庭や学校等への支援 ・ 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の実情に応じた支援を行うよう促します。	（P17） ○県議会意見 ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
38	○外国語を母語とする子どもへの対応 ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、 <u>地域の実情に応じて支援団体と連携しながら</u> 、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。	○外国語を母語とする子どもへの対応 ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。	（P17） ○パブコメ意見
39	○研修等の充実による人材育成と支援 ・ 地域における読書活動を推進するため、保護者、地域住民、教職員等を対象とした研修機会の充実を促します。 ・ ボランティア登録制度の拡充や研修会・意見交換会の実施等、読書ボランティアの育成を促進します。また、活動場所の提供や図書館資料の貸出、司書による相談等、その活動の充実を支援するよう促します。 ・ 「地域学校協働活動※19」や「放課後子ども教室※20」、「まちづくり協議会※21」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を行うよう促します。	○読書ボランティア、地域ボランティア等の育成と支援 ・ 地域における読書活動を推進するため、ボランティア登録制度の拡充等、読書ボランティアの育成を促進します。さらに、活動場所の提供や図書館資料の貸出、研修会や意見交換会を実施するなど、その活動の二層の充実を支援するよう促します。 ・ 「地域学校協働活動※17」や「放課後子ども教室※18」、「まちづくり協議会※19」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を行うよう促します。	（P17） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○パブコメ意見 ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
40	○図書館だよりの発行等による情報提供（中略） ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、<u>支援サービス</u>を積極的に周知するよう促します。	○図書館だよりの発行等による情報提供（中略） ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、<u>サービス内容</u>を積極的に周知するよう促します。	（P18） ○表現の精査
41	○地域の多様な主体との連携（中略） ・ <u>子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。（再掲）</u>	○地域の多様な主体との連携	（P18） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○パブコメ意見
42	四日市市立図書館の取組 子どもが本に親めるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の<u>読み聞かせ</u>やおはなし会に加え、「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。	四日市市立図書館の取組 子どもが本に親しんでもらえるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の<u>読みきかせ</u>やおはなし会に加え、<u>季節や</u>「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。	（P19） ○表現の精査
43	鈴鹿市立図書館の取組 平成28年、中・高校生を始めとしたご意見をいただき、図書館の	鈴鹿市立図書館の取組 平成28年、中・高校生を始めとしたご意見をいただき、図書館の	（P19） ○市町意見
44	多気町教育委員会の取組	多気町立勢和図書館の取組	（P20） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
45	※22 ストーリーテリング:語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。 <u>読み聞かせが本や絵本を書いてある通りに読んで聞かせるのに対し、ストーリーテリングは、語り手が自分の言葉に直して語るところにその特徴がある。</u>		(P20) ○記述内容の充実
46	※23 ブックトーク: <u>ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。</u>	※22 ブックトーク: <u>子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること</u>	(P20) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
47	※24 アニメーション: <u>子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッド。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探せたり、あらすじをクイズにして出題させたりといったさまざまなプログラムがある</u>		(P20) ○パブコメ意見
48	(ア)学校等の役割 学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、 <u>学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。</u> (中略) 県及び市町等は、 <u>学校図書館法等の関係法令等をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。</u>	(ア)学校等の役割 学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、 <u>計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。</u> (中略) 県及び市町等は、 <u>学校図書館法等の関係法令等の趣旨をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。</u>	(P24) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査
49	○推進体制の構築 (中略) ・ <u>県立特別支援学校では、各学校の実情に応じて、読書や読み聞かせ、調べ学習において学校図書館の活用を積極的に進めました。</u>	○推進体制の構築 (中略) ・ <u>県立特別支援学校では、各学校の実情に応じて、調べ学習や読み聞かせの授業において図書室の活用を積極的に進めました。</u>	(P24) ○こども読書会議委員意見 ○パブコメ意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
50	○学校図書館の読書環境の充実 （中略） 県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。	○学校図書館の読書環境の充実 （中略） 県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。	（P25） ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見
51	○読書への興味や関心を高める取組の推進 （中略） 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動を充実させる取組を進めました。	○読書に対する興味や関心の涵養 （中略） 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動の充実に取り組みました。	（P26） ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見
52	○学力向上に向けた取組の推進 （中略） 県立高等学校では、授業における学校図書館の活用について、学習に必要な資料の提供や授業準備における活用等を含めて、「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう努めました。また、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をととした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。	○学力向上に向けた取組の推進 （中略） 県立高等学校では、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をととした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。	（P26） ○パプコメ 意見
53	○家庭や地域との連携 （中略） 県立特別支援学校においては、学校図書館を保護者へ開放し、家庭でも児童が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを行いました。	○家庭や地域との連携 （中略） 県立特別支援学校においては、<u>学校の教育活動に支障をきたさない範囲で</u>学校図書館を保護者へ開放し、<u>家庭において子どもと一緒に読書に親しむ機会を</u>設けました。	（P26） ○こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
54	○家庭に向けた取組の推進 ・ 小・中学校においては、県 PTA 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年2回実施しました。	○家庭に向けた取組の推進 ・ 小・中学校においては、県 PTA 連合会と連携し、生活習慣・読書環境チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年2回実施しました。	(P26) ○表現の精査
55	<学校の課題> ○ 学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準※25 の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、資料の充実と整備を図ることが課題です。 また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。 ○ 学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、学校司書等の配置が求められます。 ○ 学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる連携・協力が求められています。	<学校の課題> ○ 学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準※23 の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、<u>引き続き</u>、資料の充実と整備を図ることが課題です。また、<u>学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、引き続き学校司書等の配置が求められます。</u> ○ 小・中学校においては、<u>学校司書を配置する小・中学校の割合や、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる質の向上が求められています。</u>	(P27) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○パブコメ意見 ○表現の精査
56	「学校司書などが置かれていましたか」のグラフ (平成 30 年度 県教育委員会「読書活動に関する調査」)		(P27) ○記術内容の充実
57	○学校図書館の読書環境の充実 (中略) ・ <u>図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができる環境の充実を図るよう促します。</u>	○学校図書館の読書環境の充実 (中略)	(P28) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
58	○家庭・地域等との連携 （中略） ・「学校支援地域本部」などの、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。	○家庭や地域との連携 （中略） ・「学校支援地域本部」のような、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。	（P29） ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査
59	○読書への興味や関心を高める取組の推進 ・時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。	○読書に対する興味や関心の涵養 ・一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図るよう促します。	（P29） ○三重県 こども読書活動推進会議委員意見
60	○学力向上に向けた取組の推進 ・学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このため、様々な文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置づけるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。	○学力向上に向けた取組の推進 ・学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。そこで、様々な文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。	（P29） ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
61	○家庭に向けた取組の推進 ・「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもが一緒に読書に親しむよう働きかけます。<u>（再掲）</u>	○家庭に向けた取組の推進 ・「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発や、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもが一緒に読書に親しむよう働きかけます。	（P29） ○県議会意見 ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査
62	○学校図書館の読書環境の充実（中略） ・生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用します。	○学校図書館の読書環境の充実（中略） ・生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用し、<u>各県立学校の図書館窓口の業務の効率化を図ります。</u>	（P30） ○表現の精査
63	○学校図書館の地域開放 ・地域の実情に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。	○学校図書館の地域開放 ・地域の実情に応じ、<u>生徒の安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で、</u>学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。	（P30） ○表現の精査
64	○<u>読書への興味や関心を高める取組の推進</u>（中略） ・生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、<u>時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、</u>図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。	○<u>読書に対する興味や関心の涵養</u>（中略） ・生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。	（P30） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
65	○学力向上に向けた取組の推進（中略） ・各教科の学習以外の機会を活用した（後略）	○学力向上に向けた取組の推進（中略） ・各教科の学習以外の機会も活用した（後略）	（P31） ○表現の精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
66	《県立特別支援学校》 ○推進体制の構築 ・ <u>各学校の実情に応じた読書活動を充実させるため、全ての教職員が連携して学校全体で子どもの読書活動を支援・指導していける体制づくりに努めます。</u> ・ <u>司書教諭が学校司書等と連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。</u>	《県立特別支援学校》 ○推進体制の構築 ・ <u>子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援するため、司書教諭が学校司書等と連携し、学校図書館の職務に積極的に携わることができるよう校内体制を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。</u>	（P31） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
67	○学校図書館の読書環境の充実 ・ 「<u>学校図書館資料共有ネットワークシステム</u>」や<u>県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」</u>を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。 ・ <u>一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の実情に応じた図書資料を整備するとともに、NPO等の協力により、布絵本、リライト本^{※29}等を作成し、図書館資料の充実を図ります。</u> ・ <u>子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、ICT機器を活用した読書活動を進めます。</u> （後略）	○学校図書館の読書環境の充実 ・ <u>NPO等の協力により、布絵本、リライト本^{※25}等を作成するとともに、一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の実情に応じた図書館資料の充実を図ります。</u> ・ <u>子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、情報機器を活用した絵本の読み聞かせ等の読書活動を進めます。</u> （後略）	（P31） ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
68	○家庭・地域等との連携 ・ 家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動を支援できる取組の推進と体制の整備に努めます。 ・ 読書活動に関わるボランティア団体と連携・協力のもと、読み聞かせやストーリーテリング等の取組を通じて読書活動の推進を図ります。 ・ 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができる支援に努めます。	○家庭や地域との連携 ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティアや関係機関等との積極的な連携を図ります。また、地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を保護者や読書ボランティア等の地域住民に開放することで、子どもに合った本を提供していけるよう支援します。 ・ 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができるような支援に努めます。	(P31) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○表現の精査
69	○読書への興味や関心を高める取組の推進 ・ 各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、読み聞かせなど子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。	○読書に対する興味や関心の涵養 ・ 各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、子どもの読書に対する興味や関心の涵養に努めます。	(P31) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見
70	○研修会等の実施 ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。		(P32) ○こども読書会議委員意見
71	○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応 ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。		(P32) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
72	《幼稚園・認定こども園及び保育所》 ○保護者との情報交換等 保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、<u>公立図書館をはじめとする地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。</u>	《幼稚園・認定こども園及び保育所》 ○保護者との情報交換等 保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。	(P32) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見
73	※30 パネルシアター：パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法		(P32) ○記述内 容の充実
74	3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実 子どもの読書活動を推進するにあたり、<u>市町には市町立図書館や学校等を中心に、地域の実情に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には、教育委員会、子育て施策を担当する子ども・福祉部、県立図書館を所管する環境生活部等との連携・協力の下、県域全体の読書活動を推進していく責務があります。</u> 県教育委員会は、<u>子育て施策を担当する子ども・福祉部や県立図書館を所管する環境生活部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。</u> また、本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、<u>市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。</u> さらに、<u>県内各地で活動している読書ボランティアや民間事業者等多様な主体との連携体制を構築していくことで、『子どもと本を</u>	4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） (1) 推進体制の充実 子どもの読書活動を推進するにあたり、<u>県教育委員会は教育委員会内の関係各課、県立図書館を管理する環境生活部や子育て施策を担当する子ども・福祉部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。</u> 本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、<u>市町等あらゆる分野の関係者の主体的取組が不可欠であり、連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。</u>	(P33) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見 ○表現の 精査

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
	つなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。		
75	(イ)市町教育委員会等との連携・協力 ○（前略） 県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。	(イ)市町教育委員会等との連携・協力 ○（前略） 県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定、あるいは第四次計画の策定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。	(P33) ○パブコメ意見
76	(ウ)民間事業者等多様な主体との連携 ○ 県教育委員会が主催する啓発事業等において、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めます。	(ウ)民間事業者等多様な主体との連携 ○ 県教育委員会が啓発事業等を主催する場合は、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めます。	(P34) ○表現の精査
77	(オ)研修会等の開催によるスキルアップ ○ 県教育委員会は、子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。 ○ 県教育委員会は、保護者等が読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会等を開催します。		(P34) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見 ○パブコメ意見
78	(カ)読書ボランティア等に対する支援 ○ 県教育委員会は、読書ボランティア等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続できるよう、市町教育委員会へ優良事例等の情報提供を行います。また、読書ボランティア等に対しては、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。		(P35) ○三重県こども読書活動推進会議委員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
79	<u>(キ)社会的機運の醸成</u> ○ <u>市町教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体や研修会等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、社会全体の理解・関心の醸成を図ります。</u>		(P35) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見
80	<u>(ク)その他</u> ○ <u>電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意しつつ、電子書籍の利用方法等についても検討していきます。また、今後社会の変化等により起こりうる、子どもの読書活動の推進に影響を与える新たな課題に対しても、必要に応じて検討します。</u>	<u>(オ)その他</u> ○ <u>電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意していきま</u> <u>す。</u>	(P35) ○県議会 意見 ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見
81	<u>(2)三重県子ども読書活動推進計画の進行管理</u> <u>三重県子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、取組の進捗状況をふまえ、数値目標の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく進行管理を行います。</u>	<u>(2)子ども読書活動推進計画の進行管理</u> <u>子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況について、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく進行管理を行います。</u>	(P35) ○県議会 意見
82	<u>4 成果指標と成果目標</u> <u>目指す成果</u> <u>地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される</u> <u>学校において組織的に読書活動が推進される</u>	<u>5 成果指標と成果目標</u> <u>目指す成果</u> <u>地域での読書習慣が身につく</u> <u>学校において読書習慣が身につく</u>	(P36) ○三重県 こども読 書活動推 進会議委 員意見

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」最終案 新旧対照表（案）

番号	最 終 案（新）	中 間 案（旧）	備 考
83	指標 ①「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した<u>公立小中学生</u>の割合 ④一斉読書を実施する<u>県内公立小・中学校</u>の割合（週に2回以上実施する割合） ⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員（<u>学校司書</u>）を配置する<u>県内公立小・中学校</u>の割合	指標 ①「学校の授業時間以外に、<u>普段（月曜日から金曜日）</u>、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10 分以上すると回答した<u>児童生徒</u>の割合 ④学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合	（P36） ○県議会意見 ○市町意見 ○パブコメ意見

